

平成25年第8回（9月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	頁
1	11番	中谷 道文	1. 町天然記念物天竜界樺倒木事故に連動した今後の対応策について 2. 町へ新規転入した人への自治会等への加入促進の実態と今後の方策について	2
2	2番	成瀬恵津子	1. がん対策・ピロリ菌検査について 2. 発達障がいの早期発見へ5歳児健診を	18
3	9番	堀内 武男	1. 鳥獣被害防止対策について 2. 都市計画税の活用について	28
4	1番	宇治 徳庚	1. 災害時の安心・安全を確保する避難所等の現状と課題について 2. 公園等の遊具管理の現状と課題について	44
5	12番	宮下 敏夫	1. 職員の人事評価制度及びメンタルヘルスの取組について 2. 健康寿命延伸及び医療費抑制への取組について	57
6	10番	船木 善司	1. 平成24年度一般会計決算・財政健全化に関する財政指標について 2. 災害時における電源確保について	68
7	5番	岩田 清	1. 監査制度のあり方について ～民間との比較を中心に 2. 教育諸問題	82

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	頁
8	4番	三堀 善業	1. 辰野病院の将来像について 2. 地域コミュニティーについて	99
9	3番	根橋 俊夫	1. 幼、保・小・中一貫教育の推進について 2. 社会教育事業の推進に関して、教育委員会と町長部局との連携について 3. 一般質問で検討課題とされた課題のその後の進捗状況について	112
10	8番	永原 良子	1. 高齢者、障がい者支援の充実について 2. 若者や子育て世代の支援について	128

平成25年第8回辰野町議会定例会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成25年9月9日 午前10時
3. 議員総数 13名
4. 出席議員数 13名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	宮下敏夫
13番	篠平良平		

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	林龍太郎
教育長	古村仁士	代表監査委員	三澤基孝
総務課長	中村良治	まちづくり政策課長	山田勝己
住民税務課長	向山光	保健福祉課長	一ノ瀬元広
産業振興課長	飯沢誠	水処理センター所長	一ノ瀬保弘
会計管理者	宮原修二	教育次長	百瀬辰夫
辰野病院事務長	赤羽博	福寿苑事務長	宮原正尚
消防署長	林国久	両小野国保診療所事務長	河手潤子
社会福祉協議会事務長	守屋英彦		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武井庄治
議会事務局庶務係長	赤羽裕治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第7番	熊谷久司
議席第8番	永原良子

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

おはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ご苦労さまでございます。昨日の早朝、国民が待ち望んでいた2020年夏季オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決まり、日本中が歓喜に包まれました。東京での開催は1964年の東京オリンピック以来56年ぶり2回目、冬季オリンピックを含めると4回目の開催となりますが、オリンピック開催の経済効果が地方にも波及することを期待いたします。さて、今日から2日間一般質問であります。議員の皆さんには建設的で活発な論議と傍聴の皆さんに分かりやすい質問、答弁を望みます。定足数に達しておりますので第8回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。3日正午までに通告がありました、一般質問通告者10人全員に対して質問を許可いたします。質問、答弁を含めて一人50分以内として、進行してまいります。なお、ご覧のとおり本議会一般質問より「残タイマー表示灯」を使用してまいります。制限された時間内での質問を許可します。また本議会一般質問も町長等に反問権を許可いたしますのでご協力のほど、お願いをいたします。質問順位は抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	11番	中谷	道文	議員
質問順位	2番	議席	2番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	3番	議席	9番	堀内	武男	議員
質問順位	4番	議席	1番	宇治	徳庚	議員
質問順位	5番	議席	12番	宮下	敏夫	議員
質問順位	6番	議席	10番	船木	善司	議員
質問順位	7番	議席	5番	岩田	清	議員
質問順位	8番	議席	4番	三堀	善業	議員
質問順位	9番	議席	3番	根橋	俊夫	議員
質問順位	10番	議席	8番	永原	良子	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席11番、中谷道文議員。

【質問順位 1 番 議席 11 番 中谷 道文 議員】

○中谷（11番）

皆さん、おはようございます。質問をただ今からいたします。今年は日本列島全般に歴史的な残暑に見舞われ大変な夏でありました。ここ台風の到来とともに厳しかった夏も終わり、深まり行く秋を感じさせられる今日このごろであります。本年は異常気象のため日本各所で豪雨が発生しております。幸い、我が辰野町においては大きな災害もなく、五穀豊穡の秋を迎えることを皆で心より感謝しております。さて、9月議会招集についての町長挨拶でもありましたとおり、4期16年にわたり町長を務め上げられた町長が今回引退されるということで、大変な町長の功績を残しての引退でありまして私どももご苦労さまと申し上げるより仕方ありませんが、特に病院をはじめ、町の発展のために多大な成果を挙げられたことに対して厚く御礼を申し上げたいと思います。引退にあたり私ども議員としては一抹の寂しさを禁じえません。議会は今回最後となるわけでありますけれども、今後とも我々議員の指導や町の発展のために高所より種々のご指導、ご鞭撻をくださいますことを心よりお願い申し上げます。今9月一般質問のトップバッターの役をただ今から務めさせていただきます。なお、今回からは何とかタイマーというものが入りまして、非常に緊張をしておりますが、よろしく、時間をもつようにご協力をいただきたいと思います。

私は今回事前に通告してあります2点について質問させていただきます。まず1点目ですが、町天然記念物の天竜界の倒木事故に関する質問並びに提案であります。私は竜東地区の出身でありこの出来事につきましては人一倍心を痛ましているものでございます。今後も起こりやすいことであり、皆で注意をして、こういう事のないように進めていかなきゃいけないということについて、これを機に二度と起こらないようにするための取り組みや、この対策についての質問並びに提案をさせていただくところでございます。2点目は最近よく区の関係者より「中谷さん、いろいろあって困るよ」というようなことをお聞きしております。「なんだい」と応えますと「新しく町に転入してきた皆さんで区や耕地にも入っていただけない、そんな人が非常に増加している」と。「区費もいただけないし、区の行事にも参加してもらえず大変困っている」といった苦情であります。町転入時点での指導や説明の実態について、まずはお尋ねしたいと思います。なお、質問を続けてまいります但し全体を申し上げたとおり時間の制限がありますので逐次、説明をいたしますので逐次お答えをいただく

ような方式で順次ご回答のほどをよろしく申し上げます。

まず1点目の天然物の天竜界欅事故の件であります。私は町文化財保護条例が十分に機能しておれば未然に何とかこの防止ができたのではないかと、こんなに後になって考えているものでございます。この欅の大木は樹高30メートル、目通8メートルという非常に大きなものでありまして、しかも推定450年以上を経過しているとお聞きしております。そんな見事な樹形が町天然記念物指定の言われと聞いております。10年ほど前にも大きな太い枝が落ちて話題になったことがあります。この欅も古木となり自然の摂理で枝を落としたり、ひこばえを出したり、直幹を出したり自分の寿命を感じていたのではないかと思えてなりません。樹医さん等に定期的に見ていただければ何とかなったと、未然に防げたのではないかとこんなことを思っただけでなりません。そこで、少しお伺いをしたいことが4件ほどあります。1点目は町文化財保護条例のうち4項目の実態についてお尋ねをしたいわけでありまして、1つは教育委員会と文化財保護審議委員会との関連で規定では教育委員会は諮問をすると、それでその諮問に対して審議会は具申または答申をすると、こういう形が定義付けられております。2つ目は、所有者は教育委員会の指示に従い文化財の管理をしなければならないと規定されております。教育委員会が指示をする、管理について、とこういう規定でございます。これは10条であります。また次に教育委員会は所有者に管理や保護、公開についての必要な指示を行うことを義務付けております。これは第15条です。また続いて16条並びに細則についてはその管理、保存に対する経費のことが謳われておりまして管理や経費、その他、保存に要する経費の一部を予算の範囲内で助成する。天然記念物の樹木についてそのような、実績はどのようになっていたかというようなこの4点につきまして実態についてお尋ねをいたします。お答えをお願いいたします。

○町 長

皆様おはようございます。9月決算定例会。今日は一般質問、今日、明日と続くわけでございますが、大変にご苦労さまでございます。また傍聴の皆様方にも早い時間帯からお越しいただきまして町政に関心を積極的に持っていただきますこと、心から厚く御礼を申し上げます。また、中谷議員におかれましては私の16年の総括等など、お褒めの言葉をいただきましたことを厚く御礼申し上げる次第でございます。さて、私も11月11日まで任期でございますので、普段と変わらず、また行政は一刻も休むことができませんので、命がけで一生やるようなつもりで11月11日まで頑張っていくた

いとこんなように思いますので、ご協力方お願いを申し上げます。それでは質問1番の町の天然記念物であります天竜界様の櫨につきましての倒木事故等を捉えました質問でございます。私どももこの事故で亡くなられた方に対しましては、心から哀悼の意を表し、またこのようなことが2度と起こらないように、またお互いに教育委員会、担当審議会とも誓い合っているところでございます。心からご冥福をまずはお祈りを申し上げます。これらの件につきましての問題でございますけれども、辰野町は文化財の保護条例第15条によりまして、所有者または保護団体に対しまして必要な指示、助言を行うということになっておりますし、今、ご指摘の教育委員会も同じように樹木医、樹医とも言いますけれども樹木医、この樹木医も1991年に林野庁で財団法人、この緑化センター、緑化文化センターって言うんですか、日本緑化センター、非常にこれは行政的な権威のある所でありまして、それらの講習、あるいは試験によって選ばれる、あるいはまた合格するものでありまして、樹木医等の資格に対しては非常に権威のあるものと、このように判断をいたしております。したがって、そういった樹木医等を教育委員会としましても診断を実施して現在おるところでございます。ご指摘の天竜界様の櫨につきましては平成24年3月に樹木医にみていただきました。その時の見解は「樹勢がよろしい」と。木の勢い、葉っぱから何から全部みてそういう判断をいただきまして、まさかこのようになるということは誰をも思わなかったところでございます。なおまた、町の文化財審議委員会、審議委員といたしましても定期的な巡視を現在行っておりまして、現在町には指定木が13本、そしてまた保存木としては38本、計51本を保存するという形の中で指定するものでございます。しかし危険である限りその指定は解除になる、あるいはまた指定した時のような様相を呈してなければ解除するというのもまた審議委員会の仕事でもあるわけでありまして、天竜界様に対しましては、大変残念ながら指定のままの中でああいった倒木事故が起きたと、非常に残念なことだとこのように心を痛めながら町としましても、今後二度とそのことが起こらない、そんなようなことが起こらないような対策をまた所有者、あるいは管理者とも相談しながら進めているところであります。以上であります。

○中谷（11番）

ただ今、町長の答弁をお聞きしまして、一応町としては樹木医に来ていただきまして24年3月、現地の調査をしていると。また51本についてもそれぞれ定期的な見回りをして体制は十分したが不可抗力として、そういうことが起こったということであり

ますので私も安心をしました。何か条例どおりに動いてなんだとか、何か課題があってそんなことがあったんでは大変なことだと思い質問した次第でございます。状況については一応理解をいたしました。続きまして質問を続けます。ただ今、町長から説明がありましたように「二度とこのようなことが起こらないように万全の対策を整えたい」というような前向きなご答弁をいただきまして安心をしておるところでございますが、現在、町の天然記念物12箇所とお聞きしていますが、そのものについてもいずれにせよ調査をされたというような報告を、ただ今51本というようなことで報告をいただきましたので、手抜きなくやられておるということで安心をしましたが、私は中学校の大欐や学校の校庭の大きな樹木、それから保育園だとか、公の場所、あるいは公園等の場所にある大樹についても指定したものではなくて一斉に町に関係あるものについては調査をしていくような方向でご検討いただきたいと思っております。また、個人の所有物であっても危険が発生しそうな樹木については調査と指導が町長の目指す安全安心のまちづくりの見地から見てぜひ必要だと、こんなように思っております。また後段質問をしますが、樹木医等についても地元である、樹木医等も嘱託あるいは調査員の一員に加えて一斉的に町のそういった危険性のあるもの、将来危険のあるものについての調査や今後の安全指導について指導をすると、こういうことがやはり町の業務として必要ではないかと、こんなように考えますので天然記念物の強さや今後の対策についてそれらのことにつきまして、どんな構想をお持ちになっておるかお尋ねをいたします。

○町 長

続いてお答え申し上げます、細部につきましては担当、教育次長の方からお答えを申し上げたいと思っておりますが、指定文化財の保護活用の問題につきましておっしゃるとおりかと思っております。指定木は13本ということでございます。また保存木がありまして38本ですから合計51と、こんなことでございますが。その中で町の所有というもの、所有、管理しなけりゃいけないものというのが2つほどあります。それは辰野中学校のシンボルになっております当時、祝殿様として平出の宮沢家が所有していた大きな欐があります。これを町の方へ移管されました。ほこらは別です。その木が町の所有保管管理責任があるものであります。もう1つは川島の所に木地師の墓があるわけでありまして。昔の菊の御紋章の入った、そのお墓もそうですが、そこにやはり木がございまして大きなものでありまして、これが町の関係でいかなければならない。やはり同じよ

うに檜ということであります。それ以外は個人だったり団体だったり、その地区のものであったりとこんなことでありまして、管理を更にまた今議員のおっしゃるように進めていかなきゃならんわけではありますが、この先ほどの天竜界様の事故、倒木事故に関しまして安全管理につきまして7月23日付けで所有者に天然記念物及び保存木の保存管理についての文書を町といたしまして、この審議会、あるいは教育委員会の名前で配布いたしております。監視や管理について異論のないように確認をお願いしたいということがございます。これは所有者もそうですし、審議会、審議委員もそうですし、地区の住民、教育委員会、そして樹木医、そして庭師等々の皆さん方のご意見や指導をいただいて取り組んでいただきたいと、こういうことで早速全ての樹木に対して、指定木に対しましての点検をしたところでもあります。しかしこれ指定していてもいなくても、今議員のおっしゃるようにどこかの木が大きくなったり、大きくなるのは結構ですが、中がうろんこになっちゃってるとかいろんな危険な状態がございましたらぜひ一つ町の管理ではございませんけれども、町としての意見、また樹木医もお願いするお金もかかりますが、そういったものに対しましての補助や、またその経費は町として出したいと思しますので、相談をぜひお願いをしたい、またご連絡をお願いしたいとこのように考えるところでございます。東京で前に台風の時にあの木の少ない所でありますけれども、大きくなって言ってもそんなに大きな辰野町の大きさからいくとそんなに大きくないもので30センチメートルの直径か40センチメートルぐらいの直径の木の枝が1本ドンと落ちてきてタクシーの上に乗って、それもエンジンルームの方へ乗ったんでよかったんですが、エンジンルームがペしゃんこというようなことも前の報道であったことでもあります。木は素晴らしいもので守っていかなくやなりませんけれども、しかし少し弱ったり、あるいは枝が枯れたりなんかしてますと大変なことになるわけがございますので、お互いにこれは大事にしながらやはりそういった枯れ枝ぐらいは伐採していかなくやならんと思しますので、ご相談と皆の目で気をつけていくことがとても大事だろうと、こんなふうな考えるところであります。次長の方からあればお答えを申し上げます。

○教育次長

ただ今、町長の方から申された内容のとおりだと思いますが、先ほどの7月23日付けでそれぞれの所有者、管理者に通知を出しました。その後、所有者等から「ぜひ、家の木をみてもらいたい」という相談がその後3件来ております。そららにつつま

しては教育委員会の方から樹木医に連絡をしまして、その相談内容に沿いながら樹木医の診断を受けて来ております。今後につきましては年3から5件ぐらいの計画で樹木医による診断を随時受けていきたいという計画でおります。先ほど町長申したように木も伸びておりますので、所有者なりその地域住民なりが常日ごろから気を付けて見ていただいて、もし心配な点等々があればぜひ相談をしていただきたいというふうに思います。それらにつきましては補助制度もありますし、樹木医の診断費用については教育委員会の方で持つ予定では今おりますので、そういう意味で何か変化があった場合にはぜひ相談をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

○中谷（11番）

ただ今のお話聞きまして、万端対応進めていただいておりますと、こういうことで安心をしております。また、事故のあった時にも町の対応は良かったと、こういう評価を本人並びに地域の皆さんからも聞いておりまして私も大変うれしく思っております。またそれぞれの新しい対応策を打っていただいて、定期的な巡回やら、また町民にそういういった意見を連絡をしてほしいとこういうお話も聞きまして安心をしているところでございます。ぜひ、そんなようなことで早急に進めていたり、対応を考えていただきたいと思います。また、前段町長の話にありました樹木医の県の緑化委員会の中のその樹木医、相当権威の高い方がおってその人の相談も受けているということでもありますけれども、私はそうした権威のある人も天然記念物に採択するとか、あるいは解除する時には必要かと思っておりますけれども、日ごろの定期的な検診、あるいは町の関係職員と一緒に回るとかそういうような時には、そのあまり大きなことはまた決断もできないし、その度というわけにいきませんので何か調査委員の中にそういう資格があって、常に相談に乗ったりまた自主的にみていただけるぐらいの協力的な樹木医さんが何か囑託の形なり、若干の経費で面倒みていただけるような体制というのが組めれば非常に良いんじゃないかと、こんなにただ今の意見を聞きまして感じましたので、また検討をいただきたいと思います。質問を続けます。次に質問事項の3番目に入るわけでありましてけれども、指定天然物の樹木や公園の場所にある大樹について安全確認の見地から若干町長さんからもお話がありましたが、今後についてはそういう樹木医とか、あるいは管理のためにかかる経費については多大なものがかかりますし、私も現地を見ましたけれどもあのもの凄い樹木の残骸を見た時に「これはまあ、えらいことだ」とこんなふうに思っております。撤去していただきたいという

ふうをお願いをしても個人ではとても手の付かない話でありますし、町としても大変な出費がかかることでもありますけれども、そのような場合については全額町負担で早期に対応をして事故が起こらないようにしていくことが非常に大事じゃないかとこんなようなことを思って提案するわけではありますが、1つ目としては、定期的に審議会等を開催して年に1回とか年に2回、あるいは4半期とか一定の位置付けを付けて町の課題、そういったものについての会議を開催するような規定を入れてはどうかと、また2つ目でもありますけれども、先ほど話しました樹木医さんを嘱託あるいは審査員の一人に加わっていただきまして定期的な見回りや調査等に協力をいただくと、こういうことで調査委員の一人にぜひ指定をお願いをしていったらどうかと。それから特に私は地元のそういう方が良いんじゃないかとこんなふうに思っていますので、申し添えます。3つ目ですが安全性確保のために予算化の強化をとということで、こういう天然記念物等町が指定したものについては、枝を整枝だとか、あるいは幹の伐採、あるいは周辺の整理等のかかる経費については町がきちっと見ていくと、こういうふうなことを入れていったらどうかとこんなふうに思っていますので、お金のかかることでもありますので、検討ということをお願いしたいと思います。また、樺の例みたいな大木やまた公のもの、例えば学校だとか学校の校庭だとか校舎の近くとか、保育園とか公園とか町に直接関わるものについては当然、町が管理の責任とまた費用については持つことは当然でありますけれども、天然記念物についても規定で決まっておりますけれども、個人の負担する部分等も一部負担ということで明記されておりますのでそこらは全額をみてやるというようなこともお願いをしたいと思います。それから、管理の経費が大変であるということで、維持管理等がどうしても遅れがちになると。また撤去の場合についても個人としてはもう早く、また同じようなことがあっちゃいけないで枝が落ちたりいろいろしてはいけないで、危害を加えちゃいけないで、早く処理をしたいなあ、というようなことについても「いや、始末にお金がかかるで」というような声もありますので、町の予算で早急に対応するような緊急な対応等も十分できるようなことを予算化していったらどうかと。またもう1つでありますけれども、樹木医さん並びに担当課で専門班を形成して町内一斉に、ただ今申し上げたような指定木あるいは公有のものでなくても個人のもので全町的に危険なものがあったらいけないということで一斉調査等を区にもお願いして調査をして、今災害防止のマップを作っておりますが町内のそうした危険になるとか、あるいは凄く高齢化している樹木

とか、欠陥のある樹木とかそういうものを調査して皆にそれを見て確認をしてその対策を進めやすいようにするということを考えてはどうかと、こんなように思いまして以上、3点についてどんなふうに具体的に現在は思って、思っていないのか、また今言ったようなことをすれば完全にもう未然防止ができるというようなお答えであるかどうか、私の提案でありますのでどうということではありませんけど、何かお考え等がありましたらお答えをいただきたいと思います。

○町 長

次の質問にお答えしたいと思いますが、その前にちょっと私どもの説明が悪かったせいかちょっと、修正をさせていただきたいと思いますが、樹木医は辰野にいる人も日本中どこの樹医さん、樹木医にしましても1991年ということですから平成3年ころですかね、平成3年ころに林野庁で財団法人、日本緑化センターというものを作り、そこで資格を出しているところということでもあります。したがって辰野の樹医さんを標榜される方はその資格を取っているところということでもありますので、そちらの方から誰か連れて来るということではありませんので、ちょっと誤解を招いちゃって申し訳なくと思いますが、ご修正を願いたいと思います。なお、また定期的に調査を現在町はしております。それで費用につきましても、また誤解されてはいけませんので、現在は文化財としての価値を保つために保護管理の費用の一部負担を町がしております。それから樹木医による診断費用につきましても町が負担してあります。こういうことでもあります。したがって指定でも天然記念物でなくても危険なような場合は町に連絡いただいて相談に乗るということでもありますので、それは個人のものやはり個人で樹木医の費用、あるいは庭師さんやあるいはまた文化財の審議委員会の皆さんでしたらそんなにお金をとということには取らずにみてる。「そうだね、これは危険だね」とか「こっちを落とした方がいいかね」とかいろんな話に乗ってくれるとこんなことでもありますので、ご整理を願いたいと思います。それと、この間の倒木のありました大きな450年にもものぼる樹木でありますけれども、その中のあとの反省の中で私もちょっと耳に挟んでますけれども、木というものはやはりバランスが大事だということを行います。木の葉っぱの張り方が右だけずーっと傾いていると左から来た力に弱い。逆に右に傾いて茂ってますと逆の力に弱い。したがって比較的こんもりと、こんもりとって言い方はおかしいんですが、左右前後ですねバランスが取れている方が強いということも一つの、しかしバランスが全部取れていれば空洞であっても大

丈夫ってということではありません。空洞であると中に不定根というものが、空洞の中、木がありまして回りがありまして、回りがあれば皮と幹の間を水が上りますので大体木というものは生きてます。しかし中がこう腐っちゃってる、結局上の方から腐るか、雷で腐るかいろんなことではありますが、腐っちゃってるとやはり弱いことは弱いんです。しかし木というものは不定根というものが、この細いような根が上から空洞の中をどんとどんとたくさん出てくるわけです。それで地面に着くとそれがまた根の代わりとして段々太くなっていく。完璧にその前に腐らなかった空洞がほこらって言いますかね、ほこらって言いますか空洞が空く前と同じような力を発するかというと、それはずっと全部いっぱい不定根で詰まれば別ですけどもそうでない限りはそんな力はないんですが、栄養だとかある一定の力に支える力は出てくるというようなことで自然の摂理の中でそんな自己防衛も一部されているようでもあります。しかし天竜界様の場合は、残念ながら不定根も一部伸びてましたけど、途中で人間の背丈ぐらいの所ですか、そこから4つに分かれてたんですけどもその辺でほこらの中、ほこらって言いますか空洞の中に焼け焦げた跡があると。上からずっとくると雷ということも考えられますが、昔か何か分かりませんが誰かがそこで火を焚いて焦げちゃった跡があると。そうすると不定根はそこで止まっちゃうそうです。ということで残念な現象がたくさんあったかなと。一概にそこだけの原因とは申しませんが、前に1本が倒れてバランスが崩れていたこともまた事実でもありますし、大変そういったようなことに対しましては、困った。しかし1年前に見た時は非常に樹勢が良かったというようなことの中で安心してましたが450年にもなる大きな木ですので、しかしああいうことが起こってしまったということでもあります。前日に雨がたくさん降り、相当水を吸い上げてた、先ほど言ったように皮と幹さえあれば、幹の外側さえあればずーっと水は上がっていきますので、枝の方へ水を吸い上げる。しかし中はうろんこ、片っぽはバランスが崩れていた。こういう中で朝はその当日の事故の朝は風もなく、雨も降らず、このような状態の中で倒れてしまったと、非常に残念な結果だなあとこんなふうに思います。亡くなった方のご冥福を祈りながら、こんなことの二度とないように町の方も更にまた議員のご指摘の点もありますので注意しながら進めていきたいとこんなふうに思います。一番後段のご質問にたいしましては次長の方からお答えあればお答えを申し上げます。

○教育次長

経費の関係でありますけれども、先ほど町長申しましたようにその保存木、記念物の樹木に対してその樹勢等、形、それぞれを保つために確認をして、もし不適切な枝、枯れている枝等々のものがあれば先ほど言いましたように町に相談しながら、その伐採等についての補助金等には経費の一部を負担していくという制度がありますのでぜひ、先ほど来から言うておりますように相談をしていただきたいというように思います。それと、じゃあ、切り倒すので全部っという話には今のところ、そういう制度自体はありませんので、先ほど言った樹木医の検査費用、診断料等については町の方でみたいというふうに考えてます。また管理の関係で町の小中学校、保育園等々に木もあるわけですが、それらについては職員なりが常日ごろから観察しながら、もし普段と違ったようなものがあればすぐ連絡をいただくような一応システムになっておりますので、引き続きそれも続けていきたいというように思います。それと、会議の方につきましては審議委員会の委員の皆さんが3班から4班の班を編成しながら町内の指定木、保存木の調査をしております。ですのでこれらについても回数をもう少し増やしながらいくとか、議員おっしゃったような策を取っていったらというように思います。樹木医の関係については町にいるかどうかはちょっと探してみたいとは思いますが、庭師みたいな方でも樹木医という資格ではないんですが、木のことについては普通の素人の皆さんよりは多分数段上かというように思いますので、それらの方々の意見もいただきながら、そういう調査等には同行はしてもらっているというのが現在のところであります。そんな意味で各区の指定木、保存木じゃない木についていのはまた区長会等の席で各区を通じながら話をしていくということができるかというように思いますので、参考にしたいというように思います。以上です。

○中谷（11番）

ただ今、町長や次長の方から現状につきまして考えて進めてることにつきましてお伺いをいたしました。このように予算についても、それから樹木の巡回等についても最大の配慮をして、今進めているということですので今、安心をしておりますがどうかまた一段とこうした問題が起こらないように、配慮については推進方、お願いを申し上げたいと思います。ここで私が質問していろいろのお答えを聞いてますと、やはり町としては十分それぞれの局面に対応する施策は十分あるよということですので、安心をしておりますが我々町民としても危険なものについては町に連絡を取っていくと、こういうことが非常に大切だなあという感じを受けました。また、区の皆さん

とかいろいろな方も「あの家の木が倒れりゃえらいことするな、あれは家を壊したり誰か通りゃ下敷きになったり、大変なことが心配だな」というような意見もある樹木もありますので、ぜひ町をあげて点検をしてそういうことを未然に防げるような方策を積極的に進めていくことを提案をしたいなど、こんなように思っております。最後でありますけれども、今回の事故を契機として条例や施行規定の一部を見直しをした方が良いものがあるのではないかなと私なりに考えております。そこで町としてはそのことについての見解、今の規約で十分いけるといことであるのかどうか、少しお尋ねをしてみたいと思います。まず、1番目としてただ今も次長の方からお話がありましたけれども、審議会の開催の義務付け、これは規定では必要に応じて開催をするということでごく基本的な考え方でなっておりますが、こんなような事項を踏まえて年に1回とか半年に1回とか4半期に1遍とか何かそういう定期的なものをやって樹木だけでなく一般の文化財等についても定期的に開催するようなことを項目に入れた方が良いんじゃないかなと、これ4条でありますけど、というような感じを持っております。これ私の見解でありますけどよろしくお願ひします。それから2つ目としては文化財保護委員の中に審議委員、または調査委員として1名の樹木医を置いたらどうかというように考えましたけど、これは既に手配をされて動いているとこういことでございますので省きます。3つ目として、維持管理経費や指定解除に対する対策等についても予算の範囲でみるというふうに書いてありますけれど、予算の範囲っていえばいくらなのか、それも私には分かりませんが十分管理にかかる経費については全額をみるようなふうの一部という部分についての注釈がどういうものかということを入れておいた方が良くないかと、こんなふうに思います。また、個人所有の場合であります、予算がなくて木、切らなきゃいけないけど、まあ何ていうの膨大な経費がかかるでいやだとかいうことでどうしたって枝を切ったり、管理、樹形を保つ作業が遅れたり、また今回のように撤去についても速やかに、7月の23日に撤去されたようですが、私も確認はしましたけれども、もの凄い木の幹と枝の、もの凄い山であります。こんなものを切ったり、これを始末するには膨大なお金がかかるということになって「分かっちゃいるけど、切れない」とこういようなことになってはいけませんので、そこらにかかる予算については十分相談を受けて対応するように、何かそこらのところも検討が必要じゃないかとこんなように思います。4つ目として、これは4項目めの質問に連動しておりますが、今回の事故等を踏まえて今後最悪の事態が発

生をすることも視野に入れて保険等、対応措置を含めて検討の必要がないかというようなことで、そういったものの明確なケース別に公、個人、あるいは個人所有であるけれども町が指定文化財に指定した天然記念物等についての見解が分かるような何か施行規則等にそういうようなことを付記してはどうかと、こんなように考えております。規制、規則なり施行条例等について何か町で今後考えていくようなことの必要性を感じておるか、またいるとすればこんなことも検討しているというような実態をお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○町 長

時間が、あそこに出てますので、ほかの質問もあるようですから簡単にお答え申し上げたいところですが非常に奥深いお話されてますので、あんまり軽々というわけにいきませんが、開催義務付けでありますが一応定期的に行っていると思います。ただし、先ほど言ったように保存木入れて51本もありますので、全部を毎年回るということでなくて、交互にこう回っていくんではないかというふうに思いますが、次長の方から少し早口で答えちゃいますが、お答えを申し上げます。樹木医の件はいいとして、全額をみるということでありましたが、指定すれば全額を町がみるのかということですが、もう少し一度、一度と言いますかお考え願いたいのは個人のものでも指定するんですね。で個人のもので全額町が負担して保護やってますと個人のものでなくなっちゃうわけですね。やはりだから個人のものは個人が管理するもの。またそういった保護するもの。町の方は意見として「今度枝を落としたいが、あれをこうしたいが」って言った時に指定しているような木の様相を著しくこれを欠くようなことであれば、

「もう少しこのようにしてくれませんか」とかですね、「半分だけ切っちゃえ」

「じゃあ、こっちも残したりバランス良くいかがですか」ってこういう意見は言うんですが、あくまで本人の意思であります。したがってどうしても本人が指定してあるものであっても、都合によって伐採したいというようなことになればこれはもういた仕方がないことであり、町は伐採した時点で文化財としての指定をこれを解除するところということになっていきます。ですからやっぱりこの、いろいろ条例作るとは良いんですけども、やはり法律的な考え方、皆が長年、長年考えてできた法律ですから、全部が良いと思いませんけれども今の現状の法律下であればやはり持ち主の責任、でまた指定すれば指定したことによって干渉ができています。しかしそういった大事なものでありますので樹木医等、お金のかかる、結構高いんですね、そういった費用に対

しましては町が全額持ちます。しかし保護、管理に対してましては先ほど言ったように、できるだけこんなようにして欲しいというような要望もするわけでありますから一部負担させていただく。このことの方が私は良いような気がいたしますがどんなふうでしょうか。なお、木というものはちょっとずつ大きくなる。ですから自分の家の木でもそうだと思いますけれども、ぐーっと伸びると分かるんですけれども段々、段々大きくなって庭師が入ったりこう剪定したりいくんでしょうけども、気が付くと「ああ、いやこんな大きくなっちゃった」という、子どものころはこんなふうだったのってというようなことで、はっとすることがあるんです。それで頭を詰めるという方法もありまして、真ん中と言いますか中心的な幹を切るんですけれども、形が変わりますが段々こうまた盛ってきて良い形になるんですけれどもただ切ったままにしておくとそこから水が入って腐りはじめる。先ほどのようにうろんこになってしまう。こういうことはあります。しかしうろんこになっても先ほど言ったように皮とちょっとした、ちょっとしたって言うか内側のすぐ隣の幹さえ、たとえ2、3センチメートルの厚さでもあれば水はどんどん上げますので樹勢が勢い良く見える。しかし調べてみたりうろんこって言うことはしょっちゅうあるんですね。ですからそれを何とか頭を詰めたとしても大きくなり過ぎた場合ですね、頭を詰めても枯らさないような良い方法はないか。これもまた樹木医さんや庭師さんたちに聞いてみたいと思いますが、よくブリキじゃ錆びちゃいますから銅版か何かでこう、ね、頭の型の傘を作ってポンポンと打つとく人もあるようですが、どんなふうなのか、桜の木ですと「桜切る馬鹿」ということになりますけれども、たちまち枯れちゃうことがあるんですけれども枝の方ですね、枝の方なんかこう見てみますと幹から枝がちょっと出た所に少し膨らんだ所があるようです。これ前に桜守の方に聞いたんですが、これはブランチカラーという場所だそうでした、そこで切ると、ちょっと膨らんだ所で切り落とすといつの間にやら、ハゼ蠟って言うんですかね、ハゼ蠟か何か塗っておく。今薬品もあるようですが、塗っておくといつの間にやら皮がまた巻いてくれるっていうんですね。ブランチカラー以外で切っちゃうともうそこは駄目でそこからいくら薬品なんか塗っても、更にまた薬品が効果なくなってくればどんどん、どんどん水が入って腐っちゃうっていろんなことがありますので、よく辰野町も研究をしてみたいと、こんなふうにも思っております。次長の方からあればお答えをいたします。

○教育次長

今、町長が申したとおりであります。審議会の定期的な開催ということにつきましては、樹木だけの問題ではありませんので建物、建造物、いろいろな文化財ありますので、それらの関係でそれぞれ開催をしております。ですので、月1回まではいかなくてもある程度の定期的な部分で開催の方はしていきたいというように思います。先ほど言いましたように、年に2回ぐらいのこの班構成で保存木なり指定木の調査をしておりますので、そういう部分の今度報告を受ける審議委員会も開きたいというふうに思っていますので、年に結構の回数になるかというふうに思います。それと保険の関係についてはちょっと今一概には言えませんので、これは研究の1つというふうにしていきたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。以上です。

○中谷（11番）

以上、お聞きしましたのでこの件については質問を終わりたいと思いますけれども特に木はものを言いませんので、やはり所有者が危険を感じたり、こういうふうにした方が良いということ町の方へよく相談をすると、自分が感じたら相談をするということが一番大事じゃないかと感じました。したがって地域の皆さんはそういうところを広い目で見て危険があるかどうかを提案し、また管理者は自分なりにその所有者でありますので、責任をもってその木の状況を町へ報告してそれぞれ対策を講じていただくと、これが非常に重要な対応ではないかとこんなことをつくづく質問する中で感じましたので、そんなことをそれぞれお伝えし皆で安全確保していくと、こういうことで進んでまいりたいと決意をする次第でございます。1つ目の一般質問で大変時間がかかりまして、まことに恐縮でありましたけど、私は最後にこの遺族に対する対応や今後の諸対策について速やかに、かつ全力で対応方を切望して1の項目の質問を終わりたいと思います。

続いて時間の関係もありますが、簡単に質問の内容を説明いたしますので、お答えをいただきたいと思います。2番目の質問であります、町へ新規に転入者の方々が自治会、区や耕地の組織への加入が非常に悪いということで、これを何とか町の協力を得て促進をして、町へ来た人が皆地域の活動にも参画して明るいまちづくり、あるいは活発なまちづくりというものを作っていかなきゃいけないということで、何か町としては名案がないか、また現在考えていることがあったらお聞きしたいということで質問をいたします。各区とも大変悩んでおりますので申し添えます。現在多くの区の関係者から苦情が寄せられて来ております。また相談も受けております。「区費が

いただけない。区の諸行事に参画していただけない」といった苦情であります。特別辰野町が多いのではなく他の市町村も同じ現象といった意見もあります。ただ、また町担当課としてもできるだけ指導や願いをしてくださっていることにつきましては、十分私も理解しているつもりです。辰野町に来て住んで欲しい気持ちは願いの一つであります。ただし、「このまま放置すれば地域の崩壊に繋がりにかぬない」と厳しい批判、苦情もいただいております。各区長さん方も大変に頭を悩ませている課題であります。県住だとか、町住、個人アパート、個人所有の住宅等への転入のことにつきましてはパターンによって差はあると思いますが、区や耕地といった自治会に入りたい、入ってください、そんなお願いやら指導の実態等についてお聞きをしたいところではありますが、時間がありませんので、続けて質問していきます。転入者はまず、町へ最初の相談や転入手続きに来ると思いますので、その際、当然、「区や耕地等自治会組織に入ってください。そういうものがあって地域では活動しますよ、その必要性を十分指導していただいておりますが、転入者については「はい、分かった」と言いながら参画しないとか、区に入らないというようなことがそういった素振りで分かるとかいろいろあると思いますので、その実態等もチラッとご報告をいただければありがたいと。また次の質問であります、区や耕地等、自治会への加入は我々は当然だと考えていますが、なぜ町の条例として加入というものが条件化できないのか、その理由についてもお尋ねしたいと思います。また、このことはなぜ申し上げますかと言いますと防犯、防災、消防、ごみ処理、雪かき、道路清掃や地域の出払い、区の諸行事参加等、住民としてのお付き合いをどうしても一緒になって欲しいというささやかな願いであります。このことが欠如いたしますと、段々地域との連携が不密となり、最終的には住みづらくなると、こういう実態が推測をされております。転入の条件としてどうしてもそういうことを位置付けできないか、今後していく必要があるのではないかと、こんなふうに感じている毎日であります。

3点目ではありますが、これはむしろ提案と思いますが、区長会等が音頭を取り実態調査をし、例としては加入しない原因がどんなところにあるのか、区へ入っても意味がないというようなことなのだろうか。発生している区の実態等、私は5区から区長さんはじめ関係の皆さんから要請を受けたり、苦情を承っております。ぜひ、加入促進で効果が上がっている実例や推進方策の対策会議や勉強会や現地視察、また全町一斉に加入推進等の企画を町として考えていったらどうか、とこんなことを考えてい

ますが各担当部署なり、まちづくり課とか、総務課、税務課等それぞれ関係ある課長さんたちはどのように考えておるか、お聞きをしたいと思っていました。現在、5つの区より相談や苦情をいただいておりますが、どうか一つ区長会と相談してこういうことの対応策について検討をいただければ非常にありがたいと、こんなように思います。4点目の質問ですが・・・

○議長

中谷議員、時間が過ぎてますので。

○中谷（11番）

時間がかかっていますので、大至急締めますのでお願いします。

○議長

時間がオーバーしています。

○中谷（11番）

すみません。それでは時間がオーバーしていますので、ぜひそういったいろいろなことにつきまして町からも県住だとか町住については一部、区費へ助成を出すとか、また区はそういった特殊性を考えて減額するとかいろいろの方策もないことではないと、こんなふうを考えられますので、この問題について町をあげて一つ検討することをお願いを申し上げまして時間でありますので締めさせていただきます。また後ほどそんな機会がありましたらご回答をいただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席2番、成瀬 恵津子議員。

【質問順位2番 議席2番 成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（2番）

それでは通告にしたがいまして2項目について質問いたします。初めにがん対策ピロリ菌検査について質問させていただきます。がん対策につきましては国ががん対策推進基本計画を策定し、次期計画に向け議論を進めており県でもがん対策には非常に力を入れております。がんの中でも死亡率が非常に高く国内で毎年11万人が発症し、年間約5万人が死亡しているという胃がん対策について質問いたします。胃がんでの死亡者の97%が50歳代以降であるようであります。胃がんは生活習慣病ではなく、胃がん患者の98%がピロリ菌という菌の感染が原因とされ、国際がん研究機関でも発が

んの原因はピロリ菌であると認定しております。しかしピロリ菌を除菌できれば胃がんの早期発見に大きな効果があると言われております。このピロリ菌を除菌する薬の保険適用の範囲が今年2月21日から慢性胃炎にまで拡大され、胃がん予防が大きく前進しました。そこでがんの中で死亡率の高い胃がん対策について質問させていただきます。最初に過去3年間で町の住民検診で胃の検診を受けている人の人数を年齢別でお聞きいたします。

○町 長

それでは質問順位2番の成瀬恵津子議員の質問にお答えを申し上げます。ヘリコバクター・ピロリというふうな菌についてのことでありますけれども、今受診のことに対しましては平均して25%程度であります。時間の問題もありますのであれですが、24年度では1,098人が受診者、対象者は4,052人いたようであります。課長の方から詳しくお答えを申し上げます。再検査ということでもってその方に指示いたしましたのが、その1,098人中、平成24年度は162名であります。それでピロリ菌につきましてはいろいろ学説が実はありまして、症状はですねピロリ菌によつての症状、潰瘍だとか痛いとか荒れるとかそういったことが出る人は当然除菌をしていった方が良いというふうに医者も言うんですけれども、ある専門家によりますと、何もない状態でデビ婦人じゃないですけど共生している人もあるんですね。生物学的に共生できてる。お互いに助け合って生きてる。パラジエネシスと言うんですかね。というようなことありますので、それを除菌してしまうと今度、後で副作用が出るっていう可能性もあるっていうことを言う方も学説であります。どういう副作用かっていうと逆流性食道炎が始まってしまふとかですね、いろんなことがある。重い症状、当然症状があれば検査してみても潰瘍になっている、荒れているいろんなことがありますので、医者の方から除菌という形がありますが、これ今のそうですね60歳以上ぐらいの人たち皆ちよつとずつあるんじゃないですかね、大小で。多い人、少ない人。何ともない人は別に胃を荒らさない。ピロリ菌自体ががんを作るんでなくて、ピロリ菌が胃を荒らして胃の壁面の中でもって荒れてった中で常に刺激を受けたり何かする中で潰瘍も起こり、胃がんも起こるということになっていってしまうんでないかというふうに思いますので、よくまたこのへんも調べていかなきゃならんことだろうとこんなふうにも思うところであります。課長の方から年代別の今、検査のことのご質問ですのでお答えをいたします。

○保健福祉課長

それでは私の方から年齢別の人数等をご報告させていただきますが、辰野町ではですね、35歳以上の方で勤務先等でですね受診される方を除いた方を対象にですね、受診勧奨を進めているところでございますけれども、22年度につきましては対象者がですね、4,803人。そのうち受診された方が1,163人。23年度は対象者が4,184人、受診者が1,102人。昨年度24年度は先ほど町長申し上げましたが4,052人に対しまして1,098人の方が受診をされております。次に年齢別でございますけれども、まず22年度でございますが35歳から39歳までが70人。40代が127人。50代が173人。60代が432人。70代が300人。80歳以上が61人でございます。同様に23年度でございますけれども、35から39歳までが60人。40代が115人。50代が143人。60代が400人。70代が319人。80歳以上が65人。昨年度でありますけれども35から39歳までが56人。40代が120人。50代が140人。60代が390人。70代が325人。80歳以上が67人でございます。以上です。

○成瀬（2番）

今、受診、受けている方の年齢別をお聞きしましたが、今お聞きしますと60歳代がもっとも多い受診率であります。この60歳ぐらいから本当にがんに対しての気を付けなければという気持ち非常に強くなってくる年代だと思っておりますが、この受診率がわりかし少ないのではないかと思います。この点についてはどうなんでしょうか。また先ほど受診率も4,050人の中で1,098人とか結構受診率は低いように思われますが、その点についてはどのような対応をしているんでしょうか。

○保健福祉課長

今のご指摘のとおりですね、住民検診におきます受診率は低い状況でありますので、保健指導員さん等を通じる中でですね、受診勧奨をしているところでございます。なおですね職域で受けてる方ですね受診も含めるとですねおおむね75%程度がですね受診をされているというような状況です。

○成瀬（9番）

じゃあ、把握チェックはきちんとされてるということでよろしいでしょうか。

その受診している中で異常が見つかり、再検査となる方も中にはいると思うんですけど、大体こういう再検査となる方は年間で何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○町 長

先ほど申しましたとおり24年度は 162 名、遡りまして23年度は 175 名、平成22年度は 193 名でありまして約1割強、1.5%ぐらい、あるいは、が精検と言いますかね、もう一度詳しく調べてほしい、こういうふうに「ひっかかる」っていう言い方おかしいんですが、もちろんそれで再検査しても何ともないっていう場合もありますけれども、一応調べた方がいいよというのはそれだけの人数であります。以上です。

○成瀬（9番）

これで「再検査するように」って言われた方には再検査をたぶんしているっていうことになると思いますが、この町へはこういう方に対して再検査、必ずするようにつという通知とか、あとまたその後の対応はきちんとされているのか、どのように対応しているのかお聞きいたします。

○保健福祉課長

要精検者になられた方につきましてはですね町の方から個人の方にですね、ご通知を差し上げまして再検査を受けるようお願いをしているところでございます。なおですね、その方たちがですね、じゃあ全員受けるかというところでですね全員ではございませんでして、ここ3年のですね要精検になった方ですね、受診率はですねおおむね9割ということで1割の方はですね、要精検になられてもですね受けていないというのが実態であります。

○成瀬（9番）

その9割の方は再検査しましたっていう報告は町の方へなされてきているっていうことでよろしいんですか。

○保健福祉課長

はい。

○成瀬（2番）

はい、分かりました。

次の質問であります、ある市では従来の胃がん検診、エックス線、バリウムを飲む検査を徐々に廃止して血液検査に変えていくことを決めている所があるようです。このバリウム検査は血液検査に比べて身体的負担、また高齢者にはこのバリウムを飲むということに非常に大きな負担のようであります。私自身もこのバリウム飲むのは非常に嫌であります。また、逆にこの血液検査は身体的、また経済的な面にお

いても負担が少なく、受診率の大幅向上に繋がっていくようであります。また、医療機関に支払う委託料も5分の1に、血液検査になった場合、5分の1になるようあります。辰野町としてもこの受診率向上のためにこのような検診方法を今後検討していくことは非常に大切なことではないかと考えますが、町としての考えをお聞きいたします。

○町 長

ご指摘の、今よく分かるんですけれども、注射っていうと痛い嫌だって言う人もありますけれども、理屈言うと切がないんです。しかし、血液検査の場合よりも、バリウム飲んで検査した方が適正率と言いますか、いずれにしても両方ともそんなに、何ですか絶対のものではないんですね。内視鏡が一番良いんですけれども。内視鏡やっても負担かかったり大変なことでありますけれども、しかし病変のある方は当然もう内視鏡でっていうふうにお医者さんの方で決めております。国の推奨するのは血液検査よりもエックス線の検査と。その方がBランク、エックス線検査がBランクの2番目なんですね。下の方からですよ。それで胃の検査、胃のって言いますか血液検査でやっていくとランク1で9番目に適正率って言いますかね、このあんまり精度が高くないということになるそうです。例えば血液ですとCRPとかいろいろ出てまいります。いろんな血清で、CRPは血清であるんだそうですが、それで炎症反応を見るとか、あるいはまた腫瘍マーカーということをご指摘だと思うんですよね。胃だとか膵臓だといろんな所の腫瘍マーカーあれば何かあるぞ、病変があるぞと。胃にあるということではないんです。胃にあるような数値も出る場合もありますけれども、そういったことの中で精検へもっていくというふうなことで、最終的には内視鏡が一番良いところというふうなことになりますが、どうも血液検査もチクッと痛いぐらい。バリウムは飲むので抵抗があるって言うんですけれども、国とか学会だとか医師会等で推奨しているのがやはりバリウム検査ということであります。ですから受診率上げるには本当に注射ぐらいの方が良いのかもしれないけれども、ちょっと不確実になるバリウムより。その点で町もこのようなことでやってるわけですので、現状を現在は維持していきたいとこんなふうに思います。

○成瀬（9番）

血液検査と言っても何か簡単な血液検査だそうであります。この血液検査にしたことによって実際に受診率が上がっているということもお聞きしましたので、またこう

いうことも検討してみるということも大事なことでないかと思しますので、今後の課題としてまた考えていただけたらと思います。次に呼気検査についてであります、この呼気検査については以前にも質問、要望させていただきましたが、この胃がん予防対策のこのピロリ菌の早期発見のために非常に簡単に、また負担もなくできるのが呼気検査、息を吹き込んでやる呼気検査だそうです。この呼気検査でこのピロリ菌の検査がピロリ菌の有無の検査ができるそうであります。これを住民検診の中に盛り込んでいる自治体も出て来ているようでありますが、このピロリ菌検査、呼気検査のピロリ菌検査を住民検診の項目に今後追加していくべきではないかと考えますが、この早期発見することにより長期的にみて、町の医療費削減効果にも繋がっていくと思えますが、このような呼気検査を住民検診の項目に入れていくべきかどうかということとをぜひ、町としての考えをお聞きいたします。

○町 長

ピロリ菌の呼気検査で簡単にあれですね、ピロリ菌が多い人、少ない人いろいろあるんですけども、判定できることは承知いたしております。しかし国のレベルでは、レベルって言いますか国の方の支持では個人レベルではその呼気検査もしなさいということをお奨めしているんですけども、行政集団検診の方では集団、現在されておられませんし研究データが全くないということでもあります。今、国のガイドラインと言った方が早いと思います。これ呼気検査で、要するに個人レベルで推奨を国がするということは個人レベルでお医者さんの所に行くということは、何か病変があったり症状があるから行くんだらうと思います。したがってお医者さんの方もすぐに内視鏡という場合もありますし、呼気検査でみるとか、あるいは先ほどのようないろんな方法でバリウムを飲むとか時によっては血液検査でもって、当然あれですね、炎症反応CRPを調べたり、あるいはまた腫瘍マーカーが出るかどうか調べたりっていうようなことでやっていく中にこの呼気検査も入っているとこんなふうに思います。したがって現状では呼気検査を住民検診の段階ですということはガイドラインにありませんので、現在は考えておりません。ということでもあります。保健福祉課長の方から何かあればお答えいたしますが、あるかな。

○保健福祉課長

ありません。

○町 長

特にないようですので、以上です。

○成瀬（9番）

この呼気検査であります、住民検診の中に項目に追加していくことがちょっと町としてまだ難しいようでしたら成人式の会場で、成人者に対しての呼気検査を町として実施しているっていう所もお聞きいたしました。例えばこの住民検診の中に入れることではなくてそんなような何かのそういう所にやるっていうのもまた今後の方法はないかと思っておりますので、またそういう検討もぜひ町としてしていただきたいと思います。早期発見、早期除菌により胃がん予防に繋がっていきますので、ぜひ予防検診の検討を要望しこの質問は終わらせていただきます。

次に2項目目の発達障がい早期発見へ5歳児健診を、を質問させていただきます。5歳児健診の重要性、要望については以前も何回か質問させていただいておりますが、発達障がいについてもその都度、詳しく言わせていただいておりますので、今回は5歳児健診がなぜ重要なのかについて質問、要望させていただきます。現在、町の健診は4箇月から5箇月健診、また1歳児健診、1歳6箇月健診、3歳児健診とあります。この健診の間に育児相談というものが入ってきておりますが、健診につきましては3歳児健診の後は今、町としてはありませんがこのなぜ、5歳児健診が必要なのかと言いますとそれは発達面での問題が分かるのは5歳児程度とされております。就学後に発達障がいが発見されても対応が遅れが生じると言われております。子どもたちの発育状況をきめ細かく把握し、発達障がいの早期発見などに繋げ、安心して子育ての環境を作ることは非常に重要なこととあります。5歳児健診の重要性は以前、テレビのNHKでも長時間にわたり報道されていたことがあります。そこで質問させていただきます。以前、5歳児健診の要望を何回か私もさせていただきましたが、5歳児健診はとても重要だと言われる中、町として5歳児検診の実施をやらない理由はどこにあるのか、なぜできないのかお聞きいたします。

○町 長

発達障がいの問題でありまして今、日本中で注目しているものでありまして、議員おっしゃるようにならざるを得ない早いうちにそれを発見されれば、治療、あるいはまた注意をしながらということによって少しはどんどん、どんどん悪くなっていくことが防げる一つの方法を見出せるんじゃないか。あるいは一定の所で止まってくれるんじゃないか。

ないかと、こんなようなことを確かに言われております。しかし辰野町は現在3箇月、生後ですね、生後3箇月、5箇月、9箇月、1年半、2歳児、3歳児と健康診断、健康相談を行っております。それで5歳の時になぜしないかって言うんですけれども、この発達障がっていうのは、痛いとか痒いとかそういった症状がばあっと現れて誰でも分かる、熱が出るとかそういうものではありません。したがって非常にこれお医者さんが診ても誰がみても難しいんですね。それでたいてい保育園へできるだけ入れていただきたいっていうのはそういうこともありまして、やるんですけれども保育園で集団生活の中で初めて発見される、ほかと比べてどうの、一人だけこうチョロチョロ歩き回るとか、集中がないとか、一人で相手してて分かりにくいそうです。ということで多くは診断と言いますか健診をしてないんでなくて保育士の中ですでにそういうことを発見するように努力しているということです。これは保育士の場合は預かっている子ども全体に対してです。6歳児で小学校行くんでしょうけども5歳児も当然マークをしてやっております。したがってこの専門医による、ちょっと何か問題が、問題って言いますか感じればお母さんと話して専門医に検診したり、また専門医も相対してみてもすぐ分かるものじゃない。実際にこう活動させないと分からないということがあります。非常に重い人で、重い人であればもうもっと小さいころから皆ははっきり分かりますけれども、その危険性がある境目ぐらいの方に対してはやはり活動をとおしてみないと分からないということでもあります。活動とおしてみないとはっきりしないということですね。したがって保健師だとか管理栄養士、そしてまた歯科衛生士等によつての相談も行いますし、場合によっては児童相談所の心理士等もこの問題に対しなければならぬということでもあります。したがって定期的に保育園の方へはそれらの人全部ではありませんけれども、また保育士や学校保健師等々が早期発見にかかるように幼稚園ばかりでなくて学校の方へも、また先生たちもそういった勉強を一応してて、症状があるというふうに巡回をしながら心理士、保育園に対しまして、幼稚園に対しましてもやっているところでございます。全く検査をしない、座ってお医者さんが診て相対して分かるってものではないということでもあります。そういうことでもありますので、しかしもう1点ありますよね、5歳児では発見しても遅いっていうのがあるんですね。特に自閉症ではすでに3歳児ぐらいで発見できますので、3歳児で発見しないと5歳児では先ほど言ったように、早く、早期発見ということになるとちょっと遅い、遅くなる。ADHDというような発達障がい

の場合は多動的な衝動型っていうことでありますが、5歳児で出てきますけれどもこれは保育園の中で発見できます。それからまた高機能の自閉症というような形ではありますが、3歳児ぐらいからも、もうすでに発見が可能です。ということで早め、早めということでいきますと3歳児、後は全体集団生活の中で皆でもって取り囲んで見守っていきこうということで、専門的になって全部分かるわけじゃありませんが知識を保育士にもまた保健師にも、また管理栄養士も歯科衛生士にも、それから心理士、心理士は当然そういったものをお持ちであります、児童相談所からも来てもらいながら巡回しながら発見をしているとこういうことであります。この一口に何ですかね、発達障がいって言うんですけれども、大きく分けて3つあるというふうにお考えいただければありがたいと思うんですが、広汎性発達障害とこれがまた3つにまた分かれますけれども、まず広汎性発達障害あります。それから注意欠陥の多動性障害と。一番の広汎性障害の場合はPDDと言いますけれども2番目の方がADHDっていうようなことで学校あたりは捉えています。3番目が学習障害LD、ラーニング要するに勉強するのにディスアビリティっていうことですからそういうふうなことで、集中できないとこんなようなことであります。その広汎性発達障害の中には先ほどの自閉症があり、これは重いんですけれども、もう一つは高機能自閉症っていうのもあり、それからアスペルガー症候群、よく有名なものであります。その中で軽度であれば何となくこう少し拘りが強いかな、ぐらいでもって社会性もあったり子どもたちの中で一緒に遊べたりなんかできるんですけれども、重くなってくると社会の社会性が障がいをもってきたり、言葉が遅れたり、知能も遅れてしまったり、自分だけの殻に籠って拘りが非常に強くなるとこんなようなことになってきます。大体重度の場合はすぐに発見できますが、問題はアスペルガー症候群みたいなもので社会性が若干問題ではあるが、拘りも若干あるがまあまあ付き合いオーケー。この人たちも早く発見しなきゃいけない。それで先ほどのようにレントゲン撮れば分かるとかそういうことでありませんので、集団生活の中で発見するようにやっています。そういった理由でちょっと長くなりましたが、5歳児の健診は特にしていないってというのはそういう意味であります。ほかでやってる。保育園の中でやってる、そういうことであります。

○成瀬（9番）

先ほどの町長の答弁で保育園の中でやっていることで、ということではありますが、5歳児健診を実施している所にお聞きしましたり、少し前に新聞にもこの5歳児健診

の実施している自治体のことが載っておりまして、読んでみましたらやり方は医師が幼稚園や保育園で問診や、先ほど町長が言われました集団行動の観察などを通じて子どもたちのこの発達状況などを診断して、発達が心配な子どもの保護者に対しては育児相談などを行って対応しているようであります。先ほども言いましたがNHKのテレビの報道の中でも大勢の子ども集団行動の中で、この発達障がいがある子どもが分かると言われておりました。新聞に載っていたのでは医師の問診とかって書いてありましたが、医師不足の中で医師が健診をやるということは辰野町にとっては困難なことだと思いますが、私ここで質問、例えば保健師の方に健診を行っていただくことはできないかっていう質問をさせていただこうと思ったんですが、先ほど保健師さんも保育園でやられているということをお聞きしましたので、保健師さんがやっていただけているならそれでありがたいと思います。ぜひ、またこれからも発達障がいの早期発見のために、またいろいろ町の方で検討していただけたらと思います。この発達障がい者、またそのご家族への支援は非常に大切なことでもあります。しかしまず、早期発見、早期対応に特に力を入れていくべきだと思います。5歳児健診を実施している自治体に様子を聞くなどして、また今辰野町としてもいろんなことでやっているということをお聞きしましたが、また他の自治体では5歳児健診はどのようにやっているかっていうことを聞いたりして、また前向きに検討をしていただけたらと思います。以上をもちましてこの質問を終わらせていただけたらと思いますが、最後に一言、町長にお礼の言葉を言わせていただきたいと思います。矢ヶ崎町長4期16年、辰野町発展のため、また町民が安心して暮らせるまちづくりのために働いてこられましたことに心より感謝申し上げます。また、新辰野病院新設は町民にとって大きな喜びでありました。また子育て支援センター「ちびっこ愛ランド」はたくさんの子育て中のお母さん方から喜びと感謝の声が聞かれております。16年間、一言では言えないほどの功績を残されてこられました。矢ヶ崎町長引退されましても、町民のため皆様のために応援していただきたいと思います。私自身も常に無理難題な質問をしてきましたが、その都度丁寧に答弁していただき本当にありがとうございました。これからはご健康には十分ご留意くださいますこと、更にご活躍されますことをご祈念申し上げます。本当にありがとうございました。以上をもちまして質問を終わらせていただきます。

○議 長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時40分といたします。

休憩開始 11時 28分

再開時間 11時 40分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席9番、堀内武男議員。

【質問順位3番 議席9番 堀内 武男 議員】

○堀内（9番）

先刻、通告いたしました2件について質問させていただきます。1問目は鳥獣害被害防止対策に対する質問であります。辰野町における鳥獣害被害は深刻の度合いを増しており、農業意欲の低下、それに伴う耕作放棄地の増加に繋がっている大きな問題となっております。鳥獣害による被害面積は1,336アール。前年比6%の増であり、被害額は2,900万円で前年比12%の拡大をしておる状態です。地区別の被害状況を見ますと羽北地区で鳥の被害、小野川島辰野地区ではサルの被害、竜東地区ではシカの被害がその第一位を占めております。特にサルの被害が前年比1.6から1.7倍と増加の傾向になっているのが特色であり、各種の対策が講じられている中で効果として現れていないのが現状であります。ここで町長に質問いたします。各種対策にかかわらず増加傾向にある被害の拡大の現象について、どのような見解を持っておられるのかお尋ねいたします。

○町 長

それでは質問順位第3番の堀内武男議員の質問にお答え申し上げます。今、日本中で大騒ぎになっております有害鳥獣による被害の問題であります。まず、一所懸命防除対策、駆除対策をしているにもかかわらず、なぜ増えてきているか。昨年に比べて今議員のおっしゃるとおり12.4%、金額的には昨年よりも被害が増えているということであります。これは私どもは今、県の役員会でも県知事との対談でよく話をしているんですが、県というんでなくて日本国中の中の固体調整を学者がよくやるんですね。固体調整と言いますか、固体数把握を。これを間違っただんじゃないかというふうなことに同時に長野県の方もそうであると。1つの例で申し上げますとニホンシカに関しましては自然と共生と、動物とも共生ということていくと長野県中に1番適正と思われる頭数は1万等だそうです。現在、10万6,000頭までいっちゃったということであり

ますから、県が慌てて前にもお話したことあるかと思いますが、この1年間に5万頭捕れとかいう指令が出た時が3、4年前にあります。無理ですよ。それで猟友会の人数の問題とかいろいろなことがありまして、長くなりますから割愛いたしますが、一所懸命やっても一所懸命やってももっと繁殖率が高いということです。ニホンシカ今、竜東方面ということですが、竜西にも入り始めたと辰野では聞いておりますし、サル、イノシシ等々はやはり小野、川島を中心に新町ぐらいまでたくさん出ているということでもあります。なお、かてて加えてカラスとハクビシンは全町的であります。これに対してどういうふうな対応をすべきかということで、あの手この手、罾、いろいろなことでもってやっておりますし、郡でも困って町単独でそれぞれがやっても駄目だから、こっちでやれば向こうへ逃げていく。箕輪でやれば辰野へ来ちゃうとこういうこともありますので、ぜひ一体、一緒になってこれをやると、駆除するという方法も考えてほしいということでもあります。伊那の市長や駒ヶ根の市長も言っておりましたが、実は食べ物なくなってくると特にニホンシカは駒ヶ岳の相当もう3,000メートル近い所まで上がると。3,000メートル駒ヶ岳ありませんので、もうちょっと下ですかね、2,400、2,500ということですか、頂上ちょっと手前ぐらいまで上がってきていろいろ荒らして困ると。ハエマツをいたずらする。それで観光面にもよくないし、とんでもないことであるので、ぜひ一つその駆除をお願い申し上げるということでもあります。1点、学者たちもその固体調節を見誤った1つの理由の中に、動物愛護協会というのがあります。日本中の組織でありまして、今でこそあんまり辰野へはうるさくは言ってきませんけれども、何かやるとすぐにそうした人たちが大騒ぎする。こういう世評が、大騒ぎすればどんどん新聞で捉えてくれて、何か騒げばいいような気になってるような時代的な流れがありますので、それによって萎縮してくる。正しい方が萎縮してしまう。それで固体調整まあまあにしておいてやってるうちに増えちゃったと、こういうのが現状じゃないかなと私は思います。それからもう1つは動物も人間の食べるもの、作ったもの、食べるものは山の広葉樹等々、トチの実だとかですね、いろんな実がありますがそれより美味しいということで覚えてしまう。もう子どもの、赤ん坊のサルや、赤ん坊のそういった動物が覚えちゃうと人間も同じで最初から生まれつきそういうの食べてれば、ほかのもの食べない。同時に山の方にも事実広葉樹も減ってきたと。針葉樹ばかり。これは戦前、戦後の策で長野県から北海道にむけて山は伐採して、とにかくカラマツを植えろと。何にするって言ったら笑い

話ですけれども、そのカラマツは早く大きくなるからその木で飛行機を作ると言っていたというぐらいですからね。それで植林がなくなってしまって広葉樹が伐採されてしまった。トチ、ブナ、大事なものカエデ、そういったこともいろんなことで原因してきていると。大体思うあたりのところのことをぽんぽんぽんと言うとそんなところがあります。長く話していると時間がないので、以上でお答えにさせていただきます。

○堀内（9番）

ただ今、見解を述べていただきましたけれども、いずれにしてもデータから見ますと小野地区でちょっとイノシシの被害が多かったんですが、そのほかはほとんどイノシシは対応が取れてきている。その中でやっぱり一番大きな課題は何かっていうと、やっぱりサル対策であろうと。サルの被害が非常に大きいという形の状況です。そんな形で次の質問に移りますけれども、1番の1の2と1の3の関係、鳥獣害被害防止対策実施状況、その効果及び県指導のサル対策用電気柵設置効果と拡大計画って言う内容はですね、一括して質問させていただきます。特に今回はサルの被害に対してですね、重点を置いた質問をさせていただきたいと思います。サルの電気柵設置はイノシシと違って高さの確保、それと同時にその周りの環境整備が絶対に必要になってきます。思いもよらないところから進入するということがよく見られておりますけれども、今回今村地区で被害住民の切なる声っていうことでちょっと聞く機会がありました。イノシシの電気柵が設置されたためにその被害はほとんどなくなりましたと。良い結果を得ておりますという、しかしサルによってですね家庭で使用する野菜類がほとんど収穫できない。荒廃地にならないように考慮して農地をこまめに耕しているんです。現状では「耕運機は荒廃地防止のためにあるだけで農業や生活のために何も寄与していないんです」っていうことの切実なる声を聞いております。ここで町長にお尋ねいたします。現在上島地区及び渡戸地区にサル用に設置されている電機柵があると思います。そのへんの効果の状況とその他、どのような対策を講じているのか、先般長野県の指導によるサル対策用の実証実験用長野式電気柵が7月4日に設置されました。その結果を、評価をどうされているのかを含めてお尋ねいたします。

○町長

はしょって申し上げますし、後、課長から詳しく申し上げますけれども、どうも辰野町に現在、住処、行き来はしておりますけれども、としているサルの頭数は

600頭ぐらいあるだろうとこんなふうに推測を今、されているところでありまして、
猟友会の皆さん方にも無理をお願いしておりますが、できるだけ会員を増やしてほしい、昔に比べると6掛けぐらいになっちゃって減っちゃってきている。昔って相当前
であります。ということでできるだけ勧誘したりしているんですが、今度は猟友会員
に実施隊ということで有害鳥獣駆除の実施隊ということで非常勤公務員の扱いにさせ
ていただきました。したがいまして日当も僅かでありますけれども、今までゼロだっ
たのを報酬を2,000円出すとか。それから狩猟税を2分の1に免税するとかいろんな
方法を取ってやらせていただいております。そしてまた捕獲に対しまして新規、狩猟
の免許取得の方にはその資格の費用の補助金を出すようにいたしております。また、
保険も町の方で入れさせていただいておりますし、またハンター保険料も出すように
しております。そんなことの中で優遇をしながら是非頑張ってもらいたいということであ
りますが、今、特にサルの方に焦点を合せてどうかということでございます。サルも
その前にイノシシ、シカも皆そうでありますけれども要は猟友会の皆さんが射撃等で
その動物を捕れるように捕獲、ないしは射殺したとしましてもですね、その後の処分
が一番問題なんですね。結局捕っても捕ってもまた増えていっちゃうということで、
自然の原理で減ってくれば減ったでああいった動物は餌のあるだけ繁殖しちゃうん
ですよ。簡単に取れば取れるほど。さっき言ったように味のもう覚えたものはそちらの
方へ、盗むという罪悪感はないんですね動物には。ただ人間が来て怒るからわあっと、
そっから逃げるとか怖いから逃げるんですけれども、盗むという罪悪感ないもんだか
らどんどんと来ちゃうとこんなふうなことであります。しかしそういったものも、サ
ルも含めて要するにその後の処分の問題がまだ絵になってこない。先ほど言ったよう
に県の方でも知事を中心に一緒に話を皆でしているわけでありましてけれども、まずジ
ビエの問題、あれもう一つ何かできないか、ドッグフード、キャットフードの中にも
使えないか、とにかく餌にならないかどうか。あるいはまた処分で焼却する場合に焼
却場が使えないかどうか。一般でいけば焼却場嫌がりますよね。そういった焼却場を
専門に造るか、あるいは今の焼却場を少し改良してそういったものも焼却できないか
どうか。そうでないと捕った人が掘って埋めて来いと言うんですね。シカなんか捕っ
たらえらいことだと思えます。浅く埋めるとほかの動物たちが行ってその肉を食べる
とかそんなようなことでまた荒らしてしまう。それで引き出してしまう。というこ
とですから相当深く掘れ、埋めるとこんなようなことでありますから、だから結局、後

手後手に回っちゃって来ている。増える一方で、前よりは十分この狩猟は進んでおりますけれども、そういったあるいはまた、わなで捕まえてみても何にしてもそれを処分する問題が非常につかかっちゃってる。だからますます動物は幾何級数的にこう増えるわけですね。並行的に増えれば良いんですが幾何級数で増えちゃうからどうしようもないということ害もありますので、何とか駆除対策をしなければならぬということでもあります。大庭開田等に以前から太陽光でしたかねあれは、私も触ってピリッとなったことありますけれども、無理に触って見たんですが、これなら大丈夫だろうというようなことで、そういったところは比較的守られてるっていうふう聞いております。ただ長野県型の新しいのができてきまして2段ですね。二重のやつ、ご存知だと思いますけどこれはもう絶対大丈夫だと思ったらそうでもない。下潜っちゃって、で子ザルが入って大きいサルは外にいて、子ザルが持って来て親に与えるというようなこんなこともやっているようでありますし、これはちょっと改良型にしてもらわないと、ちょっと駄目だろうと。しかしメーター数ではこの長野県独自の長野県型のこういったものに対しましては、メーター当りで653円ですから比較的安価であるから、改良されることを期待してやっていかなきゃならない、こんなことあります。課長の方からもう少し詳しくお話いたします。

○産業振興課長

それでは若干、補足をさせていただきたいと思います。まず上島地区、渡戸地区に設置したものがどうかというご質問でございますけれども、平成20年に耕作放棄地再生利用推進交付金、これは100%補助で設置したものでございますけれども、これの電気柵がございます。1.5メートルぐらいの金網の上に3段の電気柵を設置しております。もともとここはどういうわけかサルが比較的いないっていうふうに言われていた地域でございますけれども、今のところ被害は聞いておりません。それから、サルを含めてこの防止対策としてはですね、大体4点くらい推進しております、まず1つは推進体制を整えるということで町の有害鳥獣駆除対策協議会ですとか、上伊那にもありますそういう協議会で体制を整えていくと。それから地域でも整えていただいております。小野と川島地区が先駆的にやっていただいております。それからどうしても今町長申しましたとおり固体調整っていうものがやっぱり一番抜本的な対策でありますけれども、なかなか難しい部分がございます。これに対してはくくりわなですとか檻ですとか、広域捕獲ですとか猟友会に補助したり、そういったこともしております。

ます。それから、3番目は防除対策ということでネットですよね。防除ネット、それからそういう電気柵だとか、そういったものを張り巡らして防除していくと。それから野生鳥獣に強い作物を導入していくということも1つあるのかなと思います。それからもう1つは生息環境を管理していくということで、緩衝帯を整備していかなきゃいけないのかなと。それから地域でもやっていただけてますけれども、柿の木を切ったり余っている畑の廃果って言いますかねそういうものを除去していくというようなことも必要だと思います。それから県の設置した電機柵でございましてけれども、これは上伊那地区の野生鳥獣被害対策支援チームで取り掛かっていただきまして7月の4日に川島の門前のトウモロコシの畑で設置をいたしました。5,000ボルトくらいのものでしたけれども、残念ながら下から入られてしまいましたのでこれは県の方でも改良して次年度もう1回チャレンジしていくというようなことで、そういった効果があればですね、今後も補助制度等も検討して普及をしてまいりたいと考えております。以上です。

○堀内（9番）

ただ今、現状の説明をいただきました。私たち先般、岐阜県の関市のサル被害対策という場を見る機会がありました。これは電気柵で地域をもう丸ごと囲っちゃうっていう方式で、しかも今説明あったように下面を金網のマイナスにするという形で草が生えてもそこでアースしないという形式でその上にプラスの線を引くという形の状況のようではございますけれども、これはかなり参考になる要素になるのかなと。いずれにせよ、環境を整備するっていうことが必要ですし、各個人でやってもなかなかこれはもうできないと。おぼつかないっていう状況になりますので、これは長期計画に基づいて今後拡大計画するということを進めていただきたいと思います。続きまして4番目の項目になりますけれども、サルの被害を防止する手段としてその生態を知る必要があるということにあります。辰野町にはいくつかの群れがあると思いますけれども、その集団内、集団の数、その行動範囲を特定するっていう必要が絶対的にあるだろうと思います。その活動は今、川島地区等で行われておりますけれどもこの無線機を着けて行動範囲を把握する等行っていると思いますが、これは川島地区だけではなくて西山全体を通じての把握活動調査っていうのが必要であろうと私は思います。ここで町長にお尋ねいたしますが、辰野町の群れの数、あるいはその構成頭数及びその行動範囲、それをどの程度把握しているのか、西山地区のサル生息実態調査の拡大の考え方がない

かどうかお尋ねいたします。

○町 長

先ほど申し上げましたとおりに辰野町では大体 600 頭ということでありまして、ぐらいいるだろうということで、それがいくつの群れに分かれているかということに対しましてはちょっと私自身は把握いたしておりませんので、課長の方からお答え申し上げますが、今ご指摘のように川島、特に渡戸地区で有志によりまして、元役場にいた方ですけれども中心となって発信機を着けて、サルにですね。それでサル軍団の行動を地図上に表していく、どこまで行ったか。それ今、大体発信が距離その他皆分かったようですので、これ今整理して発表になる段階ですが、もう一つ電信を飛ばしている所と飛ばしている所の間に出ちゃうと感知しないってということがありまして、もう少しきめ細かく調査する所は発信体の受信をしなきゃならんだろうというふうなことであります。サルが近づくとスピーカーで地域に流しまして「来たぞ」と「皆、見張っててくれ」こんなようなことも流したり住民一体となっかけているということなんです。そういった調査につきまして、ほかの地区でもということでもありますから、大変ありがたいことでもありますので、どうかその地区地区の中でこんなことをすると、あるいはまた渡戸で訓練してくると。渡戸で追いやったら今村行っちゃったらどうしようもないわけでもありますので、「今、そっちへ来たぞ」というようなことでもって連携しながら大きな大体まずサルの移動範囲、それから移動習性を掴む、ほかの動物もそうだと思いますが大事だと思いますので、またそういった有志を集っていただいて、相談願いたいといふようなふうに思います。群れ数につきましてちょっと課長の方から、分かるかな。お願いします。

○産業振興課長

群れ数でございますけれども、大体30頭くらいから80頭くらいが1群ではないかと思っております。以上です。

○堀内（9番）

やっぱりサルの生態把握っていうのはかなり難しい状況あると思いますけれども、いずれにせよ、把握ができないとどう対処したら良いかっていうことも分からないっていう現象になると思います。そこで一つの提案なんですけれども、現在把握対策っていう形で川島地区が主体で行っているっていうのが現状あると思いますけれども、これはやっぱり小野地区、中部地区、宮木地区を含めたですね、やっぱり町民組織つ

ていう形の状況を作る中で、この情報の交換をする。あるいはそのへんを活動を展開するっていうことをやったり良いと思うんですが、そこらへんの見解はいかがでしょうか。

○町 長

先ほどちょっとお答えしたつもりだったんですが、やはりそれに対しまして補助とか元気作り支援金だとか、いろんな方法もありますし協働のまちづくりとかありますからそんなものを利用していただく中で、ぜひ一つ有志を募っていただいて、そしてまた有志だけが孤立しませんように全区民の皆さんに、区で区長さんをお願いして良いかどうかよく分かりませんが、町も推奨いたしますので、ぜひその地域、地域でそういったこと得意な人じゃないとまた、まずいと思いますので、電波的な知識、また有害鳥獣、山、そういったこと詳しい、できるだけ詳しい人等々をお願いをしてまたお話をいただきたいとこんなふうに思います。

○堀内（9番）

時間が押してますので、次に移りたいと思いますけれども、ちょっと違った角度からこの鳥獣害の関係を考えてみたいと思います。辰野町における森林税の活用状況っていう内容をちょっと捉えてみます。鳥獣害により農地が荒廃してくる。里山が非常に、里山の必要性が薄れているっていう現状です。農地に接した裏山に手が入らなくなって動物がそこに隠れやすい場所がある。非常に悪い状況が今重なってきているっていう形の状況あります。長野県において森林税が今年度より5年間延長されて1戸500円徴収されるという状況になってきておりますけれども、ここでちょっと質問させていただきますが、徴収された森林税、辰野町ではどのような活用を今までされてきたのかお尋ねいたします。

○町 長

次の質問にお答えいたします。森林税でございましてけれども、これを有効に活用というようなことで、例えば平成24年度はほたる童謡公園の防護柵366メートル168万円。あるいはまたその延長238メートルとか、上平出側1箇所だとか、しだれ栗の展望内の看板を付けるとかいろんなことに森林に関することに使わせていただいております。ご指摘のようにこれを県へもお願いしているんですが、有害鳥獣対策の森林整備に使えないかということですが、今ご指摘のように里山の所の山との里との境が段々森林が押して下に来ているので、

隠れ場所その他が生息場所も広がってきているから、すぐ近くに農地があるということで余計来やすいということで、その辺の整備を除間伐あるいはまたすっきりさせるということには有効でないかということではありますが、これにつきまして各市町村が気がつきまして相当希望が多くありますので、満額はどうも貰えそうもないんです。しかし補助金としては若干ありますので、町のお金と合わせたり、また皆さん方の意思を聞いて進めていきたいとこんなふうに思います。課長の方からもし、付け加えがあればお答えいたします。

○産業振興課長

ただ今、申し上げたように大体森林税を活用しようと思えば2つくらい挙げられます。今の森林税の皆で支える里山整備事業という、これは10分の9以内の補助がございましたけれども、この事業は県が実施主体でございますので直接県の方へ申請をしていただくということになります。昨年度は4地区で45.75ヘクタール、事業費にしまして100万円程度事業をしております。本年度につきましては年度がまだ途中でございますので、何件かございますけれども有効活用している地域もございます。以上です。

○堀内（9番）

また、森林税の活用状況をお話いただきました。私たち、私の住んでいる所、裏に城山という所があります。これは里山という形の状況になってますけれども、成木があり雑木が混在しているという形の状況ですが、今の状況いきますと可能であるという話の状況のようですんでぜひ、その森林税を使ってその里山を整備するというのをぜひ行っていただきたい。特に今回私たちはこの鳥獣害の関係のいろいろ処置を行ってますけれども、この城山をですねまず手始めとして行っていただきたいと思えます。それとそれに基づいて以降、里山をですね拡大していくという形の状況を考えていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○町 長

大詰めの話だと思います。非常に里山整備大事なことであり、また有害鳥獣に関しましては大変農家の皆さん方深刻であるということでありまして、結局遊休荒廃地が増えてしまう。意欲なくすということで、議員が一番当初に冒頭に言われたとおりだと思っております。町は真剣に取り組んでいくべき問題であり、予算措置も今より相当量を付けなきゃならんとこんなことを覚悟を現在しているところであります。引継

ぎもしっかりしていきたいと思っております。以上です。

○産業振興課長

若干補足をさせていただきたいと思えます。議員おっしゃったように緩衝帯の整備の補助っていうものは非常に要望が多くてですね、なかなか満額の補助にならないものですからこういった森林税を活用していくということは非常に良いと思えます。城山につきましては可能だと思えます。基準につきましては大体3割程度の間伐でこれは施業者側ですね確認調査をしないと何とも言えませんけれども、県の設定した標準単価がございますので、それに対して10分の9以内でやるのが基準になります。木材なんか販売できれば更に場所によっては利益が出るっていうような場所もいくつか聞いております。以上です。

○堀内（9番）

心強いご回答をいただきました。我々とすれば非常に力を得た内容かなと思えます。ぜひ推進をお願いしたいと思えます。1問目の最後の質問になります。これはサル対策っていう形ですね、町長の最後の覚悟をお聞かせください。

○町長

最後の覚悟っていうのは私自身の任期の最後なのか、あるいは今日の質問の最後の締めてという意味なのか、さっき覚悟言ったつもりであります、本当に命がけで、命がけという言い方失礼ですが、相当予算を盛り込んで対応しないと本当に日本の農業を本当に根底から崩す、TPPとそういうこと以外に問題であろうと思えますので、真剣に取り組んでいきたいとこのようにまた申し送りながら、また任期中も頑張っていきたいとこんなように思います。なお、マツタケに対する非常に被害もありますのでせっかく出る、出ない大変な問題ですがせっかく出てもということがあります。これに対しましてもやはり有害鳥獣の仕業でありますので、しっかりと駆除をするような方向にしていきたいと。マツタケに対しましてはサル、カモシカ、イノシシ等々がやはりいたずらする。食べるわけじゃないのに頭取ってしまう。大変なことだとこんなふうにも思っております。以上であります。

○堀内（9番）

覚悟を確認させていただきました。少なくとも現状の中でやっぱりサルの固体調整っていうのは絶対的に必要だと思います。やっぱり全体的にですね、絶対的にやっぱり固体調整していかないと現状ではもうおぼつかない状況だろうと。いろいろ防御

柵を造ったとしてもなかなか防ぎきれないっていうのが現状ですし、費用も非常にかかるっていう状況ありますんで、どうか今回鳥獣対策被害実施体っていう形の状況も制定されて動き出しておりますんで、それに基づいたですね効果に繋がるような推進をぜひ進めていただきたいということを願って1問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして2番目の質問に入らせていただきます。2問目はですね、都市計画税の活用についてという形の状況で質問させていただきます。昭和39年3月都市計画税条例が辰野町でも制定されて当年より0.2%の課税が現在まで実施されているという形です。これは都市計画事業や土地区画整理事業を行う目的税であろうと思いますけれども、これは都市計画の用途地域内にある土地及び家屋に対して課税されるという形の状況です。税務義務者っていうのは約4,300人くらいと聞いておりますし、税収はこのところ5年間くらいで年間6,100万円から6,800万円くらい。でこの5年間で約3億2,600万円くらいが課税徴収されているという状況になっていると思います。ただ一方で、町民からですね「都市計画税って徴収されているけど何に使われているんだい」っていう「その実感がないよね」っていうことがですね非常に聞かれる現状でございます。ここで町長にお尋ねします。直近の5年間で都市計画税がどのような事業に運用されたのかお尋ねいたします。

○町長

じゃあ、都市計画税につきまして次の質問にお答えを申し上げたいと思います。この都市計画っていうものはもう以前から戦前からあったものであります。しかし用途地域をきちっと決めたのが昭和49年からであります。駅前区画整理は昭和40年に駅前区画整理範囲内を決定したわけではありますが、ほかの用途地域は例えば商業、近隣商業とか商業地帯だとか工業地帯、準工業、第1種、第2種、住宅専用とそういうのですね、こういったものにつきましては昭和49年に制定されたということでもあります。したがってその制定された用途地域内に対しまして都市計画税を住民の皆さんからいただいているとこういうものであります。したがってその地区を優先して、優先して都市計画街路、あるいは都市計画、いろんなものに使うものにそれは使うべきものであります。ということではありますが、これに呼応するように全国的な国策もありまして下水道事業というものが入ってまいりました。下水道はこれも都市計画の事業の一環であります。したがって、用途地域はお金をいただいておりますのでそこ

を優先して早くやったはずです。都市計画でない所に対しましては農業集落排水事業、下水ですね、あるいはまた小野特環、北大出特環、公共特環ですか、そういうように特定地域環境保全公共下水道と、こういうものを各地に入れてきているわけです。当然、そちらの方へもその方が後回しになりましたが全部国の国策や町の政策で下水をやりましたが、そのお金は当然借金になっておりまして、まだ今でも金額はあるわけでありまして、どこの市町村もそうでありまして、こういうものを全部見て実質交際費比率とかいろんなことになってくるんですけれども、それを返済しなきゃいけないといことで、都市計画税相当額等がこの5年間もそうでありまして、返済の方に公債費に使われているというのが現状であります。大体今、議員ご指摘のとおり5年平均は年間6,000数百万円台ぐらいの都市計画の金額を税金としていただいているところであります。なお、都市計画の方も進んでいけば次の道路とかあるいはまた公園とか、いろんなことが緑地帯だとかいろんなことに使われていくようになると思いますが、まずはその大きな下水というものがバーンと入ってたりしまして、その設置と敷設と返済、この方に今現在は多く使われていると、こういうのが実態であります。

○堀内（9番）

現状ですと、ほとんどが下水の償還に充てられているという形の状況ですんで、住民の方々は「都市計画税払ってんだけど、自分の町にどのくらい還元されているんだい」ということがあんまりこうないって言うのが現状かなというような気がいたします。そんな形ですと、今一部説明がありましたけど、もう一度都市計画税のですね目的っていう、これは平成20年6月に一般質問されている状況で皆さん再認識している、確認をされていると思いますけどやっぱりこの地域の基盤整備の一環という形の中で、安心して安全で快適な地域を形成するまちづくりを目的にするっていう、目指すっていうことも目的としていると思いますけれどもいずれにせよもう一回ですね、徹底するっていう感じから徴収目的を明確にもう一回してください。

○町 長

都市計画税の目的を申し上げます。都市計画事業や土地区画整理事業を行うための目的税とこういうことでありまして、用途地域内にある土地及び家屋につきましての課税であります。公共下水道の起債償還や街路、公園の整備の一部に充てられているということでありまして、目的は先ほど言ったように都市計画事業に充てるものであります。以上であります。

○堀内（9番）

都市計画の関係の推進の中でですね、やっぱり下水道関係の総費用の償還に年間6億約3,770万円くらいが行っていると、その中に約6,234万円の都市計画税が支払われていますんで、およそ約9.8%。25年度におきましても大体同じくらいの状況でですね償還に充てられるという形の状況になっていると思いますけれども、ただ都市計画の中で平成24年度ですけど約4億7,700万円くらい都市計画として使っている費用がありますんで、それに当てはめると約12%くらいの値になると。だから馬鹿にならない金額がこの都市計画税の比率になっているっていう形になるのかなっていうような気がいたします。ただ、下水の関係につきましては、このあとちょっとこの質問になりますけれども、下水だけやっているとはほかのことは都市計画やなくていいのっていう感覚がやっぱり出てきちゃうっていう現象ありますんで、現在都市計画の道路の見直しっていう形の状況の指針を出されている現状の中で、ちょっと時間の関係ありますんで、一部都市計画街路の関係の計画はどうなっているかっていうのはちょっと省きますけれども、これはまた次回の時に行っていきたいと思いますけれども、今回はですね、まず下水道の償還は何年までかかるのか。あと何年必要なのか。それと現在行われている都市計画街路の見直しの完了っていうのは、その時期はいつなのか。その計画をどのように今後推進するかっていう内容を踏まえてですね、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○町長

次の質問であります。都市計画税で公共下水はやってもいいわけですよ。当然やりましたので、返還になってもいいわけです。ただ都市計画っていうのはご指摘のようにいろんな事業がありますので、ということではありますが、道路だけについて拘って申し上げますと都市計画街路の今までの改良率は37.05%というのが辰野であります。ちなみに県平均が41.4でありますから県平均を若干下回ってます。どちらの今、下水道全部入れるっていうことはとても大きなお金でありますので、どちらの市町村でも比較的こういった都市計画税はそちらの方へ公債費として使われているのが今現状であります。ご指摘のとおりではございますがこのピークにつきましてはまたお話を申し上げてるわけではありますが、現在残としては公共下水で60億円近くあります。68億円あります。羽北特環が12億5,000万円。合計で80億円くらいありまして段々返済をしていくわけではありますが、ピークを過ぎますとまた、まだもう少しピー

クに向かって上がっていきませんがピークを過ぎますと、またそういった返済金が、公債費が減りますのでほかの事業へ向けていけるとこんなようなことでございます。もう一つは道路、都市計画街路についてまた詳しくは課長から申し上げますけれども、申し上げますと、これはまあ本当に昭和30年代ぐらいに引いた路線ですね。32、33年ですかね多分、だと思えます。そのころはまた高度成長の始まり、もう既に始まってましたが、そういう中で人口増の時期でありまして、辰野町の街路をどうすべきかというようなことで、例えば駅前からまっすぐに橋を架けて天竜川へ橋架けて平出に抜くとかですね、こんなような構想もあった時代であります。そして工業、商業ともに発展しなきゃならんというようなことでそんなような路線がいっぱいあります。それでたくさんありました13路線ぐらいあったと思いますが、施工をされた道路もあります。ただ今のこの時代っていうのは、また安定成長に入り、また下手するとマイナス成長に入る時期であり人口もまた日本中が下がる時期であります。路線の変更、太さ、いろんなこともまた見直さなきゃならんだろうというようなこともございます。時代が変わってきておりますので、そういう中で道路も今のままでは私も良いと思っておりませんので、都市計画街路にして補助金を付けてやってくべきだと思います。しかし一番早くやるのは幹線道路ですね 153。それをもうとにかく早くやるようにしないとと思います。それには国の直轄にするのが一番良いわけですから、リニアになぞらえてやって、私としてもしこう万が一続けていけるっていうことになってくればという時の構想ではですね、構想では辰野が一番最初にやってしまうと、こんな構想持っておりましたが、またぜひまた次の方にもそんなような構想でやってそれに結びつける破線を、破線で言いますか取り付け、それこそアクセス道路ですね。幹線に取り付けるアクセス道路を都市計画道路ともう一回見直して、それで組み立てていくのが一番良いだろうとこんなふうに思います。課長の方からお答え申し上げます。

○建設水道課長

それでは私の方から街路の見直しの完了時期でございますが、先ほどのお話の中で下水道につきましては平成18年ごろ全体的に事業が終わりまして、それ以後、建設水道課都市計画につきましては調査段階という形の中で皆さんご存知のように昨年度は駅前の区画整理の廃止というような形の中で調査費を含め、また都市計画図の修正をしたりそういう事業を進めてまいりました。本年度から2箇年にかけてこの街路の見直しの事業を国県の補助において進める予定でございます。法手続きにつきまし

ては平成27年を予定しております。以上でございます。

○水処置センター所長

下水道の償還の関係について説明させていただきますが、今後の起債の元利償還ということで、現在ですねピークみたいな形でして、平成28年度今後ですね平成28年度のピークがですね6億5,205万5,000円というのがピークになっております。平成30年度ぐらいまでは大体6億5,000万円ぐらいの元利償還金で推移しております。それ以降ですね大体年平均で毎年3,100万円ぐらいずつ減っていきまして、最終的に現在のところですね平成50年度には全て償還が終わるという形になっております。

○堀内（9番）

まだまだ気の遠くなるような償還をしていかなきゃいけないという形になりますとやっぱり今、街路の見直しっていうことであと2年かかりますよっていう話ですけども街路の見直しをしながら償還を考慮し都市計画を推進するという形の状況になるのかなってというような気がいたします。少なくとも皆が納めた都市計画税がこんなふうに使われているよっていうことはやっぱり皆にPRするっていう必要は絶対的になるのかなと。だからやっぱりこれ納めるんだよっていう内容がですね分かった方が良くないかかっていう気がいたしますので、そこらへんはぜひ行っていただきたいというように思います。最後の質問になりますけれども、都市計画税の見直しの考えについてお尋ねいたします。都市計画税、先ほど言ったように昭和53年以降、50年間国の制限税率っていうのは0.3%に決められていますけれども、辰野町では0.2%っていう形で抑えているというのが現状であります。用途地域指定をして道路整備であるとか環境整備、公園整備、下水道等含めてですね地域のみが恩恵を受けているばかりではないというのが現状であろうと。これはもう公共的な内容にも使われているっていう状況ありますので、これは「全町より徴収しないと不公平感もあるんじゃないの」っていう考え方も持っている人もいます。しかも近隣市町村では下諏訪町以外はほとんど、ごめんなさい間違えました。町村です。町村の関係につきましては下諏訪町だけが徴収しているだけで、ほとんどこの周り長野県も含めて非常に少ない状況というのが実態でございます。ここで質問いたしますけれども都市計画税の用途は今、明確にさせていただきました。その中で0.2%っていうのをですねこれ見直す必要、考えはないかどうか。あるいは、公共的に使う所にも投資していくんだから全町より徴収するっていう考え方はないのか。あるいは最後にもう先ほど言った都市

計画の中で12%ぐらい占めますんで、これを大きな償還も含めて大きな金額になると思いますけども、公平感も含めた内容ですね廃止をするという決断はされる意思はないのか、この3点についてお伺いいたします。

○町 長

お答えを申し上げます。都市計画税が目的税であることは先ほどからお話しているとおりであります。したがって充てがうべき事業に充てても余剰が生ずるようであれば見直しも適当と思われれます。現在は全部充てさせている状態であります。つまり余剰がないということでもあります。なおまた用途地域の分が他の方へも回っている部分も確かにあるかもしれませんが、その分と言いますか用途地域の分は優先的に下水道も敷設いたしておりますし、早く文化生活在供用できているところであります。また都市公園につきましても用途地域内を中心に整備されてきておりますので、都市計画税の目的以外に歴代、町長の中でも特に問題になることではないというふうに思います。なおまた公共下水道の受益者負担というのがあります。したがってその所は都市計画税を納めている所は安く、そしてそうでない所は若干それよりも上げてあるということで公平性を保っているつもりであります。以上であります。課長の方から何かあればお答えします。

○まちづくり政策課長

県内の都市計画税を集めている市町村であります。市につきましては安曇野市を除く18市が全部集めております。また、町村につきましては軽井沢と御代田、あと下諏訪と辰野が集めております。白馬村については都市計画税を取るというふうになってはいますが、実際は集めていないようであります。また税率でありますけど、長野市と中野市が0.3%、制限税率いっぱいですね。千曲市が0.1%です。あとの市町村が0.2%ということで税率を課させていただいております。見直しの考え方については町長が申したとおりであります。以上であります。

○堀内（9番）

時間がきました。少なくとも納税者はお金を納めています。その結果がやっぱり満足できるような行政っていうのが必要であろうというように感じます。そんな形で納税者はやっぱり見える化っていう内容の中で、こういうふうに使われているっていうのがやっぱり常にPRする。あるいはこういうふうになったよっていうことの結果が発表される、っていう形の状況になりますし、今ちょっと心配なのは今下水道の償還

に充てられているっていうことですから、ずっと長い間そちらにかかっちゃうと、それじゃあその都市計画税はほかのものに使われないのかっていうのがちょっと心配な状況ありますけども、いずれにせよその見える化を含めてですね、皆さんがこういうふうに使われているんだっていう内容でですね納められるような方策を取っていただければありがたいと思います。以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時20分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始	12時	30分
再開時間	13時	20分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席1番、宇治徳庚議員。

【質問順位4番 議席1番 宇治 徳庚 議員】

○宇治（1番）

私は安心安全という観点から2項目について質問させていただきます。1点目は災害時の安心安全を確保する避難所等の現状と課題についてであります。8月15日は長い歴史を誇る諏訪湖花火大会でしたが、猛烈な雨と強風で中止に追い込まれる事態となり、昭和24年以来初めての出来事となりました。1時間に75ミリという雨量は体験した人の言葉では、「ワイパーはきかず、前が見えない」「雨の音で周囲の音が聞き取れない」「恐怖を感じた」と言い、一瞬にしてズブ濡れとなった50万人の見物客はパニック状態に陥り、JRも高速もストップしたため遠来の観光客は足止めとなり、公共施設やホテルなどに避難したまま、一夜を明かすといった全く予想さえしなかった花火大会になってしまいました。「まさか諏訪に、それも花火大会にゲリラ豪雨が来るとは思わなかった」という山田諏訪市長の言葉が本当のところかもしれませんが、それでも「対応はスピーディーで素晴らしかった」と答える観光客のテレビインタビューや、「地域の方には自宅トイレを貸していただいたり、食卓の食べ物を分けていただくなど、こんなに親切にされたのは初めてです」という声を聞いて、近隣住民としては他人事ではなく、うれしさと安心感を覚えました。今年の夏は猛暑列島日本そのもので四国四万十市が国内史上最高の41度を記録したかと思えば、山口県萩市で

は半日で7月1箇月分の雨量を記録し、秋田県大館市では1時間に120ミリのゲリラ豪雨で、いずれも生々しい土砂災害が連日報じられた一方で、太平洋側では全く雨が降らず深刻な水不足の地方があるなど、異常気象がもたらす災害は日本、同じでも全く違う対応を迫られた災害大国日本の大変な夏でした。思い起こせば平成18年7月18日19日に辰野町を襲った豪雨災害は、死者4名、負傷者3名、住宅の全半壊8棟、床上及び床下浸水212棟、徳本水では国道153が崩落するという大災害が発生してから、早や7年が過ぎました。近年の豪雨は局所的かつピンポイントに、しかも急激に襲ってきます。その意味では7年前よりそのリスクは更に高まり、年々予断を許さない気象条件になってきたように私は感じます。そこで、まずお尋ねいたします。18年災害の教訓は現状においてどのように生かされているかをお尋ねしたいと思います。

○町長

それでは質問順位4番の宇治徳庚議員の質問にお答えをさせていただきます。18年災害教訓ということでございますけれども、本当にあんなことはめったに起こらない。辰野でも38年に続いての大きな事故だったろうとこんなふうに思います。直接死亡者2名、間接死亡者2名、合計4名と尊い命を失わせてしまいました。この件に関しましてまずハード面におきましては、153号線の徳本バイパス、これ直線になりましたがあれは災害復旧でなくて現道のSカーブの所がえぐられましたので、それは災害で普及させてあります。まっすぐしたのはまた別の事業で当初からお願いしているんですが、ちょっとおもしろい知事さんがいまして、止めちゃいました。お辞めになったんでまたまっすぐにさせていただいたとこういうことでございます。その徳本バイパスの徳本バイパスと言いますか、Sカーブの方の復旧ができましたし、赤羽で崩れました中山地区、あるいはまた宮本草堀、楡沢とあそこに続くものを今現在計画中でありますが、沢底の穴山も新たに堰堤を合計3基入れることになってますが、その内1基が完成、そしてもう1基が今着工中というところでございます。また小野下雨沢や中村地区の砂防の堰堤も構築ができあがりしました。同時に林務関係におきましても治山の激甚災害の対策特別緊急事業、谷止め溝だとか、あるいはまた、床固め、こう等々を県施工で20箇所ぐらい行ってまいりましたし、これ全部復旧の件を今話しているわけではありますが、更にまた農地関係におきましても各所、辰野竜東地区や竜西など事業採択を受けまして今実施されました。またこれ新たに防災行政無線の子局の増設ということで1局造らせていただいておりますし、こんなようなことで災害起こっ

た所をまず復旧させて弱かった所を一番辰野で強い所にする、という意気込みでできましたし、また上平出の中央道のこちらから行くと向こう側、潜り抜けた向こうの大きな土石流があった所では東京朝日会の皆さん方が来ていただいて植樹を赤羽の中山に続いて2箇所目を東小学校の生徒とともにできあがらせたり、ということでやはりしっかりした木を植える。同時にその木も横に張るような根では駄目で直根と言いましてまっすぐ下へ伸びるものがないと駄目だということで、沢底の山寺教授のお力と見解と保育ブロックを借りてそれで植えさせていただいたと、こんなことも反省点の中では新たな所の災害を起こさないように手を打っているところであります。また土石流の警戒地域は145箇所、特別警戒合わせまして272箇所を今指定させていただいておりますし、急傾斜地の崩壊が心配される所にあたりましては警戒区域及び特別警戒合わせて465箇所指定し、住民の皆さん方にお知らせし同時にできる所からまた危険度の高い所から着工して安全なものにしていくとこういうことで現在ございます。防災ハザードマップにつきましても作成して、そしてまた住民の皆さん方に配布をいたしてあります。また携帯電話やパソコンの所に入っていく緊急メールというものを皆さん方ももう登録してあると思いますが、配信サービスをまた新たに行いました。また、危険度判定に対しますこの即座にその退避所その他判定してもらわなきゃなりませんので、業者の方と皆さん方をお願いして災害時の相互応援協定の締結等も結んでありますし、また判定していただく応急危険度判定等の協定もさせていただいております。また、自主防災組織も合計辰野町は合計8地区できたところではありますが、防災備品等の問題やいろんなこともその中で頭で話し合いされまして、統括して町の方も備品を備えているとこんなようなことでありまして、どのように反省を生かしているかということではありますが、類似のような所を起こさせないような手立てをやり、また万が一起こっても避難所も設置、同時に早く住民に知らせる。こんなことを今、着実にいったところでもあります。課長の方から何かあればお答えします。

○総務課長

自主防災組織の結成の関係でございますけれど、今町長申し上げたように8地区が災害後に結成されております。これをもちまして全て17区において結成をみているところでもあります。それから社協を中心にですね取り組みをしていただいております。「支えあいマップ」等の作成もですね順調に各区を中心に作成をしていただいているというようなところでございます。以上です。

○宇治（1番）

おりしもこの8月30日から気象庁は50年に1度大雨、暴風、高潮、大雪、波浪、暴風雨など重大災害が発生する恐れが高まった場合に発表する「特別警報」の運用を開始しました。直ちに「命を守る行動を促す」というものです。気象庁によるとこの規模の重大災害は年に全国で1～2箇所くらい起こり得るとしており、18年災害はこの特別警報に該当するレベルのものだったと長野地方気象台は言っております。国交省は豪雨をリアルタイムに把握するX-R I N（エックスレイン）即ち「雨量観測システム」を思い切って充実させるとのことですが、その狙いはシステムの精度向上で事前予知が可能となり、ひいては早期避難行動を促すことができれば都市機能のマヒや人的被害も少なくできるというものです。災害のスペシャリスト山村武彦氏は地震、津波、集中豪雨、土砂災害への日頃の心構えとして次の3点を挙げています。1つは情報は待たずに取りに行くこと。2つは遠くの避難所より近くの2階。3つ目は念のため明るいうちに自主避難すること。即ち、有事の際は避難することの重要性を強調しております。続いてお尋ねいたします。現在、町内の避難所は何箇所という理解でよろしいでしょうか。その設置にあたっての基準や考え方がありましたらお聞かせいただけます。

○町 長

次の質問であります。現在避難所ということでありまして、大きく避難所として町の方で抑えていますのは15箇所現在あるところであります。また細分化して各区その他ございますので全体的には1万約2,000人を収容できる82箇所ぐらいが現在避難所としてあります。課長の方から細かくお答えいたします。

○総務課長

避難所につきましては、小中学校、高校、野球場を中心としまして先ほど町長申されたとおり14箇所とそれから福祉避難所ということで老人福祉センター1箇所合わせて15箇所となっております。それから一時避難所の関係でございますけれど、伊那富、辰野地区、で40箇所。竜東地区で18箇所、小野川島地区で24箇所の82箇所となっております。以上です。

○宇治（1番）

その設置にあたってのですね、基準ていうか考え方があればお聞きしたいんですが。

○総務課長

先ほどの避難所でございますけれど、規模的なものは特に把握してございませんで、小学校中学校等のグラウンドが使える、あるいは体育館があつて避難できるっていう所を中心に避難所としております。それから各地区の公民館、あるいは介護予防センター等につきましては炊事の施設、あるいはトイレ等がありますので、そちらの方を優先にですね人数的なものにつきましては図面の方からこのぐらいの人は避難できるっていうようなそんな関係で指定をしておりましてですね、この人数につきましても適正かどうかという部分を一人あたりの必要な面積等もございますので、そちらに合わせながら今後、社協に委託をしながらその適正な人数の把握をしてまいりたいとこんなふうに思っています。

○宇治（1番）

毎年行なわれる町の主会場での総合防災訓練はさすがに年々充実の度を増しておりますが、そうでない各区各所での訓練というのは、避難・誘導を主目的としたものですので、避難所の実践的なあり方が年々重要になってきているのではないかというようにも思うわけであります。今までの感覚では、避難所があるということで一定の安心感がありましたが、近年のような局所ゲリラ豪雨を見るにつけて、避難所へ向かう途中で洪水に流されるといった事例も報じられますと、避難所の距離とその場の状況判断が生死を分けるということになります。人ごとではないなというふうにも思うわけであります。有事の際、避難所が近くにあるか、そしてその避難所が有事にどの位耐えうる良好なものかは地域住民にとってとても重要な案件ではないかと考えます。最新版の「辰野町地域防災計画」によると避難収容活動計画の一環として「町は避難者のための避難所を開設し、良好な避難生活を確保する」と明記されておりますが、有事を想定した準備の実態は、その地域によって多種多様ではないかと思えます。そこでお尋ねいたします。町内各避難所の収容人員及び備えるべき備品類の標準化というのはどの程度実施されているかということをお尋ねいたします。

○町 長

先ほど申し上げました避難所ではありますが、特に一時避難所はまず、一時避難所へ近くにあればそちらの方へ入っていただくわけではありますが、そのことに対しましての収容人員の見直し等も今、これからはかかっていると思いますし、また避難所にデータベース化してそれを作成して、更にまた備蓄物、物資のリストも作成して、

全体的にまたその場所へもまた全体的にも把握できるようにしていくと、こういうふうなことで今進めておるところであります。なおまた長野県の自主防災アドバイザーとか、あるいは防災研究会の指導等をいただきながら最低限の備品は備えていくということで頑張っているところでもあります。あと課長の方からお答え申し上げます。

○総務課長

こちらの方の避難所のデータベース化につきましては先ほど申し上げましたように社会福祉協議会に今年度委託事業として現在行っているところでありまして、こちらの方には先ほど言いました避難所の収容人数のほかにはですね各避難所で備蓄をしております物資等のチェックリスト等も作成をいたしまして、こちらの数を確認をしているようなそういう状況であります。项目的にはかなりありましてですね、機械類ではスコップだとかあるいはジョレンだとか、バケツがいくつあるか、それから発電機、投光機、毛布等も調べておりましてですね、いろんな備蓄食料も各避難所にあるかどうかというそんな部分も含めて調査をしているところでもあります。

○宇治（1番）

避難所1人当りの適正スペースや1人当りの備えるべき備品類は何がどのくらい必要か、それを最低幾日とするか、など避難所を有する地元としても準備すべき最低限のものがあると考えます。実態はかなりお寒い状況にありますので、是非早いところ今お話いただいた調査と標準化を進めていただき、それに地元が呼応する形が望ましいのではないかというふうにも考えるわけです。一方で、住民サイドの避難要件にも大きな課題があります。8月22日の『たつの新聞』によりますと、災害時住民支え合いマップは、作成率97%を超えたとありますが、大変結構なこととはいえ作成することは第一歩であり究極の狙いはそれをいかに実践に活用できるかということでもあります。1年の間にはその地域にとって色々な変動が発生しているからです。転入転出はもとより、亡くなった人、妊娠する人など様々な要件を把握してマップとしての機能をクリアしていることは重要なことですが、それを定期的に維持することは大変なことでもあります。続いてお尋ねいたします。支え合いマップの運用と見直しは、課題や悩みが多いと聞きます。有効に機能する良い方策はないものかと、地域でも悩んでいるわけですがけれども、何かそういった方策があればお聞きしたいと思います。

○町長

支えあいマップは今、社協の方へお願いをいたしておりますけれども、問題は現在

の作成率は各区で97.7%ですからほとんどでき上がっているとでもいいわけであり
ます。今年の9月3日現在の話でございますが、ただ個人情報保護というのが足かせ
と言いますか前に塞がっておりまして、本人の同意がないとマップに搭載ができない
という弱点、搭載マップとしては弱点になることであります。また全てを把握する
ということは非常にこれは困難なことであり、同時にまた入退院を繰り返している
という方もありますので、毎年毎年変わってくると。その度、マークしてそれを最新
のものにしなければいけないということで大変な作業であります。一度作ればずっと
いいものならいいんですが、しょっちゅう見直しをしていかなきゃならないという
ことで、各区との、また協力とそしてまた社協の皆さん方の力と町も協力しあ
ってこれができるだけ完璧にして、徐々にまた常に入れ代えを考えるようにしな
がらということでもあります。今、町長訪問を91歳以上させていただいてお
りますけれども、去年、一昨年とご都合で、あるいは入院というような形で遠慮
される方がありまして「当然この家もう、また入院かな」と思ってみると元
気になるのかですね。その逆にあれだけ元気だったのにまたちょっと施設に入
られたとか、そういうことでしょっちゅう入れ代わりが特にお年寄りの皆
さんにはありますので、そのへんが一番マップとして必要なところであり
ますから、それを完璧なものにするのは大変ですが頑張りたいと、こんな
ふうに思っております。また、住民情報が常に変化してきますので、この
若い皆さんにしても働き手の皆さんに対しましても、とにかく最新情報
を入れていかなきゃなりませんけれども、特に隣組との付き合いが希薄な
所等は非常に難しいことがあります。いろんな形の中から目的は目的だから
お話しくださいというようなことで、お願いして情報取っているわけであり
ますけれども、また住民の皆さんにも呼びかけていかなきゃならないと
こんなふうなことであります。ほか、課長の方からもお答えいたします。
保健福祉課長お願いします。

○保健福祉課長

今、町長が答弁したとおりでございますけれども、若干補足をさせていただきます
けれども、やはりですね要援護者の方ですね情報が入りづらいついていう
ことを社協の職員の方からいただいております。私ども保健福祉課の方
もですね高齢者の方の方ですね施設入所等々につきましてはですね、
なかなかお教えできないというのが現状でございます。それについて
はですね今後ですね少し対応と言いますか他の市町村の動向を見ながら
ですね検討をしてみたいと思っております。それからまだ住民の皆

さん方にとってですね、この支え合いマップがですねどのように活用されるんだ、あるいはどういう形で利用するんだっていうことが、まだまだ浸透してない状況でございますので、それについてはですね今後ですね区長さんを通じるなりしながらですね理解を深めていくようなですね取り組みをしていきたいというふうに考えています。

○総務課長

防災訓練でありますけれど、後、数地区を残してですね持ち回りの訓練、終了しますので、今後の訓練といたしまして避難所の開設訓練だとか、町の防災訓練の日に合わせてですね各地区の備品だとか、あるいは避難所の運営訓練だとかっていうような訓練をですね目的とした防災訓練もしていかなければならないっていうふうに考えておりますので、今後そのような訓練を導入していきたいとこんなふうに思っています。

○宇治（1番）

今のお話があるようにどこの地域でも一人暮らしの老人世帯が増えている中で、更に人口も減っていますのでマップの中で起きていることは、若い世帯がいく軒もの世帯の支援をせざるを得ない状況になっています。それが毎年変わる地区の役員任せになっていますと、なかなかマップのメンテまで手が回っていないというのが実情です。加えて、今町長が言われたような個人情報の問題、プライバシーの保護だというふうなことを言われますと役員が二の足を踏むのも無理からぬ話です。それでも町として100%近くまで作成された支え合いマップが、更に有効に機能する方策を考える時期にあると思います。そこで私の提案ですが9月1日の防災の日にかけて9月を「支えあいマップ見直し月間」として、毎年全町一斉にマップを見直し改定するというような考えはいかが、というふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

○総務課長

大変、良い提案をいただきましたのでそのような形でですね、マップの見直し、あるいは避難所備品のね、先ほど言いましたけれど備品のチェックだとかそんなようなことに統一的にですね、できればというふうに思いますので、検討させていただきたいと思います。

○宇治（1番）

ぜひ、よろしくお願ひいたします。次に2点目のですね公園等の遊具管理の現状と課題についてお尋ねいたします。飯田市では市内の公園の遊具などを計画的に補修する「公園施設長寿命化計画」をまとめ、老朽化が進む前に修繕して安全に使える期間

を延ばし、計画的に管理することで、遊具などの更新費用を今後60年間で1億円減らすというものです。このように所管がハッキリしている場合はそれなりの対応も可能ですが、実は管理があいまいになっている町内各地区の遊具が結構あるのではないかとこのように推測いたします。先月、私の地元の公民館庭に設置されているブランコ、滑り台、鉄棒の遊具を塗装するという話の中で設置当時を知る人から「塗装もさることながら、この遊具は設置から40年近く経っている」と。「地中の鉄柱はサビで劣化していると思う」と。「ぜひ一緒に確認したほうがよい。何か起きたら責任問題になるよ」というふうに言われて、さっそく鉄柱の回りを掘って確認したところ、基礎はコンクリートで固っていますが、まさに指摘されたとおりの状況だったそうであり、極端に劣化している所はもう半分ぐらいサビで穴が開いていると。いつ倒れてもおかしくないというような支柱もあるということでした。そこで、地中約20センチメートルの間をブリキで巻いたところへコンクリートを流し込んで、10本の鉄柱をそれぞれ一旦地元で補強したという話を聞きました。このことからですね、町内各地区にある公民館や公園に設置されている遊具はどのようになっているのかが気になるところで、区長の認識も「そこまで目が届いていない」というふうに申ししておりました。そこでまずお尋ねいたします。町内の公民館や公園等に設置されている遊具は、設置数、管理者の所管、内容等どのような実態にあるかをお尋ねいたします。

○町 長

公園は先ほどの都市計画法の公園もございますし、自主的に地域で造っているものもあるわけですが、大体面積で大きく分けておましてまずは街区公園、街の区って書きまして昔は児童公園って言ったんですが、これ0.25ヘクタール標準ぐらいで大体250メートル、範囲、半径250メートルぐらいの皆さん方が利用できるもの。それから地区公園というのが4ヘクタール前後でありまして、これが約1キロメートル以内ぐらいの住民が使えるようになっているもの。もう一つは都市公園とも言いますけれどもこれは運動公園でありまして、町全体の皆さん方が車等で来て使えるものと、こんなふうに分かれます。その中で都市公園、辰野町の都市公園数はとにかくそういうもの入れますと13公園ありまして、建設水道課が主管しているのが12、そのうち10公園は指定管理者として各区へ一部管理、通常の草刈り等をお願いしています。もちろん予算は付けて出しております。もう一つは私の家のすぐ近くなんですけれども一つの公園として宮神社の中で管理してもらっている三輪神社の境内が公園に指定

されております。そんなことでありまして、また地区公園に関しましては今度は11公園ありまして、これ言うとも時間かかりますが小野では春宮の遊園地、アトム公園等々あるわけでありまして、春宮公園もあります。ほかもずーっと大石平までたくさんあるわけでありまして、11あるわけでありましてこれはまちづくり政策課で管理、所管しています。また公民館や集会所、神社、境内ほかのですね地区のグラウンド等の管理施設は平成10年調べによりますと26箇所、そのうち82基の遊具が設置してあるとこういうことであります。お聞きの際はこんな中で要するに管理があちらこちらになっているということもありはしないかと。お互いに責任の所在が分からないまま交代した役員等が知らないでということもあるのではないかと。要はその遊具によっての子どもさん方の事故を防ぐ問題。あるいはまた老朽化していれば、それがいつかは大きな事故を起こす可能性も付いてると、こんな質問であろうかと思えます。課長の方から合わせてお答えをいたします。

○建設水道課長

それでは建設水道課が所管しております都市公園についての公園内の遊具の数についてご説明させていただきます。先ほど町長の方からありましたように13公園ございます。辰野公園は6の遊具、中央公園は10基、堂村公園は11基、宮所公園は9基、羽場崎公園は8基、南原公園は3基、下辰野公園は1基、高畑公園は1基、昭和公園は1基、上原公園は5基、辰野ほたる童謡公園は6基、荒神山スポーツ公園は5基、三輪公園は1基でございます。計67基の遊具がございます。指定管理につきましては先ほど申し上げましたので省略させていただきます。この遊具の関係でございますが、大型遊具、複合遊具、ブランコ等、すべり台、シーソー、ターザンロープ、ジャングルジム、回転遊具、ロッキング遊具、砂場、鉄棒等々でございます。以上でございます。

○まちづくり政策課長

それではまちづくり政策課が所管しております地区公園、地区公園につきましては昔は県や町が団地造成時等に設置した公園でありまして今まちづくりで管理しております。こちらにつきましては現在4つの区にお願いしまして遊具の管理も行ってきております。遊具についてはすべり台が5基、ブランコが6基、シーソーが4基、ターザンロープが1基、ジャングルジムが2基、その他1基がございまして全部で19基設置してあります。それで議員ご指摘の公民館や集会所、また神社境内や地区のグラウン

ド等の地区管理の施設であります。大変調査が古くなってしまって申し訳ないんですが、辰野町では平成10年に遊具等の調査を行っております。その時に把握しましたものにつきましては26箇所、82基の遊具があります。もちろん、すべり台とかブランコだとか鉄棒を確認をしているわけでありまして、以上であります。こちらの公民館や集会所については地元の区だとか団体の管理、点検がされていると思っております。以上であります。

○宇治（1番）

地区の管理がですね、実際、町の手の上に乗っているものは多少心配ないんですけども、各地区に任されている、しかし地区はそう思っていないというそういう部分が非常に心配になるわけでありまして。今、まちづくり課長の言われたように実は15年前に当時マスコミが公園等の遊具管理の不備を指摘し社会問題になったことで、町として「公園管理調査票」を各区に配布して実態把握をされています。小野区の保存文書を見ますと、当時小野区内には13箇所設置されておりましたが、現在は10箇所ですから、15年の間に何らかの方法で撤去処分されたということではないかと思っております。次の質問は先ほど今、お話をいただきましたので、もし補足があればお聞きしたいんですが、平成10年の調査ではどのような具体的な対応がなされたかということがお分かりでしたらお聞きしますけれども、特になければ次へ進みます。

○町長

平成10年の時の事故が日本中で結構起こりまして問題になったということがありました。辰野も調べまして、特にあの時は箱ブランコですね、箱型ゆりかごブランコって言うんですか、4本の足、最低4本の足があってこう動く、これに対しては事故が続出ということで非常に死亡事故まで起こるといようなことがありました。しいまして南原の都市公園ですね、の箱ブランコを撤去、また地区公園内におきましては町で管理している公園の箱ブランコ5基等々も撤去して、そして各区へもお願いして撤去してもらった経緯があるわけでありまして。ほか課長の方からお答えいたします。

○まちづくり政策課長

平成の10年の調査では各区に調査票、また遊具ごとにチェックリストをご用意いたしまして調査を行っていただいております。各遊具のサビ、ひび割れなどの外観の状況だとか、グラつきなどの基礎の状況。またネジ、ビス類の部品の状況等を調査し、不具合のある遊具について点検を全て依頼しまして、もし危険なものがあれば撤去を

依頼し、また修繕が必要なものについては修繕をしてくださいというような形でもって呼びかけを行っております。以上であります。

○宇治（1番）

各地区内にある遊具は、当時町が設置したものと聞いてます。もとより学校や保育園は行政が定期的に点検チェックされていることは承知していますが、地区の遊具は地元で定期点検はしていない以上、誰も日常管理はしていないのではないかというふうにも思われます。それだけに万一事故が発生した時はどうなるのかという点が心配になるわけでありまして。そこでお尋ねいたします。万一事故が発生した場合の責任は、どこが負うことになるのか町の見解をお尋ねいたします。

○町長

事故がもし発生してしまうことに対しまして、しまったと仮定しましての責任所在であります。これは町が所有、所管している施設につきましては辰野町が責任を負い、同時にまた辰野町が加入している保険、全国町村会の総合賠償保障保険にてこの賠償をしていきたいというふうに思います。しかしあくまでこれは施設の瑕疵、失敗、欠陥があった時に限るわけでありまして、もちろん同時に町の過失によるものであると。それが原因であるということが証明された場合にその保険等が適用し町の責任というふうになってまいります。区や地元団体の所有、保管するものにつきましてはこの保険の対象となりませんのでご注意願いたいとこんなことを担当課から呼びかけているところであります。ほか課長の方からお答えいたします。

○まちづくり政策課長

辰野町が所有所管している施設については町長が申しました保険にて対応できるんですが、区や地元団体等の所有、管理する施設につきまして平成10年に調査でどこが建てたのか、どこが所管しているかっていう調査を依頼を同時にしてあります。神社の横だとか、グラウンドの横だとか、地元のグラウンドの横ですね、あと公民館の横なんかにありますものにつきましては区でもって所管していますよ、ってというような回答もいただいております。そこらへんについては町の過失というものが認められないのでまずこの保険の採用は無理かなと思っております。じゃあどうしたらいいかということで、私もメーカーの方に確認してみました。メーカーの方の確認によりますとやっぱ過失につきましてはその施設を造ったもの。また今の新しい施設ですとメーカーの責任も聞えると、なおかつ利用者ですね利用者がその許容範囲以外の遊具の使

用によって発生したもの、そういったものに分けられるということでメーカーの責任があるものについては現在のものはあるが、古いものについてはほとんどもう適用がされていないそうです。また、利用者の何て言いますか、目的外の利用だとかそういったものにより発生したものについてはやっぱり利用者にも責任が生じるということで、そういう内容の回答をいただいています。なので、また保険等についてはまた今後もちよっと検討していかなきゃいけないかなと思ってますけれども、現在ではそのようなところでありますので、よろしく願いいたします。

○宇治（1番）

設置当時は子どもも多くて、住民ニーズと相まってです必要な遊具として重宝がられたというふうに思いますので、町が設置したと思いますけれども時代も移って何事も事故責任が問われる今日、万一事故があった場合は所在する地区の責任だとすれば、この際はっきりとですねと明文化する必要があると考えます。そこで改めて調査の上、町と地元のコンセンサスを取るべき事案ではないかというふうにも考えますので、お尋ねをいたします。再度各区内の遊具の実態と要望について調査するお考えはありませんか。

○町 長

ご指摘でございますので、ここで至急各区と地区公園の遊具等につきまして実際にどのように管理していくのかということと点検し、また責任の所在をもう一度明らかにしていきたいと、こんなふうに考えてるところであります。

○まちづくり政策課長

町長申したとおりにここで調査の方は計画していきたいと思ってます。また、児童健全育成推進団体という所から遊び場安全ガイド、この中で日常の安全点検表っていうのがございましてその遊具が今どのような状況にあるのかを毎年ですね、年に最低でも1回チェックするようなチェックリスト等もございまして、そういったものも区の方にお示しして、点検を行っていききたいと思ってます。また、平成20年の8月には国土交通省から都市公園等における遊具の安全確保に関する指針というものも出ていますので、そこらへんをお示ししながら各区にお願いして常に先ほどの保険を使うよりもまずは日常管理の方が第一ですので、そちらの方を徹底して行うように、区の方と相談をしていききたいと思ってますのでよろしく願いいたします。以上であります。

○宇治（1番）

どこの地区にある遊具もですね当時のやり方で工法が同じやり方で設置したとすると、地中の鉄柱のサビについてはかなり進行しているということで、時間とともに腐食が進んで倒れる心配もなきにしもあらずであります。したがって、その対応策も含めて早期に実態調査をしていただき地元によっては以後の維持管理はできないので、撤去したいという申し出もあるんじゃないかという、こういう気もするわけでありませう。そこで最後にお尋ねいたします。撤去を希望した場合、町が撤去していただけるものなのかどうかということでございます。

○町 長

今の基準で申し上げます。都市公園の遊具撤去につきましては地元区と相談して、なお危険、あるいは不可能というような場合には町が撤去をさせていただきたいと思っております。区が設置してまた管理する遊具施設の施設整備のうち、新設増設改修については町の補助があるものもありますので、利用をいただきたいと。撤去につきましてはこれも相談に乗りますので、まちづくり政策課の方へご相談をしてください。こういう基準であります。

○宇治（1番）

ぜひ、そのような対応でお願いできればありがたいと思います。先ごろ倒れた町天然記念物の天竜界のケヤキの例ではありませんが、樹木も構造物も時間とともに老朽化して、形あるものは必ず壊れます。何か起きてから「寿命でした、老朽化です」と言っても公共物はそれでは済まされません。飯田市の例にもありますように、老朽化がさらに進む前に行政主導で早期に方向付けいただくことをお願いして私の質問を終わりといたします。

○議 長

進行いたします。質問順位5番、議席12番、宮下敏夫議員。

【質問順位5番 議席12番 宮下 敏夫 議員】

○宮下（12番）

それでは、あらかじめ通告してあります項目に沿って質問していきます。まず初めに職員の人事評価制度及びメンタルヘルスの取り組みについてであります。私は平成23年12月定例議会において職員の人材育成と人事評価について質問しました。町は第四次辰野町総合計画に基づき辰野町人材育成基本方針が示され、どのような人材を求

め、どう育てていくかを明確にし、職員が目指すべき方向性を示し、組織の活性化と職員の意識改革を図ることを示され、平成20年度から23年度に掛けコンサルタントの指導を受け条件整備が整い次第、24年度より実施、24年度の評価結果を25年度に反映させるとの回答でありました。そこで質問します。この期間、人材育成の各種研修・教育を踏まえて、現在行われている人事評価制度の実施状況及び評価に基づく処遇への反映についてお伺いします。

○町 長

それでは質問順位第5番の宮下敏夫議員の質問にお答えをいたします。人事評価制度ということで、またメンタルヘルスということで今、取り組んでいる最中でありましてご指摘のとおりだと思います。細かくは課長の方から申し上げますが、どのようにこれを生かしているかということですが、25年度では今年度、管理職の平成24年度の評価結果を6月の勤勉手当に生かしておりますし、また1月昇給に反映させるつもりであります。またランクの区分ではS、A、B、Cとなっておりますが、この4ランクであります。24年度の評価は全員BランクであったということでBランクであれば手当て昇給に変化なしと、こんな状況に現在はなっているところであります。詳しく課長の方からお答えいたします。

○総務課長

人材育成の関係につきましては平成20年度から取り組みを行ってきておりまして、20年の7月に人事評価制度の研修等を実施しております。それから10月には町の人材育成基本方針の改正をいたしまして、設置部会を設けまして計10回にわたる検討をしてきております。21年度から人事評価制度の構築支援業務の委託を日本経営協会へ委託をしまいできております。22、23年度と施行を行っております。これは保育士も含めた一般行政職であります。24年度の評価、課長、課長補佐への導入を図り結果につきましては、先ほど町長申し上げたように25年度に評価するように導入を図っているところであります。以上です。

○宮下（12番）

それでは、次に病院職員また今、保育士等ありましたけれども、係長一般職の人事評価制度の導入についてですがこれも前回質問した時には時間をかけてこの課長、課長補佐に続いて実施していくということですが、これも計画どおり進めているのか、また病院職員はどうするのか、その点についてお伺いします。

○町 長

病院におきましても、医師は除きますけれどもほかの職員に対しての導入計画は持っております。また、保育士に対しましても導入計画を持っています。11月研修会、また評価シート作成は26年度で施行をするということでもあります。事務長の方からお答えいただきます。

○辰野病院事務長

病院職員の人事評価制度でありますけれども、先ほど町長の答えましたとおり、医師の方はちょっと除いてあります。また病院の事務職につきましても役場職員ということで既にやっておりますので、医師と一般事務職員を除いた看護師、技師、あと栄養科の職員とかそういう職員につきまして実施するというので現在、人事評価の設計部会の病院分科会っていうものを設置しまして、コンサルに入ってください。これは総務課の方で主にやっただいてるんですが、病院の職員の中で分科会を作りましてその中で評価シートの検討ということで、現在の職員がどのような状況になっているのか、またそれに基づきましてどのような着眼点で評価シートを作っていくのかそういうものを現在検討しているところでございます。したがってそれをこの25年度に全てまとめまして病院の職員の評価シートっていうのを作成しまして、26年度、来年度から施行するっていう段階になっております。以上です。

○総務課長

病院の職員につきましては、今申し上げたとおりでありまして、係長の評価結果につきましてはですね25年度評価をしたものを26年度に反映してく。それから一般職につきましては26年度評価、結果を27年度に反映していくという計画で進めております。

○宮下（12番）

「町は今後も行政改革が進められる中で、人事評価制度は頑張った者が適正な評価を受け、その結果が処遇に反映されるべき」との声も聞かれる一方、「単に有能な人物とそうでない人物の峻別に使われる恐れがあり、職場内の人間関係が薄れ活性化されず薄暗い職場風土になる」と懸念する声もあります。しかし、今後の行政改革を進めなければならない中で、行政は住民に対し一層のサービスを提供することのできる職員育成のためにも、職員が納得できる人事評価制度を更に充実させ早期に進めるべきであることを指摘し、この質問は終わります。

次にメンタルヘルスケアについて質問します。近年、心の病にかかるサラリーマン、

教職員が増えているとの新聞報道があります。原因は仕事のストレスが大半とのこと
です。当町でも行政改革等により職員が削減され、更に国、県の施策変動の激しい中
で、仕事のストレスが原因での心の病を持ちながら職務についている職員、または既
に休職せざるを得ない職員もいると聞いております。こうした職員に対し早期の対応
は必要と考えます。お尋ねします。町はメンタルヘルスケアの考え方と体制づくりを
どのように考えているか、また現在把握している人数についてお伺いします。

○総務課長

職員のメンタルヘルスケアのことですけれども、本年度から職員心の相談窓口
というカウンセリングを業者に委託をいたしまして実施しているところであります。
カウンセリングの受付時間につきましては、9時から22時まで年中無休でやっていた
だいております。ウェブの関係につきましては24時間年中無休でいただいております。
面談につきましては、月曜日から金曜日の9時から21時まで、土曜日は9時から16時
というような形の中でやっていただいております。こちらには本人、それから配偶者
及び被扶養者が相談できるような形で委託をさせていただいております。現在の休職
中の職員につきましては3名が休職をしております。以上です。

○宮下（12番）

3名が休職しているようではございますけれども、今、お聞きしたように直接委託している人
に相談とかそういうことは、それは本人からは全く町の方へはないと思うんですけれ
ども、そこらへんの内容とかそういうことはある程度把握しておりますか。

○総務課長

業者への問い合わせの内容ですか。

○宮下（12番）

はい。

○総務課長

特にそこは個人の関係でありますので、件数だけ報告いただいておりますね内容等は
一切報告いただいております。

○宮下（12番）

やっぱり相談するということはいろいろの悩みがあつて相談していると思いま
すので、それをある程度、行政の方もどういうことで悩んでいるかということ
を誰がでなくて、それは把握して改善していかなければ、なかなか
こういう病気はなかなか治ら

ないと思うし、本人もそれについてただ相談しっぱなしで町の方は目を向けてくれないということが大きいと思いますので、ぜひその点はこれから相談内容、あるいは改善できるものは町もそれに応えていくという姿勢が必要かと思います。この厳しい中でこの町を希望してきた若い人ばかりとは限らないと思いますけれども、人たちが途中で挫折して、しっかり一人ひとりが能力を発揮できるこの職場環境づくりは非常に大切だと思いますので、これからそこらへんまで気配りをした対応をすべきだと思いますので、よろしくお願いします。

○総務課長

プライバシーに厳守されますので、そのへんを守りながらですね、先ほどの職員3名につきましてはまだ6月の段階でございますので今年度末をもちましてですねどんな内容であったかというようなところもお聞きできればそんなふうにさせていただきたいと思います。以上です。

○宮下（12番）

それでは大切な人材ですのでぜひ、働きやすい役場内の環境づくりに町も全力挙げて取り組んでいただきたいと思います。

2つ目として健康寿命延伸及び医療費抑制への取り組みについてであります。この健康寿命延伸というのは平均寿命と違いまして公的介護なしで日常生活が自立している期間ということで、なるべくこの平均寿命に健康寿命が近づけるような取り組みをすべきということであります。9月は健康増進普及月間であり、各自治体はそれぞれの行事を推進しております。日本では平均寿命が延び生活水準も向上しております。厚生労働省が示した2010年時点での日本人の平均寿命は女性が86.4歳、男性が79.6歳、特に長野県は女性87.2歳、男性80.9歳と男女ともに「日本一長寿県・長野」が裏付けられました。しかし、人口の高齢化や社会生活の急激な変化に伴い心臓病や脳卒中、糖尿病など生活習慣病が大幅に増えてきております。いつの時代でも、私たち全町民は健やかでいきいきと健康で長生きしたいとの思いは共通の願いであります。そこで質問します。健康寿命延伸への取り組みは町民が一番求めている健康づくりであり、また医療費抑制に繋がります。この施策を町の重点施策として取り組む考えはあるかどうか町の考えをお伺いします。

○町 長

それでは次の2番目の質問でございます。平均寿命でなくて健康寿命を延ばしてい

こうということであります。議員ご指摘のとおり健康寿命とは自分のことが自分でできる範囲、範疇のうちを健康寿命の中というふうを考えられます。議員のご指摘のとおり男女ともに全国で1位というふうには平均寿命がなっただけでしたが、健康寿命の方は男性は71.17歳、これ全国で6位に落ちます。女性の方は74.00歳、いずれも75歳以下であります。これは何と女性であっても全国で17位というふうには落ちてまいります。したがって寝たきりでなくて自分の範疇、先ほど言ったとおりの行動ができる中でいつまでも元気に暮らしていきたいものだとこんなふうに思いますが、その中で一番の死亡原因でありますけれども全国的にみまして長野県もそのとおりであります。まず第1番は悪性新生物ということで、がんというようなことでもあります。これは長野県も同じです。2番目が心臓疾患、これも全国と長野県は同じ順位であります。3番目が違うんです。3番目が全国では肺疾患で亡くなる方が多いというようなデータが出てます。長野県はなんと脳卒中ということで3番目が違ってきて長野県の特徴がそこで現れておりますが、やはり塩が多いせいか、減塩の波及を、減塩ということをごさ方々に普及していく必要があるだろうと、こんなふうに思います。それで質問に戻しまして、このようなこと事業としてあるいは政策として取り入れていく必要ないだろうかということではありますが、ただ今も政策に入っているわけではありますが介護予防センターも改修新築合わせて35個をこの4、5年の間にやってきております。これはもちろんコミュニティーの役目も十分果たしていただき、更にバリアフリーになってますのでそういった高齢者の皆さん方もお互いに寄り合って、そして話をしたり頭を使ったり、そして必要な運動をしたり、そしてまた少しお互いに気を使ったり、ゲームをやったりとこんなようなことの中で健康寿命を延ばしていく必要がありますので、大きく辰野町としましては大きな政策の中に取り入れていく必要がもちろんあるとこのように考えております。

○宮下（12番）

今、町長からの介護予防センターの話が出ましたけれども、町は健康づくりを拠点とした介護予防センター及び、いきいき交流センターを各地区の強い要望に応え、町内各地域に施設を設置されました。これは町長の高齢者介護予防施策への熱意であり、高く評価しておるところであります。各地区施設では、独自に年間計画に基づき活動されていると聞いております。先ほど町長から言われましたがいろいろな行事をしているということですが、実際にこの施設が各地区介護予防センター、いきいき交流セ

ンターの活用がされているのかどうか。活用状況とその利用率向上策についてお伺いします。

○町 長

私の方からは24年度だけのデータを申し上げて後、課長の方からこの過去4年ですか、というような質問に応じて答えたいと思います。平成24年度では大体介護予防事業 329 回、延べ 6,903 名が参加しております。後、引き続き課長の方からお答えします。

○保健福祉課長

それでは私の方から活用状況等についてご説明をさせていただきたいと思います。冒頭、町長の方から話がありましたとおり平成20年度からですね各地域に介護予防センター等をですね、地域の要望に基づきまして設置をしまいいりました。これまでに32箇所の介護予防センター、あるいはいきいき交流センターを建設してまいりまして、建設中あるいはこれからの計画を含めると25年度末ではですね36箇所になるかと思っています。これまでの利用状況でございますけれども、まず平成21年度でございますが、264回の教室等ありまして延べで5,533人の参加。それから平成22年度では303回の事業に対して6,486人の参加でございます。23年度は321回に對しまして7,316人の参加であります。平成24年度は先ほど町長申しましたとおり329回の事業に対して6,903人の参加をいただいております。また、この教室の内容と言いますか中身を全部申し上げることはできませんけれども、保健福祉課としましてはですね保健師が出向いて行ってですね健康教育ですとか、あるいは歯科衛生士が出向きまして口腔ケアの講座を開いたりですとか、また管理栄養士によります食事等々のですね指導なんかも行ってきているところでございます。参加者数についてはですね、横ばい傾向にあります。併せてですね参加者もですね固定化の傾向にあるということの中でですね今後はですね地元ですね要望を聞く中、取り入れてほしいようなメニューをですね一緒になって考えてですね、多くの方がですね参加といいますか出席いただけるような教室も考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○宮下（12番）

年々、施設も増えるという理由もあると思いますけれども利用件数も増えたり、参加者も増えているということで本当に良いことだと思います。ただ地区によっては、今私の調査では民生委員の方が中心になってお茶会等を定期的に行っているというこ

とで一部の人に負担がかかって大変だということも聞いておりますが、この各地区の自発的な活動に加えて先ほど、保健福祉課長が言われたように行政が地区ごとに必要と思われるメニューを付加し、指導し、更にそこに必要な助成金も支援するというこ
とで活動を充実すべきと考えますが町の見解をお伺いします。今まで社協等から助成
金等ももらっているということも聞いておりますが、その地区ごと特に宮木において
は1区、1施設でなくてそれぞれバラバラですので、いろいろの施設がある中で活動
していて助成金は区、1区と同じようなものを振り分けているというようなことも聞
いておりますので、活動している所には少しこの自発的活動によって健康を保たれる
ということであれば、本当に医療費抑制に大きく寄与されるということでもそこらへん
も助成金等についても、増額する等によってこの活動が大きく広がるような考えは町
はどう考えてるのかちょっとお聞きします。

○町 長

医療費の流れをみてまいりますと、最近のデータは少し変わってきておりまして、
国保だけで比べればいいんですけれども、ある一定の年齢から後期高齢者の方へ入る。
後期高齢者の保険を使うということで総体の数字が今出ておりませんが、とり
あえず国保対象者だけでみてまいりますと辰野町の場合は全国平均が28万 8,000 円に
対して長野県も28万 9,000 円ぐらいでほとんど変わらないんですが、辰野町は31万
7,000 円かかっております。県では高い方になります。県では17位ということであり
ます。安い方から17位ということでもあります。一方県内で一番安い所はこれが南牧村
で16万 7,000 円と。年齢、平均年齢にもよりますけれども国保へ加盟者の、そういう
ところでもあります。一方一番高い所は麻績村の38万 6,000 円であるということであり
ます。郡内では駒ヶ根も高く29万 8,000 円。辰野のちょっと手前ぐらいです。郡内
で一番安い所は飯島の25万 5,000 円ということで、これはかかりやすい医療施設が多
い所ほど結構これ上がるものなんですね。かかりにくい所はかかるのに時間かかっ
たりする所は比較的安く済んでいる。これどっちがいいかっていうことになりますけれ
ども、やはりそういったことで今議員ご指摘のとおりこういった医療費も下げなけれ
ばなりませんのでそういうことになってくると本来の目的で介護予防やっただけ
れば町が手が回らない所は自主的にやっていただく。そうかって体操その他、間違っ
た教え方したら大変なことになりますので、またマニュアルか何か作ったり保健師ほ
か指導員が行ってやったことをまねしてもらおうとか、いろいろのことの中、ただ前に

もこの間できました桜ヶ丘あたりでは民生委員の皆さん中心に茶話会やっていると。ああいうことでもだいぶ違うんだなと思いますので、そういったことは誰の世話でもできるわけですから、会話とか楽しみにしてくれて多分。こういうようなことにつきまして医療費軽減のためにも少しは予算を付けていくことも一つの手かなとこんなふうに考えられます。また、担当課で検討はさせていただきたいとこんなふうに思うとこであります。なお、後期高齢者入れますと、ぐーんとこれ上がりまして一番日本で医療費の高い所は相変わらず東京都、その次が何と北海道と全然違った所へポーントこう飛びますけれどもどうということか分かりませんが、いずれかかやすい医療機関が多い所ほど医療費は若い者から後期高齢まで全部入れますと大きなお金になってまいります。その点の中では長野県はどっちかっていうと安い方へ入ってきます。そんなことでいろいろ述べましたけれどもいずれにしても、医療費を少しでも削減して健康寿命を延ばす、これは大事な事業であると考えます。課長の方で何かあれば。

○保健福祉課長

各区で取り組んでいただいております事業等につきましてですね、議員ご指摘のとおりですね1区あたりですね確か7万円ぐらいだと思いますけれども、そういった助成金を出しておりますけれども、確かに宮木の区はですね各、何て言うんですか常会と言いますか泉水だとか桜ヶ丘、それぞれで取り組んでいただいておりますので、少し財政とも相談しながらですね助成金の方は検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○宮下（12番）

一所懸命やっている所にはそれなりきのまた助成をしていただいて町中が活動を活発にできるような環境を作っていただきたいと思います。次に医療費抑制は健康で長生きすること、すなわち健康寿命をいかに平均寿命に近づけるかであります。医療費抑制策として病気の早期発見、治療、健康診断の受診は当然ですが、これらに対し該当本人がいかにに対応できるかであります。しかし、本人今まで受診してもなかなか本人が再診を受ける、あるいは特定検診の指導を受けるということはなかなか前に進んでいかないということで、25年度より国保税引き上げのときに医療費抑制への取り組み条件として提案された1つとして、生活習慣病の特性の周知や特定検診実施率のアップ、特定検診後の特定保健指導強化を指摘してきました。質問します。25年4月

人事異動での国保専任保健師配属は特定保健指導への強化と評価しますが、現状での成果及び今後の取り組みについてお伺いします。

○町 長

ご指摘のとおり、この国保専任の保健師配属ということで住民税務課の方へ一人優秀な保健師を回してあります。これも一重に今、ご質問があったとおりでございましてとにかく受診、検診を受けること。このことにつきまして相変わらず30%何とかってというようなことが続いておりましたので、少し専門的知識の中でまた検診を受けるように指導するとか、いろんなことにつきましてお願いをしたところでありまして。結果は良い方向に住民税務課向かってまるので、担当課長の方からお答えを申し上げます。

○住民税務課長

それでは国保専任の保健師配属の効果っていかですね、現在進んでいる状況につきまして去る6月の議会でも若干お答えしたところでございますけれども、改めて整理してご説明させていただきたいと思っております。国保の専任の保健師いなくてもですね国保独自の取り組みはやってきたわけでございますけれども、保健師がいることによって新たな内容を加えながらやっているところでございます。一つは健康教室でございますけれども、新たにウォーキング教室の実施を予定しておりまして、大変人気がございますして予定人数を上回る倍近い応募があるという状況で内容を更に講師を、更に派遣を増員をお願いをしているような状況でございます。それから健康教室ですけどもレセプト分析の結果は高血圧症の医療費に占める割合が高いという分析がございまして、高血圧予防のための減塩指導、あるいは減塩食の調理実習等も進めております。それから75歳到達の後期高齢者の方への説明と併せて70歳到達の方への高齢受給者証の交付についても説明会を実施しているところであります。あるいは住民税務課の窓口でですね健康相談を実施しておりまして、特に人間ドックの受診者については窓口に補助金の申請に見えます。受診結果を見ながら保健師が直接面談指導をしているところでございまして8月末現在で95人の申請に対して68人が面接指導を受けているということで率にしますと71.58%という数字になっております。それから特定検診の未受診者に対してはですね、勧奨通知の葉書発送をしたり、あるいは巡回型の検診を受けられなかった方に対して医療機関での個別受診を受けるようにということで町内3地区で住民説明会を実施しました。それから更にこれでも受けられない方

につきましては12月から2月にかけて葉書による受診の勧奨を進めていく予定でございます。医療費削減への取り組みということで、適正受診についての周知等やっておりますけれども特に重複受診ということですのでねいくつかの医療機関を受けている方について、受診の内容をみながら重複であるかどうかを判断して保健師が指導をしていくというようなことを考えております。更に10月には国保データベースということで略称KDBというふうに申しておりますけれども、これが全国的に配置されることで国保の受診の内容、医療費の分析ができます。これによって辰野町の国保加入者の健康課題が明確に把握できますので、より効果的な保健指導ができるのではないかとこのように考えております。それからレセプトの点検によります重症化への予防対策の取り組みと、これらいずれも保健師の専門的な知識によってですね分析が可能になっている部分もございますけれども、いずれにしろ、すぐに成果がみえるわけではございませんので、これらの取り組みを重ねながら特定検診の受診率の向上だとか、あるいは要望に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○宮下（12番）

今回の保健師の配属は良い結果だというふうに私も理解しておりますので、ぜひこうした指導のできる、また配属、効果ができる人事異動とかそういうのは積極的に取り組んでいただきたいと思っております。次に平成25年3月議会において福祉教育常任委員会審査の中で要望事項として提出しました件でございますが、たまたま6月議会でその内容について質問する予定でしたが、時間切れでできなかった項目を再度ここで質問したいと思います。先ほどの国民健康保険税値上げに対して、以下のように要望してきました。大変厳しい辰野町国民健康保険特別会計について、これ以上の保険税の値上げは無理限界と判断しております。その取り組みとして、町民に健康のまちづくりを大きくアピールし、町の大きな政策として掲げ、役場全課及び関係する全組織に対し、健康のまちづくりを徹底し、担当部署で何ができるかを課題として全庁的に推進することを要望として出してきました。そこで質問します。以上の要望事項に加え、健康寿命延伸を目指した行政、町内各区、スポーツ推進委員、保健補導員、食生活改善委員、管理栄養士、薬剤師等それぞれ健康にかかわる団体あるいはボランティア等が町内にあるわけですが、それぞれが先ほどの交流センター等で協力していただいて活動しているわけですが、年の計画を立ててどういう方向に進むかというような大きな課題をやっていくにはやっぱりこの人たちが一つになって組織を立ち上げて

進めるべきと考えますが、町の見解をお伺いします。

○町 長

良いご指摘でございます。即刻と言いましてもやはり準備不足ということも出てきたり、でたらめになってはいけませんのでこれらまた、既存の行政の審議会や運営委員会、あるいはまた保健福祉の推進委員会やまた各機関、保健補導員の会もあります。また、スポーツ推進委員会もありますし、各種団体、食改の改善の推進協議会等も女団連の中にありますし、また総合型の地域スポーツクラブ、こういったことも研究中でありますけれども、連携して話し合っ、そして良い方向が出ればお互いにそういったこの健康寿命を更に延ばしていくということの中でご協力いただけるようにそれぞれが持ち場持ち場がありますので、検討し推進ができればとこんなふうに考えてまた、この点もできる時にもう進めていきたいとこんなふうに思います。

○宮下（12番）

長野県健康長寿課では死因長野県内上位、脳血管疾患、糖尿病の病気を防げば平均年齢は延びる。その意味では保健補導員、食生活改善推進委員などの地域の人たちの貢献は計り知れないと話しております。これは先日の『朝日新聞』の9月6日付けに大きく掲載されておりました。また、松本市は2月より健康寿命延伸都市宣言を行い、健康寿命延伸を掲げる全国6市が連携し情報の共有を図り推進したいとの計画であります。辰野町もいつまでも健康でありたいとの町民の思いを早期に達成するため、またこのことは介護、医療費抑制に繋がり、国保の健全財政にも大きく寄与することあります。これからの町の重点施策の一つとして取り組むことを強く要請し、以上で私の質問は終わります。

○議 長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は午後3時といたします。

休憩開始 14時 45分

再開時間 15時 00分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席10番、船木善司議員。

【質問順位6番 議席10番 船木 善司 議員】

○船木（10番）

時の流れは早いもので、私は6月定例会の一般質問では矢ヶ崎町長の進退問題に触

れ、その所信を伺ったところではありますが、もう既に今日で90日を過ぎます。あまりにも早いものだとつくづく感じるものであります。この間、激震が辰野町を走り、流れは右に左に蛇行を繰り返しました。新町長候補者の出現による現職町長の勇退など、予想を超えたそれぞれの英断には、先ずは敬意を表するものであります。さて、9月定例議会は決算議会であり、議会初日から平成24年度各会計の決算報告がありました。矢ヶ崎町政の集大成であります決算報告を紐解きながら、24年度はもとより16年間に積み上げられた実績を検証してまいりたいと思います。先ず平成24年度決算の総合的な評価について伺います。定例会初日に報告がありました平成24年度辰野町一般会計決算や地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これに基づく平成24年度財政指標等の報告から質問をさせていただきますが、24年度は最重点課題でありました町立辰野病院開院の記念すべき年であり、財政的にも大変厳しい1年であったろうと理解しております。町長として、責任者として、この一大事業を遂行した上での24年度決算の総合的な評価はいかだったでしょうか。お尋ねします。

○町 長

それでは質問順位6番の船木善司議員の質問にお答えを申し上げます。24年度、ただ今お願いを決算、審議をお願いいたしておりますが、そのことについて総合的な町長としての考えはどうかということでございます。歳入は85億3,158万円ということでもありますけれども、非常に厳しい財政運営であることは事実であります。そんな財政状況の中5億5,122万円ですか、2万円の繰越ができた。5億5,122万円ですね。できたことは大変ありがたく考えております。何もしなかったんでなくてやはりこれに対してましては皆で気を合わせてそして、集中、選択、そして経費の節減に図ったわけでありまして予算どおりいってればこんなに残らなかったが、結果的に儉約を重ねてまた、職員が協力をしてくれた結果がこのような状況であったとこんなふうなことがいえると私は思っております。こんな中で限られた収入を工面して工面型積極予算という名前を付けさせていただいておりました。工面型にしないとただただらだらいったんではこんなふうにはいかないだろうということを経営づくりの当初に申して、工面型積極予算と、工面するだけでなく積極的に進むんだということで相変わらず同じように国の町にとって有利な補助率の高い事業等も導入をうまく図れたおかげだということで、国の関係者等々に心から感謝を申し上げてるところであります。また辰野病院につきましては丁度、辰年でありまして、辰野の辰年。それに新築病院の新

築開院ができたこと、移転新築ができたこと大変うれしく思っております。また、防災行政無線デジタル化工事や辰中のトイレ、あるいはまた大規模改造工事、そしてまたここへきて評判が良くなってまいりましたデマンド型の乗り合いタクシーの事業の構築も24年度中にできあがりしました。更にはまた湯舟のPCタンク、これも3年ほどかかりましたけれども総計5億2,000万円ということで竣工は今年度に入りましたが24年度末で既にできあがりまして皆様のご理解の下、安全な水を溜めてそして供給できる大きなタンクだとこんなふうに、これもあまり目立ちませんが相変わらずひねれば水が出るわけで全く変わらないんですけれども安全な所へ耐震構造にしてできあがったということも大変うれしく思っているところであります。後、実質公債費比率等も非常に良くなってまいりまして、一重に議会の皆さん方のご理解、そしてまた職員の皆さんの積極的な参画とまた先ほど言いましたように知恵を使って工面をしていただいた。そのおかげでこういった結果が出たものであるというふうに思い住民の皆さん方に一人ひとりにお礼を申し上げる次第でございます。1番の質問につきましてはそんなふうにお答えをさせていただきます。

○船木（10番）

ただ今の答弁では工面型積極的予算の執行だったと。何もしなかったわけではなく皆で一致協力政策にも努めたということから5億円の繰越ができたということ。これは財政面からみると非常に大きな評価であるというふうに言えます。一方、こんな声も聞かれます。24年度の事業量の実績はどうであったか。仕事量からみた評価はいかがだったでしょうか。お尋ねします。

○町 長

何もしなると、それは出費が減りますので財政は良くなるわけでありましたが、ご覧のとおり介護予防センターは相変わらずたくさんのができましたし、今言いましたようにたくさん事業もまたできてきているわけでありまして。またそのへん事業方からみましても相当工面はする中であっても積極的に取り組んだ予算であったとこんなふうに考えてるところであります。一つひとつ挙げると切りがございませんけれどもそれぞれ皆さん方のお知恵とご協力をいただいてできあがった、あちらこちらのまた事業であったとこんなふうに感謝を申し上げているところであります。以上です。

○船木（10番）

先ほどの中にですね、実質公債費比率も非常に良くなったという話でありますので、実質公債費比率の推移についてお尋ねをいたします。実質公債費比率は、過去3年間のデータの平均値となっており、その数値はいうまでもなく単年度の努力程度では大きく変動するものではないということであります。平成18年度県が公表した市町村の実質公債比率の算定結果では、長野県下ワースト3位となった24.2%には非常に大きな衝撃を受けた辰野町です。その後18年度は23.1%、20年度18.2%、22年度13.6%、そして24年度の10.3%へと指標が劇的に改善された要因は何だったのでしょうか。平成17年度指標の、長野県下ワースト3位となった実質公債費比率24.2%に対しては大きな批判や非難が多く聞れたことと思います。そこでお尋ねします。まず1つとして過去ワースト3位に対し、多くの批判や非難を受けた当時の心境はどうであったか。2つ目として当時ワースト1位だった王滝村、またはほかにもいくつかありますけれども、ここら同様に改善されてきているだろうと思います。辰野町は他市町村と比較し改善の度合いはどの程度でしょうか。2点伺います。

○町 長

おかげさまで非常に実質公債費比率も高く評価されるほど、また国でも町に注目されるほどのスピードをもって改善ができました。もちろん長野県にはそれを見習っていただいたりして、ともに連携、あるいは情報交換しながら同じような推移で下がってきている所もあります。良い意味で下がってきている所があります。これは当時思い出しますと夕張ですかね、夕張市がお金がないということで国に相談したところ、この借り入れでやれ、この借り入れでやれということで観光客の来るような大きなものをたくさん造ったということで、国のお金で貸していただいてやっただ。しかし、借りてやっても良いんですけれどもそのものの運営が赤字だったということで、大きく返済もできなくて大変なことになり、病院もほとんど機能しなくなっちゃったということがありまして、これと同じことは日本で各地で起こるとこれは国の指導もいけないということで慌ててこの実質公債費比率を出してきました。それまでも辰野町だとかほかはこういった指標は出されていたんですけれども、こういうやり方でなくて、一般会計だけの公債費比率とか、いろんな指標が5、6通りありましてまあまあのところへ行っておりましたけれども、この実質という名前が付くと一般会計もそれからまた特別会計も全部加味して、大体本来そういうものなんでしょう。この町全体がい

から借りているんだ。いくら基準財政需要額があるのか。また交付金はいくら来るのか。これを急に表すようになったんでびっくりしたところであります。なるほど出してみるとこの24.2であった。国がそういうなら、そういうふう全体で判断するなら全体も良くしようというふうなことで決意しまして、この何年かかかりまして一番安全ラインはもう18ですから、18.0のところを切れば良いということで、言われてから1、2、3年目でもう既に18.2に入っちゃいました。それから11.9と。25年度はもう既に出ましたので10.3までということで県下で一番この悪い中ではトップクラスに走っているところでもあります。これも皆さん方のご協力なければできないことでもありますし、また職員数も少ない中で真剣になって職員の人たちが頑張ってくれてる。一人ひとりの仕事量が非常に増えている。そういう中で苦情も言わず、行革に基づいてどんどんと事業を執行しながら「財政は健全に仕事量は多く」とこういう合言葉の中でやってきていただいたおかげだと思っております。ほかの町のことも出ましたが当時は王滝村さんが33.3で一番悪かったところではありますが、翌年、翌年とまた42まで上がっちゃいましてその翌年も41.6とかありまして、ここも急速に11.5ぐらいまで下がってきております。これは今もちょっと想像、多分そうだと思いますが、スキー場の運営とか何かを行政がしっかり抱いてた。これ国と話して切り離してもらったんじゃないかなとこんな考え方もはっきり調べないので何とも言えませんが、でなければこんな急に23から12に落ちるなんてことはあり得ないと思いますが、いずれにしても良い傾向は辿っていることは事実です。泰阜村も相変わらずのところではありますが、13.3までは漕ぎ着けてきております。というように国がそういう指標でやるなら皆でもって頑張ろうと、この指標急に言うからおかしくなったんだというようなことを合言葉にじゃ、そういう指標を続けるんなら、その代わり続けてくださいよと。またやっていったらほかの指標を今度は当てはめられちゃったんじゃないかということ、いずれだけ全体判断するには良い指標だと思っておりますので、ご協力のおかげでこうなったということを今現在は振り返ってみております。以上であります。

○船木（10番）

それでは財政健全化の要因について伺います。今まで触れてきました実質公債費比率は将来負担比率及び資金不足比率とともに健全化判断基準の指標となっているわけですがけれども、財政健全化の1つの要素に職員の給与も関連していると思います。今

年、全国の市町村では特別職から一般職員まで報酬等審議が行われ、国に準じた給与の減額に関する条例の見直しが進められました。しかし上伊那でも最下位を争う「ラスパイレス指数」これの低い辰野町にあっては、給与の見直しの必要すらない状況であります。ちなみに駒ヶ根市は 105.8、隣の箕輪町は 102.2、辰野町は 100 以下の 99.8 といったデータが出ております。このデータの中から財政健全化への要因の一つが低い給料で我慢してきた職員それぞれの努力の成果の現れと考えられますが、いかがでしょうか。ここでお尋ねいたします。まず 1 つ、財政健全化の最も大きな要因は何か。2 つ目、矢ヶ崎町長の職員に対する意識は、すなわち職員の高いモチベーションの維持に対する町長の心がけはどのようなものであるのか、この 2 点お尋ねします。

○町 長

それでは次の質問であります。財政健全化、一つの指標であります、実質公債費比率が急速によくしてきた、その要因についてもう少し分析せよということあります。まず、新規起債の借り入れにつきましては公債費の 6 割に抑えていくということで人件費ばかりでなくてそういうふうな指示もいたしました。また返済時に交付税措置があるものを選択して借り入れ、措置のないものは極力借りるなど。お分かりかどうか知りませんが、分かるでしょう、説明すれば分かるでしょう。起債を借りまして、返す時にその 8 割ぐらいとか 6 割とか、また交付税措置でくれるのがあるんですね。特に補正予算に多いです。これはありがたいです。100 借りて、それで段々返していきますが返す時には何のことはない、2 割でいいよと、8 割くれますよってこういうようなものがあるんですね。国の方はいろいろ妙なものがいっぱいあります。ありがたいことです。こういったもの、要するに返済時にリンクしてくれるもの。交付金に参入してくれるもの。こういうのを有利予算と言っておりますが、先ほど言いましたように比較的補正予算に多いんですがそういったものを極力利用すること。当初付けちゃうと借りたら、額面どおり返さなきゃいけない。同じ予算でも補正で借りていくと。だから補正町長って一度言われたことがあるなんて誰かに笑われましたけれども、返す時にリンクしてくれる。8 割もらえる。こんなようなこともあります。そういったもの 1 つや 2 つじゃありませんけどいろんなことを重ねてよくなる方向を模索して知恵を使ったと。したがって職員も我々も工面してきたということは事実であります。また、一般の単独事業債や地域総合整備事業債を使って整備してきた事業の起債、例えば荒神山スポーツ公園、ほたる童謡公園、パークラインの整備等々の記載もぼつぼ

つ終了に、終わりに近づいてきた。償還のピークが過ぎたというのも1つは幸いであったかと思えます。下水道の事業は先ほどのお話もございましたけれども、この借り入れについては、バブル期の非常に率の高いものでありました。これを低い利率のものに乗り換えたということも利息の負担では非常に良かったということが言えると思います。また、職員の給与でございますがラスパイレス指数ということで低くなって現在はきております。しかし今度国の方も下げたんで、各市町村も下げなさいと。国が下げた上体でラスパイレスを見ますと100を超えた所は100に近づけるように下げたと思います。辰野町の場合は99.いくつでほとんど100にいます、100を超えませんでしたのでこの度は職員の給料を、辰野町は下げないという宣言をして、今までの苦勞に応えたつもりでもございます。そういうような調節もいたしております。99.8になりましたから、国が下げると、辰野のラスパイレスが。100を超えた所が出たところを減らせという、減らし切れなんでまだこの辰野に近い所の上伊那の村ですね大きくなって村ですが、そこは100を超えてきりきりなんでまだ100.2、102.0とか出ているところもありますが、その話はいいとしてとにかくそういったこととございます。そういった意味におきまして職員に対する意識ということとありますが、大変ご迷惑はかけておりますけれどもしかしそんなに大きく違っているわけじゃありませんので、2割も3割も。ラスパイレス取るとそうでありますから今回はお返しで下げなんだと、頑張ってくれたお返しにして張り合いをもって、またモチベーションとして住民の公僕として頑張っておきたいと、こういうようなことでやっていただいております。そんなところですかね。分析はそんなところと。

○船木（10番）

先ほど、工面型積極的事業の執行であったということとありますので、一つ基金現在高について伺おうと思えます。決算状況を確認しますと一般財政調整基金が17億7,000万円と20億円に近い数値を示しており、更に特別会計を含めた基金現在高合計が35億円ほどになっております。こうした基金の推移は、堅実な財政運営が基金の増額を導き、一定の積み立てを現実化したものと確信します。どちらかといえば守る財政で堅実な、財政基盤が構築されたと思えます。財政基盤確立に努めた矢ヶ崎町制16年とすればこれからの辰野町は今まで以上に積極的に踏み出す時を迎えているんじゃないかというふうに感ずる一人であります。守りつつも攻撃への転換期と位置付け、活気あるまちづくりに積極的に取り組むことが将来展望に繋がることであり、これこ

そ町長として、まちづくりのリーダーとして最も要求されることと思いますがいかがでしょうか。時間の都合もありますので、次のも合わせて質問をさせていただきます。

次はですね、財政からみる辰野町の将来像についてであります。先にも触れましたが、町立辰野病院の新築移転は辰野町にとって先にも後にもおそらく最大の事業だろうというふうに思います。25年度から減価償却が始まり、また旧病院跡地処理など、病院に限定しても多くの課題山積であります。しかし過去にも、言い尽くせないほど多くの課題を克服し、今日に至っている点は財政面からみても如実にこれらを物語っているところです。ここでお尋ねしますが、私は今までも町立辰野病院を中心としたまちづくりをすべきであるという、数回にわたり提案をしてきましたけれども病院への繰入金、病院建設起債の償還金、更に塩漬け土地、ウォーターパーク、福寿苑の跡地問題等々大きな課題を抱えている中、平成24年度の黒字決算をベースに財政面からの辰野町の将来像についての所感を、以上2点お伺いいたします。

○町 長

それでは次の質問にお答えさせていただきますが、黒字ベースであったということで非常に良いと、そのことは良いと誰もが認めるところであります。今後について例えばそういった財政面からみてどうなのかということですが、やはりこれは公約で健全財政って謳わないとなかなかそこまで行き着かないと思います。ですから歴代健全財政をまずやるんだと。しかし事業量を減らして何もしなっていては駄目ですから事業量も多く、有利な予算を取ってくるということが3つが大きな根本原因だと思います。今、言っていただきました辰野病院の構築は過去にも最近でも初めての大事業っていうふうに言われましたが、確かにその点はそうだと思いますけれども国道の153をやるとかですね、それからこれは国がやるわけでございますけれども一応辰野町の事業としてみていくとこの20倍も30倍もお金がかかることはまだいっぱいあります。これもやり通さないと町としては発展がない。それも国の今のように国と県の2級国道並みにやられてしまうと、これもいつになるか分からないということで、このへんもまたうまくやる人は泳いでってもらいたいなど、こんなふうに思うところであります。ししますけどどうなりますか。今ちょっと話が変な方いっちゃったんで今、この言い方を困っているところでありますが、そうでなくてその要するに財政面からはそんなようなことを謳っていかないとイケませんけれど、お金をこうやって財政力を強くする理由が実はあるんですね。辰野町はよその町と違ってちょっと考えてみても分かる

とおりの特徴があります。お金のかかるもの、かからんものもありますけれども、1町でもって病院を持っていること、美術館も持っていること。当時は焼却場まで自分で持ってました。これは平成14年に私の時代に広域、ツケも借金もそれから資産も全部ぶつけて向こうへやったからこれ解消しました。さっき言ったように美術館もある。というようなことで非常に金食い虫というふうな考え方でいくと、結構お金がかかる所が多いと思うんです。それで、更にこれからもまたウォーターパークの跡とか旧病院、福寿苑等々の問題もございますし、またいつお金が必要でバーンと入れていかなきゃいけない時が訪れんとも限りません。そういったこといろいろ深く考えるとたくさんあります。常に、それだけの準備は持ちながらのものとして考えて、そしてある方のもので知恵を使って皆で頑張る。残ったら蓄えていざという時に備える。そういうことを大きくやはり頭の中で皆さんが住民とともに置いていただいてやっていく。そのことが健全財政を守りながら、しかも安泰な、どこから押されても転ぶようなことのないようなまちづくりになっていく。ですから、よその家よりも各家庭で考えた一番良いと思うんですが、金くい虫がいっぱいいるよと、しかし余った時はしっかり積むけれどいざという時に備えるけれど、それないものとして頑張っていこうと、こういうことに立脚すればこれは守っていただけるだろうと、こんなふうに思っております。こんなところが民間感覚かなといふふうに私は一部自負しているところがあります。以上であります。

○船木（10番）

積極的な事業展開をしながらですね、健全な財政に努めていくということのをこれからも強く望んでいるという話がありました。時期、引継ぎの折にもですねその健全財政を司る方策を強く引き継いでいくことが必要だろうというふうに思います。

次は災害時の電源確保及び周辺機器の整備について伺います。まず災害時における電源確保の現状についてでありますけれども、平成23年の東日本大震災から明後日で2年半の歳月が経過する中、災害に対する意識の高まりとともに、防災減災に対する多くの取り組みがなされていることは町民の更なる意識高揚に繋がっているだろうと思います。平成に入ってから幾多の大きな地震が発生し、その都度多くの尊い人命が奪われました。平成7年には阪神淡路大震災、平成16年には新潟中越地震、平成19年能登半島地震、そして23年東日本大地震と度重なる地震から、幾多の課題が見えてきましたけれども、その中でも最優先課題は災害時の電源確保だと言われております。

辰野町の避難所は、先ほども出てまいりましたが各学校を主体に15箇所が指定され、更に第1次避難場所は伊那富、辰野地区が40箇所、小野川島地区の24箇所、竜東地区18箇所の計82箇所の指定が防災計画にも載っております。そこでお尋ねいたしますが町内15箇所の避難所及び第一次避難所の電源設備配置の現状はどうなっておるでしょうか。お尋ねします。

○町長

次の災害時における特に電源確保についてのご質問であります。町で購入している自家発電等は小学校5台、平成24年に配備しました。25年は保育園、中学校に7台、また各自主防災組織では自主防災組織発足等の時の補助金という形で付けておりますし、また自主総合センターコミュニティー助成事業で購入をいただいた所もございます。今後、議員おっしゃるとおり、大変発電機というものは重要なもの、用事を用品と言いますか用件を果たすものでございますので、大事な道具でございますので、各所に配備をしなくてはならない。同時にまた発電機そのエネルギー、エネルギーと言いますか燃料、その確保もないと東日本の時はあの寒い時でありまして発電機はあっても燃料がなかった。燃料が届かないと。そのへんもどういふふうにかんがえたらいいか。要するにできるだけ燃料をともに前もって備えるわけにはいきませんが、そのルートを開けておかなければならないとこんなふうにかんがえているところであります。課長の方からお答えを申し上げます。

○総務課長

町内の小中学校、保育園等の発電機の設置につきましては町長申されたとおりでありましてですね、ほかに各個人、あるいは建設会社等でですね発電機持っている方もおりますので、有事の際に借用できる発電機という数もですねやはり自主防災組織等で把握する必要もあろうかと思っておりますので、こちらの方につきましてはまた折を見て自主防災組織に依頼しながら確保できる発電機の台数等把握をしてみたいと、こんなふうにかんがえているところであります。先ほど宇治議員の時に申し上げましたけれど、各避難所のデータベース化がございますので、そちらの方でやはり避難施設の発電機の保有台数等も把握をしてみたいとこんなふうにかんがえております。以上です。

○船木（10番）

電源設備配置の現状が分かりましたので、これからは都度必要となった箇所への電源確保が課題だろうと考え、次の提案をしたいと思っております。それは環境にやさしい電

源確保であります。近年の地震災害では、自家用車の中で避難生活を送る事例が多く報告されております。避難生活を送る場所として自家用車が使われる理由には、個人の居場所が確保できる、プライバシーが確保できる、また冷暖房が効き易く寒さ暑さを凌ぎ易いなど、これらが上げられ自動車が使われるようになってきていると報告されております。また、過去の災害における避難場所の開設状況をみると、必ずしも事前の計画通りに避難所の開設ができておらず避難者は事前に指定された避難場所に避難するのではなく、自然発生的に集まった場所が避難所として機能した事例が多く報告されております。なお、この報告の中には移動手段として自動車が多く使用されているとのことです。以上のように自動車の活用がますます多くなっており、結果としてCO₂の排出が多くなっていることから環境にやさしい電源の確保が求められております。伊那市では、大容量の蓄電池機能を備えたプラグインハイブリット車を公用車として1台購入したようです。普段は公用車として使用し、災害時は照明をはじめ携帯電話の充電、無線機の充電、炊飯器の電源としての使用を想定し、中でも山間地などの避難所の電源となる機能に期待をしているようであります。環境にやさしいプラグインハイブリット車の導入、これこそほたるの里辰野町のイメージアップに大きな貢献がなされるだろうと確信をしております。導入に向け検討すべきと考えますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○町 長

プラグインハイブリット車ということでありましてプリウス、町にも現在は助役車、議長車として使う、プリウスが黒いのでありますけれどもこれはプラグインになっていませんので、今度の新しい形態でないと無理だということではありますが、三菱のアウトランダーなども発売されているわけですが、いずれ300万とか400万とかかかるものであります。当然これ買い替えだとか、あるいはまたプリウスが、あるいは三菱アウトランダーなど何でも必要な箇所があればプラグインにしていくことはしなきゃならないということではありますが、ただそれがために今、あるものを買増やすとか、あるいはまだ使えるのに買い替えちゃうということはなかなかできませんけれどもこの次の課題として、そういうことは残していきたい。買い替える方法が当然良いだろうと。こういうものに指定することが、要するにプラグインであると、こういうようなことは言っていきたいとこんなふうに思っております。

○船木（10番）

プラグインハイブリット車、PHV、それから電気自動車EV、これらが自動車、これからの自動車の趨勢だろうというふうに思います。国でもですね、それから長野県でもこれらの自動車の推奨をしですね、自動車充電設備の導入にも心がけております。国は、環境にやさしい電気自動車やプラグインハイブリット車の大きな普及、これが見込まれるとして、24年度補正予算で「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」として1,005億円を電気自動車、プラグインハイブリット用充電設備導入に対して補助しております。この申請期間は平成26年2月28日までとしており、充電器の設置場所としては公共施設、観光地、ショッピングセンター、ガソリンスタンド、高速道路のサービスエリア等が適しているだろうと言われております。更にこの設備拡充に向けては、自治体が策定する充電器設置のためのビジョンに基づき、かつ公共性のある充電器を設置する場合には、充電器購入費プラス設置工事費の3分の2を補助し、それ以外の設置には2分の1の補助率となっており、自治体が主導する大きなこれらウェートを占めているということでもあります。これに伴って長野県の次世代自動車充電インフラ整備ビジョンが今年6月策定され、この中に整備箇所要数として385箇所上げ我が辰野町は4箇所が指定されております。町内4箇所の指定の2箇所は中央道上下線辰野パーキングエリアの設置だと推測します。では、残る2箇所の設置場所はどこを計画しているのか。まず1箇所は車の出入りの多い役場の一角、そして車でのお客様の多いかやぶきの館、もしくは荒神山付近、これらの設置が最適だと思いますがいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○町 長

この見解につきましてはまた課長の方から詳しくお答えいたしますが、議員ご指摘のとおり当然、これからは電気とハイブリットですから電気で足りなくなったらエンジン回してというようなことになってまいりますし、そして電気自動車も5年後ぐらいには出そうだということでありまして、今の高速距離が150キロメートルぐらいで1回充電というようなこととなりますが、もう少し延ばさないとても不便だと。しかし今度はいくらガソリン入れても駄目でありますので、電気自動車ですから、電気を充電する施設がなければならぬ。こういう所があちこちに用意されてくるだろうということでもあります。高速道路も町でも、ただプラグだけちょこっとあれば良いつて言うもんじゃなく、やはりスタンドみたいな形式で広い所があって休息できたり、ま

たそこでほかのオイルの点検だとか、あるいはタイヤの空気圧だとかいろいろ見れるようなスペースの中で今度はコネクターって言いますか、コンセントでそういったものを充電するというようなことで、その用意もこれからは考えていかなきゃならないとこんなふうに思います。しかし1つ新しい方法がまた出てまいりまして燃料電池っていう方法があるようであります。水素を酸素と一緒にになって当然水の電気分解、分解じゃなくて今度は電気融合ですけれども、水が出てくるわけですがその時に熱を発生する、熱と言いますか電気を発生する。イオンを発生する。電気を発生する。ということで昔から燃料電池っていう考え方でできております。これでいきますと例えば水素がなくなってきた時にはスタンドみたいな所へ行って今度、水素を入れてもらうっていうこととなります。そうすると今のガソリンを入れるくらいの時間で水素が詰まってしまふ。それでまた運転して水素の減り方見ながら、排気ガス出すのを見ると全部これは電池でもって回ってますので、水が出てくるだけとこういうふうなことになるそうではありますが、そうなれば今後は水素供給所というものを造らなきゃならなくなってくるということで文明の機器は今必要に応じて非常に日進月歩でありますので、そういった様子を見ながら辰野町もまた業者にも頼み、また町としましても一部のそういったものを供給する施設も作らなきゃならないとか、検討しなきゃならない時期がくるとこんなふうに思います。課長の方からちょっとお答えを申し上げます。

○住民税務課長

自動車の充電設備の導入についてでございますけれども、この種の自動車につきましては環境負荷の低減だけじゃなくて議員ご指摘のように災害時の電源確保という点でも注目されてるところでございます。先ほど議員ご指摘のように長野県では今年の6月に次世代自動車充電インフラ整備ビジョンを策定をしました。これは県の総合五箇年計画、いわゆる幸せ信州想像プランにおける環境負荷の少ない次世代自動車の復旧など自動車使用に伴う環境負荷の低減に取り組むためのものであります。このビジョンでは充電機が今後整備されるべき箇所数を385箇所としてうち、市町村の区域内の指定箇所を347箇所。それから国県道等の路線での指定箇所を38箇所と定めております。辰野町ではご指摘のように4箇所、内訳としましては急速充電を2箇所、急速または普通の充電を2箇所となっておりますけれども、具体的な場所については示されておりません。それから辰野町が関係する路線関係でございますが、県全体では38箇所ですが、辰野町では国道153、それから主要地方道の3路線、国県道も含めて計4

路線 8 箇所となっておりますけれども、これも県内の路線のうちの 8 箇所ということでございますので、具体的な場所については示されておられません。このビジョンに基づきまして充電、公共性を有する充電設備を設置する場合には国の先ほどご指摘がありました次世代自動車充電インフラ整備促進事業によりまして、充電機及び設置工事費の 3 分の 2、上限がございまして 3 分の 2 までが補助になります。そうしますと残りの 3 分の 1 の費用とそれからランニングコスト、これあまあさまざまありますけれども年額 100 万円弱かかるかと思っておりますけれどもこれをどのように捻出するかということになります。先ほどらい言っておりますように具体的な場所については県は示しておられませんので、公共性を有する設備をこれからですね該当するような所にアンケートを取るような形です、希望を取った上でこれが 4 箇所以内であれば結構ですけれどもそうでなければ、4 箇所を超えるようであれば調整をするっていうようなことも含めて考えてまいりたいと思っております。どこも手を挙げないというような場合、あるいは 4 箇所に満たないような場合には、当然行政が関わって設置をしていくということが必要であろうかと思っておりますけれども、急速充電器を設置するのか、あるいは普通の充電器を設置するのもこれも用途がさまざまございますので、そういったアンケート要望を取った上でですね、検討をしてまいりたいというふうに考えております。併せて自動車のディーラーだとか、あるいは飲料自販機のオペレーター会社等からもですね設置費の 3 分の 1 の部分を負担をしようというような提案もございまして、そこらも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○船木（10 番）

先ほどのですね設置箇所 4 箇所という中には急速充電器が 2 箇所、それから普通充電器が 2 箇所というふうに県の方から処理されております。今までの実績からいくと急速充電器というのは高速道路のサービスエリア、パーキングエリアということに事例はなっておりましたので、先ほど提案をさせていただきました。高速道路の上下線パーキングエリアがよかろうということでもあります。あと、話の中からですね、路線の指定箇所 153 号線が 5 箇所、それから伊那辰野線 1 箇所、下諏訪辰野線 1 箇所というふうにありました。環境にやさしいこの電源設備、ぜひ辰野町へ導入すべきというふうに考えますけれども、その点をもう一度お尋ねいたします。

○住民税務課長

先ほど申し上げましたように、急速充電器、それから普通充電器、それぞれメリッ

トデメリットがございます。県内のサービスエリアの設置状況で申し上げますと、これ5月時点でちょっと古いわけですが、梓川とそれから諏訪湖、駒ヶ岳の上下線にそれぞれ全部で6箇所になりますね、6箇所の急速充電器が設置されておりますが、それ以外のサービスエリア、パーキングエリアについてはまだ実績がございません。この参加者のサービスエリアにつきましては高速道路を中心に日本ユニセスという会社が入ってですね、蓄電設備も含めて検討をしております。そこらを含めてですね先ほどらい申し上げてますようにどんなものが、どこに適しているのか、それから設置希望があればそちらの方の費用負担も含めてですね検討してまいりたいというふうに考えてます。

○船木（10番）

環境にやさしい電源設備、環境にやさしい自動車の普及、これらの支援はほたるの里たつの町にとって重要な政策であることを強く強調をして私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位7番、議席5番、岩田清議員。

【質問順位7番 議席5番 岩田 清 議員】

○岩田（5番）

朝夕、一陣の涼風に秋を感じさせる日々となりました。秋は収穫の時とともに決断と別れの季節でもあります。私の尊敬する中国の女性革命家秋瑾（しゅうきん）の辞世に、「秋風秋雨、人を愁殺す。」の名文があります。彼女は中国の黎明（れいめい）の黎明期に革命に身命を落とした人ですが、矢ヶ崎町長も本、最後の定例議会「残りの残任期、命を落として」というお言葉をいただきました。私も一議員として全力投球する所存であります。それでは通告にしたがいまして2つのカテゴリより質問したいと思います。

まず監査ということでございますけれども、今議会は決算議会ということで監査制度の在り方について、新監査委員からお伺いしたいと思います。前小野委員は、豊富なキャリアから正に「正鵠（せいこく）を射る」監査報告をされた方でした。古武士然とした小野委員から、団塊世代の金融プロである三澤新委員にバトンタッチがなされ新しい風の中、この機会に難しい監査制度について5点ほど質問させていただきます。特に民間との相違を含めて、我々町民、素人にも分かりやすく説明いただけたらと思います。まず最初に内部統制、インナーコントロールであります。これは我が国

においては大和銀行巨額損失事件や米国におけるエンロンやワールドコム事件に見られる巨額粉飾・不正監査事件が多発したことをきっかけになったと認識しておりますけれども、2008年通称J-SOX（ジェイソックス）法によれば企業業務の監査をいわば二重責任化して不正を避ける意図があったと思います。内部統制の4つの目的を見ますと、1つは業務の有効性と効率性。2番目に財務報告の信頼性。3、ここに出てきますけれども法令遵守、これはコンプライアンスと称されているものでございますけれども、更に4番目に財産の保全。こういうことが言われてますけれどもこれを地方自治会計に援用した場合のポイントを簡明に説明していただきたいと思っております。

○代表監査委員（三澤）

それでは岩田議員のご質問にお答えさせていただきます。ただ今4つの目的、内部統制の4つの目的について説明とこういうことではございましたが、まず1つ、業務の有効性及び効率性という問題でございますけれども、これは事業活動の目的の達成のために業務の有効性及び効率性を高めることということでございまして、ご覧の自治法の2条にもですね謳ってありますけれども、最小の経費で最大の効果を挙げることを示しているわけでございます。それから2番目に財務報告の信頼性というお話がございました。財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するという、ということではございまして正にですね地公体の財務につきまして住民の判断を誤らせないようにするために正確なものを公開していくということでございます。それから3つ目、事業活動に関わる法令等遵守ということでございますが、これは事業活動に関わる法令、その他の規範、そういったものをしっかり遵守促進をしていくということで、正にコンプライアンスの世界かと思っております。それから4つ目、資産の保全ということでございまして、これは資産の取得、指標及び処分が正当な手続き及び証人の下に行われるよう資産の保全を図ること、ということではございまして簡単に平たく言えば町の財産、資産をしっかりと管理して欲しいと、こういう解釈であるというふうに理解をしております。

○岩田（5番）

大変分かりやすくご説明いただいたわけですがけれども、もう1点ですね、そのコンプライアンスというのは議会でも出たり、今回でも多分根橋議員も質問されるようなことではございますけれども、この役場組織内でどのように構築浸透させていったらよいか、よいお知恵があるか、まだ日が浅いので難しいと思っておりますけれども一言お願いしたいと

思います。

○代表監査委員（三澤）

ただ今コンプライアンスについてということでお話がありました。今、岩田議員がご親切に言ってくださいましたがまだ、日が浅いものですから役場の中でのコンプライアンスという部分についてはですね十分私もまだ検証もしてありませんし、不明な部分がございます。そんなことでですね、とりあえずはですね私自身、今まで民間におりましてですね、コンプライアンスということではどんな形でですね進めてきたかということを含めた形でですねお話を申し上げたいと思っております。まずですね、今やこのコンプライアンス精神を抜きにしましてですね内部統制どころか、いわゆる企業もまたいろんな組織もですね全く成り立っていかないというふうに思っております。このコンプライアンスというものはですね、法律あるいは社会規範はもちろんですけれども、更に倫理、それから常識を含む広い範疇で考えていかなければならない部分であるというふうに考えております。ですから判断に迷う部分というのは非常に多くあるかと思えます。これに反してですね立ち行かなくなったり、あるいは大きなダメージを追った企業は既にご存知のとおりたくさんございます。賞味期限や産地の偽装の問題でですね、立ち行かなくなった企業は皆さんご存知のとおりでございます。世の中がですね複雑になればなるほど、住民であれあるいはお客さまであれ、相手の立場に立った考え方でコンプライアンスは進んでいる必要があると考えております。これがですねコンプライアンスの方向性として重要と考えているわけでございます。私がいた会社の例でですね恐縮ですが、コンプライアンスの基本方針の中の1つ、これはですね「判断に迷った時には自社の利益よりも社会規範を優先しろ」という考え方がございます。いろいろ倫理の問題もそうですけれども判断に迷うことは相当あると思えますけれどもその時は自社の利益よりも社会規範を優先しろということが鉄則でございます。これは民間企業ということですから言えることかもしれませんが、全社員がですねこの考え方を持ってコンプライアンス宣言を行い各自の判断力を磨き行動を律することを表明しているわけでございます。そのためにですね数十ページにわたるかなり細かいコンプライアンスマニュアルと、こういうものを作成しまして、ほとんど毎月くらいですねたまたま私の会社が銀行であったものですから、各支店ですが、その支店長を含めそういう勉強会を開催して徹底をしております。そしてもしですね、何かあれば当然これは本部に報告するわけでございますけれども、

本来のルートで報告していないようなケースがあれば、っていうことは意外とセクハラですとかパワハラみたいなものは中に潜んじゃうケースがあるわけなんですけれどもそういうものが、そういう違反がですね報告されていないケースがあればですね、その違反、場合によると見たことかもしれませんが、そういうことをですねコンプライアンス本部に直接訴えることのできるコンプラホットラインとこういうものもですね実は作ってありまして、上司あるいは部下の関係なく誰でも、また匿名でもですね連絡できるシステムを実は構築をしております。また見て見ないふりをしたケースがあればですね、後でまた判明することがあるんですが、これも同罪というようなこともございます。こういうことによりましてですね未然のリスクの一部というのは回避できているかなと思っております。いずれにしましてもコンプライアンスというのは風通しの良い組織を作っていくことが必要ですし、コンプライアンス体制は毎年いろんな事象の中で解除をされており、ますます厳しくなっているというのが事実上かと思っております。以上です。

○岩田（5番）

非常にですね民間の経験から発せられた言葉で目からうろこが落ちるところもあります。今後ともですねそういう発想もですね、役場行政の中へですね生かしていったら我々も学んでいったらと思うんですけれども、2番目に移りますが、1番と関連しますけれども、私、今回のですね決算審査の意見で多分三澤代表監査がその意見書を書いたと思いますけれども注目した言葉と文章があります。1つはですね病院会計で、「医業も商売という感覚を院内で醸成していくことも大切である」それからですね、もう1つは一般会計の審査意見にあった「黒字は評価するが事業などが縮小傾向になってしまっては町の発展は望めない」という下りでございます。地方自治体は住民の福祉向上を目的に行政活動を遂行しているのであるから、いわゆるコストは無視して、無視という言い方は変えて、コストはさておいて3E監査、経済性、効率性、有効性エコノミー、イフィシェンシー、エフェカシーですか、と言われているので十分というような考え方もありますけれども、これについてですね三澤委員の代表監査のですね所感を伺いたいと思います。

○代表監査委員（三澤）

今の経済性、効率性、有効性監査で十分かというようなお話でございます。これも先ほどちょっと触れた部分でもありますので、内部統制の目的の1つに先ほど申し上げ

げた業務の有効性及び効率性というのがございまして、最小経費で最大効果を挙げる事務処理の原則ということで、主には事務の部分がですね主眼になってくるかと思えます。それで先ほどの申し上げた自治法2条14項にですね「地方公共団体はその事務処理に当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされています。先ほど申し上げたとおりです。行政監査及び行政評価の問題だと思えますけれども当町ではですね、調べましたところ既に行政評価としてですね、事務事業評価とそれから補助事業評価が既に行われております。これも先ほどのとおり内部統制の目的の1つでございまして。私自身まだこの定期監査、11月に行われる予定でございましてけれどもこういうものとか、あるいは行政監査をですね実施してありませんので、明確なことは言えませんが、いずれにしても病院会計あるいは各事業の会計でございまして、そういったものにつきましてはですね今後しっかりと検証してまいりたいと、こんなことで考えておりますので、またそんなことがですね判明した時にはまたお答えできる時期があるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○岩田（5番）

非常に明確にお答えいただきましたけれども、それではですね3番の外部監査とアカウンタビリティということについてお伺ひしたいと思います。現行制度では、例年の外部監査は人口30万以上の中核都市など限られた自治体、もちろん政令都市もですけれども、県もそうですね。これは1997年の地方自治法改正で包括外部監査を義務付けられているということなんでございましてけれども、その他のですね小さなと言うか市町村は要件を満たした住民や議会での監査要求に、個別的監査請求と言いますけれども基づいて行われる形が認められているだけですけれども、内部監査と役割分担しなければ十分に機能しないのかどうか。それからですねアカウンタビリティということにつきましては住民とか議会にですね十二分に知らしめたり透明性を高めるという意味で必要だと思えますけれども、そのへんのところについてはどのように考えたらよろしいでしょうか。

○代表監査委員（三澤）

外部監査の関係についてでございます。外部監査の必要性についてということで、監査制度の見直しの方向性ということで外部監査導入なども検討されていると聞いております。実はですね、その会議の叩き台というものを私、実は拝見いたしました。

外部監査についてはですね、まず1つはですね長の責任を明確にするとともに独立性、専門性を高めるため、監査の外部化を進めるというのが1案でございます。これは予算の執行につきましてはその長が、それから決算等につきましては外部監査が監査を行うという案です。それから2つ目の案がですね、実は内部の監査と外部の監査を明確化するというのでございまして予算執行等につきましては内部監査役が、それから決算については外部の監査員が監査を行うと、こういう案です。それから3つ目はですね監査機能の共同化といことで監査の独立性、専門性を高め、地方公共団体が共同組織を設立して監査を行うと。こういう3つの案が実はございます。いずれにしてもですね公認会計士など外部のですね、プロの目を通して見るということであろうと思います。今回ですね、実は決算審査に携わらせていただいた感じでですね辰野町くらいの大きさの1年分の書類をですね監査委員2人が審査するというのは大変、スタンス広く、量的にもですね膨大なものですから十分なものができたということは決していえていないというのが実は今実感でございます。もっときめ細かくできればよかったかなというふうなことを感じております。おそらく全国のですね自治体の監査委員もそういうことが多かれ少なかれ感じているかなと思っております。外部の公認会計士と監査委員の両面体制というような監査手法もですねこれからは考えていかなければいけないかなと、いうところでございます。そういう面でもですね今回は叩き台にもありますように、今後は外部のか、共同化という監査の導入も検討しながらですね住民に正確な財務報告の公表を行い、そして信頼を確保していくことが重要であり、それは内部統制の一つの目的の達成にもなることだと考えています。それが岩田議員のおっしゃる正にアカウントビリティに通じることではないかというふうに考えております。外部監査につきましてはですね現在、都道府県、それから指定都市、中核市などの自治体にはですね義務付けられているようでございます。以上でございます。

○岩田（5番）

今、1点だけですねコスト面など問題の中でですね、要するに共同化ですね、弱い、弱小の自治体がですね、共同してですね外部監査の一つの団体をして調査してもらえば安くなるというようなことも含めてですね、まだまだ今後小さな自治体においてはですね、外部監査というのはまだ十分ではないんですけれどもその有効性にはですね、目を向けなきゃいけないということを指摘してこの項は終わりたいと思います。4番

目としてせつかくの機会ですので更に私ども分からない専門性を帯びた質問になりますけれども、せつかくのチャンスなので教えていただきたいと思っておりますけれども、自治体会計の問題点として、あくまで現金主義会計であり財政状況の実態把握の不十分さや住民への報告制度の不備などが指摘されています。現金主義会計の持つメリットを生かしながら、発生主義会計を導入する方法を検討すべきと考えておりますけれども、この点については代表監査委員はどのようなふうに考えておられますか。

○代表監査委員（三澤）

現金主義会計の問題点とそれから発生主義を取り入れるべきかというご質問でございます。現金主義会計の問題点につきましてはですね、釈迦に説法になりますので、割愛させていただきますが、経営成績、財政状態の実態を表示できるのは複式簿記による発生主義会計の方法の方がベターだというふうに感じております。当町ではですね、上水道会計や病院会計ではもちろんですが、公営会計は発生主義会計を実施しております。自治法の絡みもありまして一般会計をすぐ発生主義会計に切り替えることも勝手にはできないでしょうけれども、従来から行われているように当面はですね、少なくとも決算ごとにバランスシートを作ってみると、それを作ってみた上で財政状態を確認してみることも必要かと思っております。それですね、そしてそれを公表することによって先ほどの内部統制の目的の1つである財務報告の信頼性確保にも繋がっていくと思われれます。民間企業の場合にはですね発生主義会計により、一期間の利益計算を正しく行いましてですね、税金の計算をしなくては行けないわけですから、その点がこういう地公体とは大きな違いが出てきているのかなと、いう感じがしております。以上です。

○岩田（5番）

私がですね素人なりにいくつか本を読んで研究というか、読んだところによりますと、会計期間進行中は現金主義的に記帳を行い、会期末に未収金、未払い金を計算、計上する。固定資産などを把握し、貸借対照表を作成する。減価償却を実施する。と言う方法が実際的でこれならできるじゃないかという説得力のある説もありまして、またですねこれを実現可能な方法で今後ですね行ったらいいかということでございますけれども、結局法改正がなければできないので指摘しておくだけにしておきます。さて、5番目でございますけれども、この項の最後でございますけれども監査の独立性について、これについてもですね研究者が、被監査者である町村自治体の長が監査

者を任命する制度に疑問を感じているという説もございます。議会の方は今回初めて議会から監査委員を推薦して指名しました。このあたりにつきまして民間と比較しましてどのように感じておられますか。最後に伺いたいと思います。

○代表監査委員（三澤）

それではですね、今のご質問の内容ですが最初の考え方と言いますか、岩田議員のおっしゃるその議会、それから監査委員という立場、この距離感というような形でですね、お答えしたいと思うんですけども、議会もですね、監査委員も法で定められた機関でございます。それぞれに立場の違いはですねいろいろあると思いますけれども、辰野町が良い町になるようにというふうに願っているのは同じことであると思います。今回議会の方からですねご推薦、ご指名をいただいたことに関しましてはですね大変光栄でありまして、また100万の味方を得た気持ちで大変心強く感じておる次第でございます。ただ、6月に拜命をいただいたばかりで議員の皆さんとまだ個別にですね、話をした方々は少ないし、また今回初めて議会に出席をさせていただき、まだ右も左もよく分からないことが多々ございます。議員の皆さんと今後はですね、意見交換、情報交換をさせていただき町の発展のための一助となるようにですね、努めてまいりたいと考えております。引き続きご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○岩田（5番）

本当にしっかりした新しい感覚を持った監査委員に就任させていただきましてありがとうございます。私ごとですけども三澤委員とは小学校時代に同級生だったわけですけども55年の時を経て、こういう所でまたお会いして人生の最後の、最後と言おうか上がり3ホール、町のためにですね立場は違っても尽くしたいと思います。ありがとうございます。

それではですね2番目、教育問題でございます。教育諸問題ということでございますけれどもあり過ぎてちょっと、いくつかに絞りたいと思いますけれども、8月後半から9月に掛けて新聞の社会面は、私学の才教学園の無資格教員の件など教育問題の記事で溢れ返っておりました。何点かを取り上げて改めて教育長に質問したいと思います。1番目、先ず驚いたのが、夏休み中に文科省が2011年度に中止した「心のノート」の配布を再開したというニュースであります。以前に質問した覚えもありますけれども、これは2002年度少年犯罪の続発を受け、道徳的価値観を子どもに身につけさ

せる狙いで配布したものだ」と理解しています。当時私も読んでみましたが「集団の一員としての心構え」や「家族愛」「郷土への思い」とか、利用の方法によりましては非常に良い道德教育の教材になると感じたものでございます。種類は、小学校で低、中、高学年用と中学用4種類ということでございます。一方で「学校現場への国の介入」との声もある中、このたび復活したということでございますけれどもその理由とですね、辰野町教育委員会としてどのように授業で扱うのか議論されましたか。また教材利用となれば現場ではどういう形になるのでしょうか。質問したいと思います。

○教育長

今、ご質問の学校における「心のノート」であります。ここに私持って来ましたがけれども、これが小学校1、2年生用。それからこれが小学校3、4年生用。それからこれが小学校5、6年生用。それからこれが中学生用であります。あまり厚いものではありません。かつてですね平成、これは平成14年からできているわけでありましてけれども、それ以前はこういったものは文部科学省からは配布されていませんでしたので、それぞれの学校の計画にしたがって市販されている資料集ですね、道德の資料集を有料で買って使っているのが現状でありました。文部科学省でこういうものを配布してくれるようになった平成14年からですね市販のものを買うのをほとんどの所で止めてですね、これを使ってきたという経過があります。今ご指摘のようにですね平成23年から文部科学省ではこれを配布しないというふうに決めて、配布がありませんでした。ただし文部科学省のホームページにこれを掲載してあるからダウンロードして使うならば使ってもいいですよと、こういう方針でありました。しかしここへ来てですねまた政権が代わったところで再配布をしますということで、この8月9月にかけて全国に配布されました。辰野町でも確認したところ今、各学校へ配布されてきております。これをどういうふうにするのかということでありましてけれども文部科学省でもこれを使わなければいけないというふうには言ってません。強制はしていません。したがって、自分たちの学校、あるいは学年、クラスの道德教育の指導計画や目標に基づいて使いやすいところを使うということでもいいのだろうと、いうふうに思います。名前が「心のノート」というふうについているように少し書き込みができるようになっていきますので、自分の感想だとか皆の話し合いの結果だとか、いろいろなこと。書き込みながら使っていくというふうになっていきますので、担任の先生の扱いによって有効な使い方をするというふうになるんだらうと思います。特に、町の教育委員会

として使い方についての方針を出すつもりはありません。学校の独自性、担任の独自性にしたがって使うか使わないかということではいいだろうというふうに私は考えています。以上です。

○岩田（５番）

ここにですね『信濃毎日新聞』の記事がありまして文科省の教育家庭科は心のノートは使用を強制しないが税金を投入しており、できるだけ使ってもらいたいというようなことを言っているそうでございますけれども、いじめの防止やそれから伝統文化についてですね、触れる項目を増やして５割アップぐらいにしてこれからリニューアルするという計画もございます。今、伺いますと各担任の利用の方法ということでございますけれども「心のノート」の予算は報道によりますと８億円、小６と中３の全国学力テスト費用５４億円と比較しても結構大きなお金であり、使わなければ一つの税金をドブに捨てるような形にもなりますし、政治利用されずにですね、子どもたちの協力に役に立つのを現在の段階では祈るばかりだということでございますけれども、有効に利用したらいかがと思います。２番目、次に本会議でも再三再四取り上げております県教員の不祥事でございますけれども、今年は逮捕者が既に４件にもなりました。ちょっと教育長聞くのも嫌なのかもしれませんが３月１３日には、松本署に諏訪市の中学教諭が女子高生に執拗に迫った事件。５月３１日、茅野市の中学校教諭が南信地方の中学生２年の女子生徒に対して出会い系サイトで知り合っただけのわいせつ行為事件。７月２４日、駒ヶ根市のコンビニで女子高生のスカートの下にカメラを差し入れ盗撮しようとした事件。８月１９日、中川村の小学校の教諭が麻薬成分を含んだ違法薬物を輸入した事件。県教委が昨年来から行ってきた不祥事根絶の対策会議、現場での指導、研修はほとんど実効性がなかったことがここへきて分かったわけですが、更にはですね我々が心配しますのは、昨年度の北信地方の要するに事件から今年度は、我々の生活行動範囲である南信地方全域の学校に広がって来ています。びっくりするのは茅野や松川のケースは、いずれも年齢が４０歳代であり、ベテランの域に達した若い教員のリーダー格とされている世代でございます。このことについてですね教育長の今の所管とそれから実行性のある再発防止の対策についてどういうことをしてきたいのか。あるいはこれからどのように改善しようとしているのかを伺いたいと思います。

○教育長

今のご指摘には私も大変心を痛めているところであります。特にですね今年度の場合はですね南信地方が非常に多くなってきておって特別に心を痛めているところで大変遺憾だというふうに思っております。しかし、3件、4件というふうに上がってくるのは非常に残念ですけれども大部分の先生方は本当にこれに心を痛めて「俺たちは一所懸命やるぞ」という気持ちを持っている人たちでありますので、全部が全部の教員が腐っているわけでもないし、また教育の専門誌を読んでいると長野県以外でもこうした事例は非常にたくさん出てきておりました、長野県だけあるいは南信地方だけの現象ではないなというふうに思っております。それから今までどんなことをやってきたのかということではありますが、県の教育委員会でも非常にこれに心を痛めているような対策をしておりますし、それに付随して町でもいろいろな対策をしてまいりました。それぞれの学校では何回にもわたって不祥事防止のための講習会を開いたり、話し合いをしたりしております。この7月、8月でも各学校で3回ないし、4回の研修をもっているところであります。そしてその研修の中身を全部書いて、県へ報告するというふうになっておりました、過日報告をしたところであります。どの学校でも本当に真摯に取り組んで、例えば校長先生が「おい、やるんじゃないよ」って終わり、っていうふうなそんな研修ではなくてですね、十分に資料を使って研修をし、そしてグループ討議をして「俺たちどうやったら、こういう事件を起こさないで済むだろうか」ということを真剣に話し合った。そんな結果が出てきています。それはどこの学校でも同じなんだろうけれども、事件が起きて調べられてみると他人事のように受け止めていたというような記事もありますので、これで絶対起きないとは言えないかもしれないけれども、極力そういうことが今後起こらないように更に、研修を深めたり、機会あるごとに私も町の先生方に訴えてきましたので、そんなことをしていきたいというふうに思っています。以上です。

○岩田（5番）

教育長も心を痛めているということがよく分かりましたけれども、結局ですね先ほども申しましたように内部統制とコンプライアンスに帰着する問題もありますけれども、教育委員長や教育長、それから校長先生が何回も対策会議を重ねてもですね、現場の教師の抱える心の問題とか難しさということとはなかなか、現場の人でないと分からないと思います。私は今ボランティアで月1、2回程度西小学校でのクラブ活動

の時間に囲碁と将棋を指導していますけれども、4年生から6年生まで非常によくまとまって6年生を部長、副部長に決めましてですね、本当に先生と生徒の信頼関係も素晴らしく貴重な時間を過ごさせていただいていますけれども、対策の1つとして、小平市が一番有名なんですけれども民間ボランティアによる教育サポートスタッフ制度などをですね、積極的に教育委員会で検討していただくことはできないでしょうか。

○教育長

学校の教育は今や学校の中だけでは完了しないというふうに皆が考えております。社会の人々、世の中の人々の力を借りて学力向上や体力向上やそれから今申されたようなこと、どんどん取り入れてですねいくことが開かれた学校の対応でもあるだろうというふうに考えておりますので、町におきましては岩田議員さんもやったださっておるように、町の力を借りて学校の中へどんどん入っていただき、いろいろな活動に当たってもらおうということをやっておりますので、不祥事の解決にもですね開かれた学校、門戸を開いてどんどん地区の人に入って来てもらうことで、そういうことも防げるだろうというふうに考えて現在、学校支援地域本部事業というのを、またはキャリア教育というようなことで外から学校へどんどん入って来てもらうことをやっているところでありますので、そのへんを工夫して更にできることがあればやっていきたいと考えております。以上です。

○岩田（5番）

それではですね、3番目ですけれども、原稿では「悪い事はさらに続きます」って書いてありますけれども、7月18日南箕輪村の南部小学校で女性事務職員が、給食費など163万円を横領着服していたという事件。ところがですねこの女性は数年前の勤務地である宮田中学でも着服して、それも分かったと。給食費だけでなく返金分、給食のですね、返金分。職員の慶弔費も横領していたと。辰野町の小中学校ではどういう集金方法を採用して、監査方法を採用しているのかお伺いしたいと思います。

○教育長

辰野町の特に給食会計についてですね、どこの学校でも原則は口座振込みをやっております。ただ口座振込みの場合は家庭によっては引き落としができないような状況になっている場合もありますので、そうした場合の対応が多少学校によって違いますけれども、引き落としができなかった場合も何回か請求をして口座へ振り込んでもらうという方法、それから一部現金で学校へ持って来てもらうというような方法を採用

ている所もありますし、そのへんはちょっとばらつき、落ちなかった場合の払い込みの方法には少しばらつきがあります。時によって持って来てもらう場合もあるし、銀行へ振り込む場合もあるし、件数としては大変少ない件数ではありますが一部現金の取り扱いがございます。それから児童生徒はそうなんですけれども職員の給食費ですね、の集め方。これは毎日出勤している職員は良いんですけれども非常勤で毎日出勤してない人もいますので、金額が皆違ったり毎月違ったりなんかしてますので、これにつきましても口座へ振込みをしている所と一部現金で納めている所もございます。それからもう1つは学校を欠席したりですね、行事のために給食を食べないということが子どもがあるわけなんですけれども、そのための返金ですね。返金の事務はこれも口座振込みでやっている所と、それから2月が最後ですけれども、2月の給食費で調整をして徴収額を人によって異なる徴収額で徴収するというようなやり方をしている所もありますので、そのへんの細かい点については多少ばらばらしていますが、原則としては口座振替という形でやっております。

○岩田（5番）

もちろんきちっと管理していただいているということを前提でものをやっていますので、これ以上、言いませんけれども多分ですね、会計をですね職員一人が担当し、決算書の数字をですね口座の残高に合わせていたため、PTAの役員がですね監査を役でなっても見抜けなかったということが原因だったと思います。いずれにしましてもですね、性善説に立たず、性悪説の立場からですね複数者による管理、専門家による監査などですね場合によっては行ってですね、有効な方法でとにかく皆さんの給食費を管理させていただくということを考えていただきたいと思います。4番目に移りますけれども・・・はい、どうぞ。

○教育長

複数の監査ということなんですけれども、どこの学校も全部、複数でやっています。全部やってます。3人ないし4人くらい。事務の先生、それから給食主任の先生、栄養士の先生、学校によっては更に養護教諭の先生という先生方が収入の分担の先生とか支出の分担の先生とか返金の分担の先生とかいうようなことで分かれてお互いにチェックをし合いながらやっておる。更に、校長、教頭がチェックをするという方法でどこの学校もやっております。

○岩田（5番）

そういうふういきちっと分業化しているにも拘わらずこういう事件が起こるということですので、難しいところだと思いますけれどもよろしくお願ひします。

4番目になりますけれども8月22日付のですね『長野日報』にですね交流サイトで児童の被害が増加しているという記事が出ておりました。先ほどの茅野市の事件などは正にこの交流サイトがきっかけであったと報じられています。警視庁によりますと被害児童の6割は利用時の注意を親から受けておらず、有害サイト対策の「フィルタリング」の機構があるんですけれども、それにも加盟していなかったとの調査結果が出ています。辰野町の小中学校では、どのように指導しているのでしょうか。対策としましては、有害サイトに接続できないブラック方式と安全なサイトのみ利用できるホワイト方式がありますけれども、ぜひですねホワイト方式でのフィルタリングすることをお願ひしたいと思ひますけれども、教育長のご説明をいただきたいと思ひます。

○教育長

辰野町の小中学校では現在ですね、原則として携帯とかスマホの関係は学校へ持参しないというのが原則であります。どうしても持って来なければならないような事情がある時には必要ない昼間は先生に預けておくと。帰る時にお渡しするというような形で学校ではそういうものを扱わない、いうふうになってます。またパソコンなどで扱う場合は学校の授業で教室で扱いますので、そういうことはできないようにしてありますし、フィルタリングをかけてあります。また、子どもが育つネットワーク委員会という委員会を作っておりますけれども、これは町内の小中学校の先生方や警察も入ったり民生委員さんも入ったりしていろいろな方々で組織をして子どもを守ろうという組織でありますけれども、この組織の中でもいろいろな研究をしながらこういった要するに情報機器ですね、の利用の仕方を制限したり親にPRをしたりして何とか間違いの内容にしようというふうに行っているところでございます。またPTAの会合で、講師を呼んでこういったものの危険性をアピールしたり、あるいは中学生もあるいは小学生も学校によっては講師を頼んで、講演会を開き危険性について告知をしたり、自分たちの使い方を考えようということを行っているところであります。フィルタリングについてはですね「ぜひ。かけてください」ということは親にも頼んでいるところであります。学校では使わないけれども家庭へ帰ると中学生なんかはもうほ

とんどが使っている状況であります。したがってですね今や依存症っていうことをよく言われておりますけれども、依存症にかからないようにしようということを皆でやっているところであります。また出会い系サイトなんかはね、これ当然使わないのが当たり前ですけれども、そういったものに対する危険性も十分啓発していきたいとこんなふうに考えているところであります。現在のところ、出会い系などで被害にあったということは聞いておりません。以上です。

○岩田（5番）

スマートフォンの普及がですね、これから更にですね激しくなって皆そのスマートフォンを持つような時代になりますので、ぜひですね、大変でしょうけども学校の方もですねその対策をですね、しっかりやっていただきたいと思います。時間もないですけれども、5番目にですね、最後にですね開かれた教育委員会の在り方について2点だけ伺いたいと思います。いささか、旧聞に属しますけれども、4月16日付の『信濃毎日新聞』の社説に教育委員会の形骸化に対して極めて鋭い洞察がなされております。政府の教育再生実行委員会が教育行政の権限と責任を教育委員会から教育長に移譲することなどを受けてのですね、反論でした。このことを受けてですね私もいろいろ考えたんですけれども、まずですね1つはですね教育委員が月1篇のですね教育委員会の事務局案をですねレジメに沿って追認しているだけという批判に対しては、どういう形でですね教育委員会の活性化を図っていくのか。それから2番目にですね、会議の回数を増やし、休日や夜間なども開くなどしてですね町民傍聴の機会を多くする工夫はできないのかと。この2点について伺いたいと思います。

○教育長

2点ということでありまして。教育委員会の形骸化ということで、追認をしているだけではないかという批判であります。確かにそう言われればそういわれる部分もあるかというふうに思いますが、現在、委員長もそれに心を痛めて何とか形骸化でない方法をやろうじゃないかということは今、やりだしているいろいろな点で考えているところであります。時には研修の機会をもったり、あるいは今までもやってきておりますけれども、議会の福祉教育常任委員会さんと懇談会を持ったり、それから校長会と懇談会をもったり、また女団連の皆さんとも委員長や私が行って交流の機会をもったりする。外のいろいろな団体と交流をするという形で何とかこれが打開できないかというようなことを考えているところでありますし、また今年度は議会に向けて、これ

も国の法律で決まっているわけでありましてけれども、報告をするというようなこともありますので、今その案を作成中でありまして、近々議会へ報告ができるだろうというふうに思っております。そんなところで、徐々に形骸化というところから脱却したいなという気持ちを持っているところであります。それから夜間とかね場所を変えてということも今年度考えているわけでありましてけれども、本当に有効であるかどうかということもね、その例えば、じゃ川島小学校で夜開きましようと言った時に「どういう意味があつて川島小でやるの」って言われることもありますので、計画はもっているわけですがけれども、ちょっと今足を踏んでいるところであります。以上です。

○岩田（５番）

教育長も一所懸命苦勞されていることが分かりましたけれども、ある調査によりますと例えば松本市あたりの教育委員会でも、年に傍聴するのは1桁であるという話も伺っています。これはですね、教育委員や教育長だけに責任を押し付けるのではなく、我々も町民としてですね今後、教育委員会を傍聴したりしたいと思っていますので、福祉教育委員会でも話し合いという以前にまず、教育委員会の傍聴ということも考えております。いずれにしましてもですねもう少しですね教育委員会というものが、町民の目の前で分かりやすくなってそして、闊達な意見や討論ができればと思います。これで質問を終わります。

○議 長

ここでお諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦勞さまでございました。

9．延会の時期

9月9日 午後 16時 38分 延会

平成25年第8回辰野町議会定例会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成25年9月10日 午前10時
3. 議員総数 13名
4. 出席議員数 13名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	宮下敏夫
13番	篠平良平		

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	林龍太郎
教育長	古村仁士	代表監査委員	三澤基孝
総務課長	中村良治	まちづくり政策課長	山田勝己
住民税務課長	向山光	保健福祉課長	一ノ瀬元広
産業振興課長	飯沢誠	水処理センター所長	一ノ瀬保弘
会計管理者	宮原修二	教育次長	百瀬辰夫
辰野病院事務長	赤羽博	福寿苑事務長	宮原正尚
消防署長	林国久	両小野国保診療所事務長	河手潤子
社会福祉協議会事務長	守屋英彦		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武井庄治
議会事務局庶務係長	赤羽裕治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第7番	熊谷久司
議席 第8番	永原良子

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第8回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。9日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席4番、三堀善業議員。

【質問順位8番、議席4番、三堀 善業 議員】

○三堀（4番）

おはようございます。2日目のトップバッターということで、ちょっとやりにくい面もありますけれども、町長最後の私の一般質問ですのでよろしくお願いいたします。町長にとっては4期16年、今になってみると2期より3期、3期より4期っていうように月日の経つのが早くなっているじゃないかと思えます。16年間があまり長かったとは思えないで今はそんな心境だと思えます。しかしいろいろのことを辿ってみますと大変多くのことを凝縮された16年間、そういう意味では大変人生の大きな積み重ねをこの議会でやってこられた。議会だけじゃなくて行政のトップとして最高執行責任者の立場で16年、大変な苦労があったと思えます。昨日も2人、3人ですか、ねぎらいの言葉がありましたけれども、その気持ちは私も変わりありません。懸案であった辰野病院が移転新築になりました。既に1年が過ぎようとしております。今定例会の冒頭、町長は挨拶の中で産婦人科のことに言及し、4回の増築も含めそれを視野に将来のことを言われました。これ辰野病院の旧病院の時の産婦人科の大きな成果、それを考えますとやはり一番の願いではないかというふうに町長だけではなくて、町民全員が全体がそういうふうに考えていると思えます。そこで、辰野病院の将来像をどのように考え、構想をお持ちかということで4点ほど質問してまいります。現在移転新築、当面のことは現在の心情でいいと思えます。今まで引き続きの業務をこなして、それからそうはいっても新築したところですから使い勝手が良いし、また綺麗だし、いろいろの都合は良いかもしれませんが、新しい所へ移ったというやはり、そうしたことを考えますと慣れるまでがいろいろの問題もあろうかと思えますし、いくら都合がいいと言っても、やってきたことと違うことをやるっていうのは非常にそのへ

んで戸惑いもあるもんだと思います。そういう状態ではそうそうその余裕はないではないかと思います。しかし特に大きな問題もなく推移していることから新しい病院への移転、軟着陸はうまくいっているというふうに誰もが認めるところじゃないかと思います。それには旧病院の大変劣悪な環境の中でドクターを初め、スタッフの並々ならぬ努力が「新しくなったら」という気持ちが非常に強かったと思います。そうした思いの中で新病院に生きているということは、大きな力がそこに働いて動いたろうと個々のドクターの評価も高かったと思います。したがって今日の滑り出しになったのは、言ってみれば当然の実力かな、というふうな感じを受けますけれども、良かったなというふうに感じます。そこで、お聞きいたします。将来に向けての特徴付けはどのようなことをお考えでおられるでしょうか。お聞きいたします。

○町 長

昨日に続きましての9月決算議会2日目の一般質問であります。質問順位第8番の三堀善業議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。いろいろとねぎらいの言葉をいただきましたことを心から感謝申し上げます。辰野病院につきまして移転新築についてのことでありますが、今後の町においての辰野病院の今後の一つの将来像という形でご質問でございます。なかなか将来像はもっと高邁な大きな像を持っているわけでありまして、いかんせん相変わらず医師不足ということが続いておりまして、今の医師をしっかりと守りとおせるか。また新たに今年1名、昨年1名、ようやく医師を確保したところでございます。まだまだ順当にいけますと6、7人足りない。産婦人科まで入れますとやはり15名体制の常勤医が必要であるところのように考えております。それで将来につきましては当初申し上げましたとおり設計にもちゃんと入っておりますが、産婦人科の常勤医1人でも本当はいいんですけれども、昔は1人でもちゃんとお産を全部させていたわけなんですけれども、今の時代の趨勢で2人以上組まないとお産はしない。今も現在、産婦人科の方は外来で対応させていただいておりますし、信大の産婦人科の塩沢教授まで1日来ていただいて、またほかの曜日はほかの先生方が来たりして検診を行っておりますが、いくら教授でもお産は1人ではしないと。こういうことでございます。これも社会趨勢の問題もございまして、やはり、簡単にいつも冗談ぽく申し上げるんですけれども、病院へ入院する方で病気だと思わなんで入院する人がある。それは妊婦さんだと、こういうことでありまして病気ではない。したがっていまして病院へ入院してお産をして母子ともに健全で退院するのが当た

り前という感覚の中であります。またそれであって本当はいいんでしょうけども、しかしその間に何か入院中に起こるとすぐ訴えるという社会姿勢になってまいりました。先生方もやはり医学というものは100%完璧というものはありませんので、何かあったらすぐ訴えられる。とてもかなわないということで、産婦人科の自分の専門科として選ぶ人が少ないという現象が日本中に出て来ております。医師不足の上に産婦人科はもっと不足だということで一般の産婦人科以外のお医者さんたちは大都会は大体潤沢に入っております、地方が大変だということですが、産婦人科に関しましては大都会でも不足という状態が相変わらず続いております。国家試験で国家の急務でありますので8,500人も毎年お医者さんが出ているわけですから、その中で国家試験の試験の順位100番から1,000番までは産婦人科って時に決めてしまえばすぐ解消することではありますが、本人の自由意思だとか何とかということが先に優先するというような、だけでもいくら意思であって、医師の意思って、自分の意思であっても国家が窮乏に瀕している時ですから一時的に緊急避難的にそういう策を採ることだって政治はできるはずですがけれども、しないというふうなことで大変でございます。しかし、やっぱり里帰り出産をしたい、そういう要望は非常に強いわけでありまして、小児科も産婦人科とセットになっておりますので、小児科だけ別個に外来も来て、今現在来ておりますけれども、常勤でお願いしますというお願いはしておりますけれども、やはりセットの方が優先されてしまうと、ということでなかなかそちらも思うようにならないということでもあります。しかし、こんなことがずっと続く日本であるのかなというふうなことでありますけれども、もう少し努力をして、こんな中でも努力して産婦人科の2名確保ができれば、あるいはもう少し潤沢になってきて産婦人科の方もお医者さんたちが来るようになり、あるいはまたもう少し増えてきて辰野へ回って来るということになれば、4階を小児科と言いますか産婦人科病棟になるように設計がされております。本当は一緒に造ってしまう方がお金の方は安くて済むわけではありますが、やはり空けっぱなしで無駄な投資だとか何とかということもまた横行する、言われる時代でありますので構造計算は全部できて、そしてアンカーボルトも出して綺麗に化粧をして今は普通、何ともないような屋根のような状態にしておいてあります。ソーラーパネルにつきましてはそれ以外の所へ貼るようになって、そこへ現在設置してありますがそういった用意をしているところでありまして、どうしても産婦人科2人以上欲しいなということでもあります。事実上辰野では産婦人科が信大に引き上げられま

して、そしてお産ができなくなって、という時期がありました。その頃はちゃんと2人体制でいまして、年間300人ぐらいのお子さんの取り出しと言いますかお産をしておりました。その頃、この近く、すぐ近くの市の市立病院では産婦人科は2人ぐらいいましたけれども165、166名しか平均出産をしてなかったということで非常に実績あったわけですが、やはり人口というようなことの中で信大の方で再編成で配り振られたわけですが、ほとんど急性期病院にしか今現在いないということでございます。将来の像という形の中では、やはりこの産婦人科もしっかり確保すること。結局信州大学のいつも派遣をお願いしていた病院に頼んでも駄目であります。そこにもお医者さんがいません。もちろん関係を保ちながらほかの関係、いろんな輻輳（ふくそう）されている関係を1本1本糸を紡ぐようにしながら、産婦人科の医師もお願いすることによって当たっております。1人来るとどうなるかっていうと常勤であっても一部入院は取りますけれどもお産はしなんで検診だけとこんなような形でありますので、できれば同時に2人と。来る先生方もやはり2人セットでないと来ないという部分もありますので、そのことをもっと進めていかなきゃならない。こんなことを今、将来の像に描いておりますし、また辰野ではそうはいつでも急性期でなくて亜急性期、病院の種類は急性期と亜急性期ともう1つは療養型と3つあるわけではありますが、辰野は亜急性期を地域医療連携の中で依頼されてますし、辰野もそれに名乗りを挙げましたので、上伊那の中では伊那中央病院が急性期、そして駒ヶ根と辰野も亜急性期というふうなことで受けております。急性期の病院の方へ患者さんが入院されて、そして急性期ではどんどんと入れ代えないと次の急性期がどんどん待っております。上伊那郡中から集まりますので、治るまでそこにいて退院して家へ帰れるような状態まで急性期病院にいますとベッドを塞いじゃって次の急性期へ入れないということになりますから、亜急性期で駒ヶ根と辰野が引き受けないとイケません。そのまま家へ帰ればいいんですが、やはりそこでも加療が必要であるとかいうふうなことで今、連携が上伊那は典型的な連携として厚生省もこれが1つの今後のマニュアル的な存在であるとかいうふうなことを言ってくれておりますが、全部がもう要するに1病院完結型の今は医療、理想ですが今できない状態です。したがって急性期とて途中までしか、それから亜急性期へお願いしなきゃ駄目だ。しかしそんな亜急性期の病院の中であってももちろん手術はしたり、できることはどんどんやって急性期の分野へももちろん、ダブって入っておりますけれども主ににということでありまして、主に急性期と亜急

性期と分け、療養型はまた別の所でこういうふうな形になってます。してまいりますと各科も例えば肝臓、あるいは、すい臓、糖尿病専門とかそんなようなものが、科が必要であるかどうかというふうなことになってまいりますと、亜急性期を今一応担当している関係で内科も総合内科のようなスタイルを辰野は採っていきたいと、こんなふうに思っております。外科の方も総合外科って言うんですけど、これがちょっと難しいことで私も県の医療審議会の委員として意見を言っているんですけども、長野県型の総合医を作ろうということでもあります。例えば整形のことでもそうでありますが、整形外科の先生でも内科のことが診れるようにしろというようなことを今言っておりますが、それがために、また少ないお医者さんが世の中に出て臨床するのにまた時間がかかってしまう。1、2年の研修が必要であるということで余計医師不足に拍車かけるのではないかというふうなことを今提案を私いたしております。総合でいけるのは内科ぐらい。例えば総合外科ということで、今言っているわけではありますが、例えば脳外科の先生がいたとしまして一所懸命6時間も8時間もかかって手術をした。そしたら次の患者さんは心臓であったと、脳外科の先生が心臓をやるといような形にもなってまいります。それこそ、そういったもう本当に高度、高度と言いますか生き死に直接関係があるような技術が必要であるような外科が特にそういうことが多いんですけども、その場合はやはり専門家する必要があるということで、脳外、心臓外科、こんなふうなことの方が良いだろうと。外科で何でも診れる先生、何でも手術できる先生っていったらこれ患者さんの方が信頼しなくなってしまうということを提案しますので、修正をまた県の長野県の総合医、外科に関しましては、あるいはまた整形に関しましては最後にもう私はそれを言うつもりでおりますけれども、専門家をやむを得ない。総合的でいい所は総合でいくというようなことで、辰野の場合は今言うような特徴を生かして、できるだけ総合内科的に考えていきたい。そういったことの中で当面の医師不足は切り抜いて特徴を出して、そしてやる気で頑張っモチベーションをそれぞれが皆持って、そして頑張っていく。こういうことでもあります。心配なのは今の先生方がずっといてくれるかどうか。同時にまたいてくれるだけでなく、いたとしても、もちろんいてくれなきゃ困るんですが、更に補給がお医者さんができるかと、ここが一番大事なところであります。将来像につきましておおまかに申し上げました。

○三堀（４番）

町長いつも言われていることですがけれども、私はこの産婦人科は当分は無理じゃないかと思います。今はどうしてもってというようなことを言えば、ないものねだりになってしまうような気がいたします。それを考えますとやはり一つ、何も皆そうではありませんけれども年度を区切って考えていかないとできないじゃないかと。10年後にはその準備に入り、15年か20年後には開設できるというような目標を立てる。それ今、整形の方までいろいろ話がありましたので続いて質問を続けますけれども、整形もかつては大変評判が良かった時代があります。今後は何年ぐらいを目標に目処にドクターを何人ぐらい確保して手術のできる体制にする。これも今、医師不足ということ言われましたから大変なことだと思いますけれども、目標をただ言ってるだけでは駄目なんで年数を区切らないと何事も進まない。掛け声倒れになってしまいます。昨日、宇治議員の提言に9月を助け合いマップの見直し強化月間にといい、取り上げました。大変良い提案だと思って聞いておりました。何事にも数字の目標がないと、それが大事でその数字がありますとそれに向かって努力する。ぜひ目標には数字を上げて欲しいものだと考えております。まとめて申し上げますと今の産婦人科のこと、それから整形のこと、それから次に私、泌尿器科の新設と言いますか診療開始を何とか努力してもらいたい。今日進んでおります高齢化の中では充実した診療ができれば大変大きなこれも特徴付けになるであろうと思います。それも1人の医師では駄目かもしれませんが、しかし当面はその診療をし、検査をし、ということではほかとの医療連携の中でもって機能させるというようなことも考えられると思います。泌尿器科のこと今申し上げた目標を持つということの中で4点ほど申し上げましたけれども、やはりこのことは町民の多くが強く望んでいることでもありますし、同時に私もよく耳にいたします。特に産婦人科と整形は旧病院の隆盛期と言いますか、大変患者も多かったり、お産もされてたのでそれを知っている人たちがやはり申されます。そうしたことを聞きますと、私も孫は辰野病院で産まれております。そうした時に行ってみますと、もういつも子どもの声が、赤ちゃんの音が聞こえる。そしてお腹の大きなお産間近かのような女性もよく見かけた。そんな経過がありますので、非常に活気があった。やはり一つその大きな特徴のある病院っていうのが、今町長も言われましたように辰野は300を超える、ほかではそれより大きな都市であっても少なかったというようなことを考えますと、やはり大きな特徴を一つ持たないとなかなか病院経営も大変だと思います。

ます。病院経営につきましてはちょっとまた後ほど触れますけれども、何といたってもその隆盛期を夢見るわけではありませんけれども特徴付けをやはり、町の人たちもそれを望んでおります。どうか町長最初にも昨日も言われましたが命がけでやると、おっしゃられましたんで、まだ2箇月もありますのでぜひ町長の守備範囲は大変広いと思います。計画の全てが完結はしないと思いますが、手を着けなければ何も始まりません。進みませんので、何とかそのへんを進めるようにいろいろなこと言っても結局最後はその先ほど町長の中にもありましたけれども、話の中にありましたけれども医師不足というこの4文字に返って来てしまう。これは何とか4文字を次の目標に向けて数値を上げて計画は立てる。それで将来の方向付けをしていくということで医師不足をどうか数値に変えて今後それを進めていくというふうに、ぜひお願いしたいと思います。目標にはその数値がないと具体性が出て来ない。そしてまた努力というものの目標も意気込みも感じられないし、やはりただ「こういうことやります」「ああいうことやります」って言っても数値が入らないと説得力がない、そんな気がいたしますので昨日、一昨日ですか、東京5輪、2020年の決まりました。驚きましたね。その途端に経済効果3兆円というのポンと数字が出てきました。だからやはりそういうことによって株式市場も反応して値上がりしてる。やはり数値がそこに出てくると非常に具体性が現れるんでその気になるというような気がいたしますので、ぜひ今後の中では数値がそこに大事なものが、数値がそこにあるんだぞというような方向付けをぜひお願いしたいと思います。診療科目はいろいろあってもその今申し上げたように、なかなか2人以上いないととか、産婦人科は小児科が必要だとかってようなことありますが、今申し上げたまとめてその数値目標のものを含め、整形外科、それから泌尿器科のことについて町長の方から見通しになってしまうかもしれませんけれども、お答えをお願いしたいと思います。

○町長

引き続きお答え申し上げます。ちょっと頭の中、私自身ですけれども頭の中で整理するためもう一度ちょっと申し上げたいと思うんですが、これ大事なことであります。何で医師不足かということですが、これ大事なことであります。何で医師不足かということですが、これは裏で国策でもあります。裏です。表きっては言ってません。結局地方の病院を減らさないで今、37兆円から40兆円になるという医療費を削減するにはどうしたらいいんだろうって、いろんな手をやってきたんですが

薬価基準だとかいろいろなことやってきましたけれども、ついに駄目で結局病院を減らす、大都会で減らすと怒られますので地方の病院を減らすとこういうふうな国策が裏にあるのではないかと思われるということです。しかしそうとしか思われぬような政策であります。どんな政策があったかという、もう耳にタコが当たるほど皆さん方もお聞きだと思いますが、昔のインターン制度、これを臨床研修医制度と言ってますがこれをその大学でなくて自由にどこへでも行ってよろしいというふうに決めたということ。したがって地方の大学の医学部出ても大都会へ行って研修しちゃう、が多くなったと。その次は医療が細分化されたと。先ほど言いましたように内科と言いましても僕は肝臓の専門だとか。胃だけだとかですね、というふうに細分化されちゃって、総合医的でなくなってきた。したがって医師が非常に不足するわけです。まともに内科をやろうと思えば今、10人必要だと言って。各専門家を合わせて。というぐらいになってきているので、また医師不足に拍車をかけてる。それはまた総合医でもってカバーという方向が出ております。もう1つはこれは誤解されては困るんですが、女医さんが非常に増えてきた。約3分の1ぐらいは女医さん、女性が受かる。これは結構です。非常に決め細やかであり、また集中的であり良い医療をされるんですが残念なことに結婚されると大体7、8割は結婚されますので中にはキャリアウーマンでずっと結婚しなんでやる方もいらっしゃいますが、その方々が家庭に入ると、子どもを産むとセミリタイアしちゃう。その間だけずっと休んじゃう。また復帰されましても、もう私は家庭があるので、要するに夜勤はできない、というような形になって非常に医師の戦力不足に繋がることは事実です。ですから女医さんのそういった能力を日本もお願いする以上、世界もお願いする以上、女医さんを入れる以上、もう少し男子を採っておかないと、これがうまくバランスを取って、8,500人いるって言いましたが8,500人の人数のそれだけの機能はしてないという形になります。この3つが大きな原因であります。これを解消しない限り医師不足はまだまだ続く可能性が高いわけでありまして。さてそんな中で長野県の医療審議会の中で決定いたしましたのは要するに奨学金の貸与っていうんですけれども医学生の就学資金貸与制度を、これはもう5、6年、6、7年前からもう田中知事の頃からスタートしました。これも拘束できないんですけれども、最近では拘束、拘束っていうことを私ども言いますので、少し拘束がかかってまいりました。貸与資金を使って卒業された学生は卒業後2年間は初期臨床研修をしてください、長野県の中で。長野県の中で臨床研修を、先ほどの

臨床研修医制度です。2年間はしてください。3年間の後期、専門研修も長野県でやってください。その後4年間に対しては自治体病院を優先に、自治体病院が今度優先という言葉が入ってまいりました。総合診療をしてください。要するに2年、3年、4年ですから9年間のこの枠をはめたということです。お金を借りて「ありがとうございました」ってそっくり返されたらもう駄目ですが、この9年間の足かせをしたと。これも憲法的に自由か何とかがって変な理論もあるわけですが、本当に困っているわけですから、住民の多くが困っている時の緊急措置としてこういったことを採ってもらいました。それで、それらの9年、要するに研修を2年、3年、て5年やった人たちは自治体病院を中心に、要するに公的病院へまず行くと。今までどこでも良かったんですが、これは足かせをはめました。まず公立病院がきちっとしない限り、やはり民間の病院だって要するに立ち行かないはずです。ということで連携が今取れておりますので、そういうふうにはめしましたので、少し若干これ期待できるかなど。それでじゃ、9年間経ったらバイバイも結構。しょうがない。ですけれども9年間もやってれば大体3割はよそから来た、長野県外から受けた学生もその県へ残るっていうのが昔の方法です。昔はもう自由に全部自由だったんですが、臨床研修医、要するにインターンを自分の卒業大学でやったために千葉県から来た方とか北海道から来た方とか皆、入り組んでおりますが、そういう外部から来た、県外から来た先生方も大体こう馴染んできて結婚するとか、人間関係ができるということで3割は残る。その3割で長野県の医師が潤沢に回っていたんです。これを自由にしちゃったためにそれもほとんどゼロに近くなっちゃったと。だから今困っている。こういうのが本当であります。一応医療体制県の方で変えるようなことは方向が取れて我々の意見も少しずつ通ってきたとこんなことであります。今後は自治体病院を優先して医師を派遣すると。派遣って言いますかね、やっぱり信大から出す場合には派遣でしょう。それで今度は産婦人科のことは先ほど申し上げましたが、目標値を掲げてっていうことですが雲を掴むような状態で信大の各教授には挨拶に行ったりいろんなことをいたしておりますが、もうとにかく信大の医学部にも派遣させるだけの人員がないということでもいつも同じことであります。ちょっと増えたと思うとまた駄目になっちゃったと。こんなようなことであります。今、大町病院が始めましたけれども3,000万円ぐらいは積むんですね。それで信大医学部に差し上げる。そうすると研修をその病院でもらえるっていう、ものすごいことを始めた所があります。信大の方もそういったお金

もらっていろいろと研究。だから研究の場所をその大町病院へ移してやるとか、研究が主ですけれどもそれでそこで、診察もしてくれるということですが、1人に3,000万円かけて年間、ですよ、来年になるとまたもう3,000万円、その次になれば3,000万円て毎年こう積むんですよね。だから変なことを始めたもんだなと思って、あんまりこれ感心しない。辰野には適用させないつもりで私は今のところおりますが、そんな制度も苦肉の策で採ったところもあります。泌尿器科につきましてでありますけれども、泌尿器っていうのは腎臓から始まって排出まで全部であります、やはり男性の前立腺肥大だとか女性もやはりそういった排尿疾患等も当然、歳とともに現れてくることも自明の理であります、これで実はやはり産婦人科と同じで泌尿器科も2人いないと手術しないですね。それで1人だと結局名医がいましても先ほどの原理で、はい診て、じゃ手術が必要なら急性期病院へ送る、紹介する、こんなことになっちゃうんです。それでは現在辰野病院では内科の医者が、内科の先生方がその診るぐらいのことはできますので、診てそれで内科的に治療できればそのまま治療しますし、また手術だとか、少しこれは前立腺が大きくなり過ぎちゃってるとか、またそれからもう少し悪性なものも少し見るとかいうような場合はすぐ発見できますので、そこで紹介状を書いて、専門医の方へ送っております。じゃ2人入れれば良いだろうってこれまた医師不足であります、2人今おくと、2人だけの需要があるかというふうに考えるわけですね。辰野の人口ではもうちょっと経たないと、大分高齢化進んでいきますからそのことに対しては良いことなんです、もうちょっと経たないと再三が取れない。儲けるためっていうことじゃないんですけれども、あまりそこで大赤字出してもというようなことで2人いなきゃいけないですから、ということでございますので、もう少しこれは時間が、需要の問題でかかるかなとこんなふうに思います。目標値を立ててということですが、目標、1年に4、5人入れたいという動きを持っているんですがそれはもう言わずと、もう無理なようです。八方手を尽くしてインターネットの関係も、またどんな先生でも一応お話をします。前に78歳のお医者さんが「来ても良い」という話もありました。それでも、まあずっと前の話です。それでもお行き会いに行ったり、担当を飛ばしましたり話をいたしております。もう1人はたまたま残念なことですが車イスの先生でいらっしやいまして、鎌倉の方に、それも事務長、飛ばして話しました。それで難しいのはその先生、じゃあお願いするっていうふうに決めたとしてもですね、たまたまその場合は駄目でしたが、今

の医局の先生方の同意が必要なんです。これが普通の会社その他と違いまして、それこそ同意しない先生入れたもんなら、ほかの先生方のモチベーションは下がっちゃうというようなこともありましてやはりほとんどオーケーになった時に医局の先生方にこういう先生ですからって紹介して、「ああ、じゃ良いだろう」と言われると初めて入っていただくこともできるとこういうことになりますので、ちょっと違う世界であります。人が言えばオーケーならすぐ入れるっていうもんでもありません。そんなことで要するに上手にうまく回していくにはとても本当の話、病院は大変です。大変ですけど自分のためには、やはりトップたるものは歯を食いしばって方向性を見出して、何が何でもお医者さんも1年に1人や2人ぐらい入れながら頑張ってる。同時に今の先生方が辞めないように何とかお願いするよう日ごろの、ただ普通にいてくれっていうだけじゃ駄目ですので、いろんな詳しく申し上げますけれども、その先生に関わるいろんなお話し合いもしたり何かしなきゃいけないこといっぱい出て来ておりますので、ご理解をいただきたいと。せっかく造った病院でありますし皆やる気になってますので、更にまた発展するように私もいる限りはそういうふうに行っていきますので、そんなこともまた継承して欲しい。ただし大変難しい。難しいけれどやらなきゃならんこと。こんなふうなことでお願いを申し上げます。

○三堀（4番）

大変難しいことだらけだと思います、確かに。それだけじゃなくて町長16年間は全部難しかったんじゃないかと思います。バブルが崩壊して景気はその前はずっと右肩上がり。それでその時にはもう「それ行けどんどん」でやってきたことが全部なかなか思うようにいなくなってきた。いろいろの中間でバブルだけじゃなくてリーマンブラザースの問題もありました。ですから指定管理者制度の問題いろいろ含めて、土地開発公社の問題、全部一切合切はその16年間で片付けていかにやならないこときつりが多かったんじゃないかと思います。そういう点はどっちかというところ冷や飯を食った部分が多かったかなというような感じがいたします。それにしても今申し上げているようなことはぜひ、次の担当される方に十分に伝わるように引き継いでいただきたい。それから今、ちょっと先ほど後でというふうに申し上げましたけれども、町長の方から出ましたが、いわゆる公立病院て言いますか辰野病院の使命というものを考えた時にただ、採算性を重視するっていうことが、それは当然考えにやいけませんしそうあるべきだとは思いますが、まだ浮き足立っているような状態、あるい

はまだ定まらないようなところでもってそれを果たしてプレッシャーかけていいかどうかという非常に多いな問題あるかと思えますんで、そのへん私一言申し上げたいのはやはり公立病院のこれは宿命のようなもんだと思えますけれども、やはり地域医療を支えるというそれが公立病院の使命じゃないかというふうに考えます。やはりその地域の人たちと健康を維持し、そしてその医療をなくしてはならないというのが、前々にお聞きした松崎院長の話もそうですけれども、やはりこの地域に医療をどうしても、なくてはいけないんだという使命と同時にそれをうまく転がせる内容になるような、やはり経営陣というものをしっかりさせにゃいけない。全部難しいかもしれませんが今後においてもやはりこの地域医療を支えるのは辰野病院だということの中でしっかり運用していただきたいというふうに考えます。次にちょっと町長ではなくて病院の事務長に2、3お伺いしたいことがありますので、お願いしたいと思います。新しく病院ができて1年くらい経ちますがその中でもって私の所へ、電話やあるいは行き会った時に直接伺っているわけですが、ちょっと事務長に抽象的なことですが、お伺いしたいと思います。今事務長が常に、新しい病院に移れられて心がけていること、これから大切にしてきたことやこれからもそうであるという大切に励行しているっていうことは何か、どんなようなことがあるでしょうか。もし、分かりましたらお願いします。

○辰野病院事務長

三堀議員の今の質問ですけれども、ここで1年病院が経過したわけでありまして。やはりその中で一番気をつけてっていうのは、やはり明るい雰囲気、職場ですね。そういうものとやはり心配りっていうか、そういうものが必要だと思います。病院の方でも投書箱等作っていろんなご意見をいただいている中で「やはり新病院になって良かった」というご意見が多い反面、「やはりちょっと待ち時間が長い」とか「挨拶ができていない」とか。そのへんをちょっと指摘される方はまだまだ多いところでありまして。昨年、旧病院の時に患者満足度調査っていうのをやらせていただきまして、その結果は80%満足だっていう回答をいただいたんですが、逆を言えば20%の方は不満足だという中でそれを認識しております。新しい病院になりまして、また同じような形で満足度調査やらせていただきまして、そのへんの状況等また把握しながら職員一同町民に愛される病院ということで頑張っていきたいと思えます。以上です。

○三堀（4番）

ぜひ、今の心境をお伺いいたしましたけれども心配りを持ち、そしてまたアンケートなんかを重視することも良いんですけども、やはり声というものを受け止めて、満足度の上がるような、今80%って言ってあと20%が、まだ不満足だということを強調されたその姿勢は非常に評価できると思います。もう1つちょっとお伺いしたいんですが、事務長が事務局の職員、スタッフに対してはどのような応接って言いますか、対応って言いますか、接客って言いますか、応接を指導しているかちょっとそのへんもし分かることがありましたら、お願いします。

○辰野病院事務長

病院の方では職員に対しましては先ほど申しました、患者様に対する声掛けとか、挨拶等、不十分な所がございます。過去からずっと接客ですね、接客研修等をやっております。ただ、接客研修でも普通の接客研修でしたら聞いて終わりということでもありますけれども、なるべく気をつけなきゃいけないようなそんな研修を心がけております。今年につきましても1回やった中でまだまだ不十分でありますけれども、後は今回人事評価と後、そのほかに病院の機能評価っていうものを今年からは取り組んでいるわけでありまして、その取り組みの中で職員の質の向上っていうか、それを目指していきたいと思っております。以上です。

○三堀(4番)

ぜひ、やはり私の所に入ってくる声の中にちょっとそんなようなことを聞いているもんですから、申し上げました。ぜひ、事務長まだ若いんでいろいろの勉強されていかにゃいけないと思いますし、今お聞きするところのことや、ああいうことをやるっていう、ただそれを普通にやればいいという問題じゃなくてそこに一つ積極性があるって、その時に事務長がどのくらいの指導力を発揮できるかっていうことも大きな将来的なものがそこに加わってくると思いますので、どうか職員に対してももちろんですけども、医療のことについてはドクターの指示があらうかと思いますが、一般的な問題についてはやはり看護師に対してもあるいは検査技師、皆がそうしたスタッフに対してはやはりできるだけ事務長の指導力というものを発揮していただいて、今そう気になるような問題はありませんが、小さいものが重なっていると大きな問題になってくるということを考えますとやはり、今が一番大事なかなというふうに感じます。ぜひ、そんなような考えでもってこれからの業務に当たっていただきたい

と思います。時間がまいりましたので、これで私の質問は終了いたします。

○町 長

先ほど質問のような、でないような話で感想がありましたので、簡単にお答え申し上げたいと思いますが、高度成長の頃は実は垂れ流しの時代と言われまして、国その他の補助金等も言えば来るという時代で大変楽だったなあというふうに感想を持ちます。私の方が大変いろんな所で苦労だったろうっていう話ではありますが、時代がそうであったというふうなことでそのように思います。病院のお医者さんに対しましては信大へお願いしておけば各教授の方から引き上げられてもすぐに代わりをよこしたという時代、これは非常に楽だったろうかと確かにそう思います。今は違いますので、病院に集中して現してまいりますととにかく人脈しかありません。日ごろの活動と人脈と知恵であります。これを早く構築をされるように私どももまだまだ不十分でありますけれども自分なりのものを作らないと、なかなかこれが難しいだろうと思いますので、せっかく造った病院でもありますし、皆が期待するものであります。とにかくまず医師を確保して、今あとと言われたようなことも十分注意しながら住民の苦情を増やさないような方向で進んでいかなきゃならないと、こんなふうにまだまだ2箇月ありますので、進めるように話をしてまいります。以上であります。

○三堀（4番）

じゃ、一言だけ僕も最後に、苦労した方が後はいろいろの思い出がいろいろと楽しくなるものだと思います。私も今まだ小さい頃から本当に苦労の積み重ねで今日来ますので、これからが楽しみだろうというふうに理解しております。大変余分なことまで申し上げて失礼いたしました。これで終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位9番、議席3番、根橋俊夫議員。

【質問順位9番、議席3番、根橋 俊夫 議員】

○根橋（3番）

それでは通告にしたがいまして、質問を大きな3項目にわたりまして質問をしてまいりたいと思います。最初に一貫教育の推進ということで質問をさせていただきます。教育に関しましては、昨日もそうでしたけれども実にさまざまな今日的な課題に対しての改革というものが叫ばれております。すなわち教職員の不祥事問題、体罰問題、学力向上対策、あるいは発達障がい児の子どもさんの対策。あるいは子どもの貧困対

策。などなどでありまして、これらどれも非常に重要な課題と思われまはすけれども、この学校における、学校現場での実態につきまはしては私も十分な把握はできてない部分もありまして、今後の更に調査研究が必要というのが私の置かれてる率直な現状であります。そこでこの間、議会の福祉教育常任委員会では教育問題について学習をし、理解を深めるといふことになりまして、過日両小野小学校、中学校において進められております一貫教育、今後は両小野学園というようにいい、ちょっと触れさせていただきますけれども、その実態について視察をする機会がありました。そこでの体験と数年来一般質問でも行ってきた議論を踏まえて質問をしまいたいと思います。まず、過去の議会答弁におきまして特に発達障がいなど幼児、児童のこういった障がいの早期発見、それから早期対応を主に系統的に適切に行っていくために医療におけるカルテのような形で成長を記録をし、見守っていくための記録を保育園から小学校、中学校まで一貫して継続をして対応していくというような答弁がございましたが、この一人ひとりの子どもの成長を教育委員会が確実に支えていくというふうな取り組み、非常に大事かと思われまはすけれどもこの取り組みの現状と成果、そして今後の課題についてどのように評価し、あるいは考えているのかお伺いいたします。特にアスペルガーだとか多動性発達障がい、いわゆるADHDなどの発達障がいが増加をしてきているのではないかとはいふ指摘もありまして、そういった実態も対策を含めまして今の点についてお伺いをいたします。

○教育長

一貫した教育、そしてまた今の発達障がい等に対する対応ということでございますが、今お聞きしますと小さい子どものうちからずっと保育園、幼稚園、小学校、中学という所を通してですね発達障がい等就学の指導についてどうするかというふうな質問かと、こんなふうにお伺いしております。それはですね、一番は就学相談委員会というのが各学校にもありますが、町の就学相談委員会がございまして。町の就学相談委員会にはですね、保育士さん、それから幼稚園の先生、それから小学校、中学校の先生方、特に特別支援教育の担当の先生方、そして校長先生や教頭先生、更にですねメンバーとして就学相談員さん、それから教育相談員さんとか、保健福祉課の保健師さんとか、それから専門の臨床心理士さんとかいうふうな方々がこの相談委員会に属してございまして、小さい子どものうちからこの子にはどういふ障がいであってどのように就学をしていくのが良いのか、ということをお伺いしながら中学の方向を考えているところで

ありまして、当然、保護者とも連携を取りながらどのようにやっていくのかということの研究し、そして就学の方角を相談しているところでもあります。その子が例えば小学校でこんな学級に入ってこんなふうに来てきたということ。今度は中学に進むにつれてはどういうふうにしたら良いのかというようなこともこの相談委員会で話し合いをしながらより良い方向を模索しているというのが状況であります。以上です。

○根橋（3番）

ただ今の答弁で非常にそういう点では安心をいたしましたし、引き続き要は教育はやっぱり一人ひとりどの子も持っている能力と言いますか、成長に向けてやっぱりそれを保障していかなきゃいけないという点では引き続き個別的なそういった系統的な努力をお願いできればというふうに思うわけです。続きまして次にこの両小野学園の取り組みとの関連でお伺いをしたいと思います。両小野学園の教育、一貫教育の実際を見させていただきまして、いくつか感銘を受けたわけですがけれども特に3点については感銘を受けました。1つはですね、地域の多くの人々が学校に感心を持っていただいて学校運営や子どもたちの成長に関わっているということがあるということ。2番目は先生方がとても明るく希望と確信に満ちてこの教育に従事されているということ。3番目はこの子どもたちの育ちだとか、あと学力においても顕著な成果が現れてきているというようなことでありました。具体的にはいろいろありますけれども時間の関係で触れませんがけれども特にこの「たのめの時間」という、この総合学習の成果というのは、これは非常に普遍性を持った重要な成果でないかというふうに感じました。そこで質問をいたしますけれども、こうした両小野学園における一貫教育、もうすでに実質2年間が経過しているかと思っておりますけれども、このような成果について教育委員会としてはどのように評価し、またこの成果を町の教育全体にはどのように生かしていく基本的な考えで今おられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○教育長

一貫教育に関係して両小野学園の在り方、それから更にそれをどのように発展させていくかということかとこんなように思っております。議員さん方視察をしていただきましたので、大分様子は分かってらっしゃるかとかこんなように思うわけですがけれども、一番の特徴はやっぱり今申されましたように「たのめ科」という新しい独自の教科を作っているということかと思っております。これは教育課程特例校ということで文部科学省の認可をいただいてやっていることでありますので、一般の教育課程とは

ちょっと違うわけであり、外れているわけではありますが、それでオッケーというふうに文部科学省から認可をいただいているという特徴ある教科でございます。道徳、それから特別活動、それから総合的な学習の時間とこの3つの時間が文部科学省の学習指導要領には示されているわけですが、両小野学園におきましてはこの3つがありません。その代わりにたのめ科というのを作って、このたのめ科の中で道徳も特別活動も総合的な学習の時間も全て目的を達成するようにできているわけでもあります。したがって小学校1年から中学の3年までの間に何をどういうふうにするかという計画がきちりとできておりまして、それに基づいて教育をしているということが非常に大きな特色であり、一貫教育の一貫たる所以だとこんなように考えているところであります。もう1つは今度は今言った3教科だけでなく今度は各教科ですね、国語、数学も算数も理科も全部1年生から3年生まで本当に一貫した中身になると良いんですけども、これがなかなか難しい状況であります。文部省の学習指導要領ではダブっている各所が多分たくさんあるわけですね。例えば小学校の歴史の授業があります。聖徳太子も織田信長も習うわけであります。中学行っても同じように歴史の時間では織田信長も聖徳太子も出てくるわけで、そういう所をどういうふうに整理して一貫していくかということは、これは非常に難しい問題であり各教科によったって全部やるっていうことがね。しかし全国の中にはそういうことをやっている学校もありますのでそうしたものを参考にしながら、両小野学園でも各教科にわたって一貫した指導した計画ができるかどうか今、模索をしながらやっているところであります。これができあがるとかなり本格的な一貫教育になるだろうとこんなように考えているところであります。それから地域の方々がですね非常に協力的であるというふうに申されましたけれども、一貫教育の両小野学園を作るにあたっては本当に地域の皆様の力から発して、地域の皆さんが研究をし、そしてこれを支えて現在も支えてくれているというふうに考えています。更にこれはですね、今コミュニティースクールというのが全国的にも大分出て来ているわけでもありますけれども、コミュニティースクール化をしていきたいということも両小野では考えているところでありますので、そんな形でこれから動いていくかと思えます。来年、再来年あたりには本格的なコミュニティースクールにしていきたい。コミュニティースクールっていうのは学校の運営を、本当は校長がやるわけではありますが、校長と並んで地域の人たちが学校の運営を支えるという形でありまして、今全国的にも大分流行ってきたこととございます。地

域の力を学校へ入れるということや、校長先生やなんかが代わっても学校の方針が変わらないでずっと位置づいていくというようなそんな仕組みでありますし、開かれた学校づくりにもなっているということでもありますので、その形が更に進んでいけば良いかなとこんなふうに思っているところでもあります。それから学力の向上ということも申されましたけれども両小野中についても、小中連携において学力が向上してきているということを聞いておりますし、また今までありがちであった中1ギャップというようなことがほとんどなくて、中学になってからの不登校が激減しているということ。それから更に保育園との連携もありますので、小学校1年生になってからの小1プロブレムと言われるような状況がほとんどなくて済んでいくというようなことありまして、大変良い方向だろうと考えているところでもあります。今後の方向ということでございますけれども、できればですね、辰野町内のほかの学校にもこういう組織がうまくいくだろうか、向いていくだろうかというようなこと。地域性もありますし、いろいろあるので、全部一律にすぐやれっていうことはできないかもしれませんが、こんな方向目指すことはできるかなというふうに思っているところでもありますし、町内の各学校でも小中、あるいは幼保も含めてですね連携の姿勢ができてきておりますので、そんなことがこれからの課題だなと思っています。以上です。

○根橋（3番）

この間ですね、議会における教育に関するいろんな一般質問の同僚議員もいろいろの視点からされているわけですが、これをどういう教育をしていくか、どういう子どもを育てていくかっていう点の発信が若干弱かったんじゃないかっていう点で意見もあったかと思えます。そういう中でしかし、私もある今年夏も研究集会等ありまして、全国的に集まった方との話の中でも改めて思ったんですけれども、実は辰野町はいろんな教育的な発信をしていて有名な部分があるんですね。今一番全国的に有名なのはご存知のとおり辰野高校におけるこの三者協議会の取り組みというものは非常に有名であります。これは、これを見習ってやっぱりやっぺいこうという動きが高校だけではなく、義務教育レベル、中学校なんかでもそういう感心があります。また今回の両小野学園の、これは小中一貫ということで、これは全国的にもいろいろ取り組みもあるようですけれども、こういう地域からの湧き上がるような形でのやっぱり教育活動っていうのもこれも非常に注目をされておりました、これは全国まではいきませんが県的にも有名になりつつあるというふうに見まして、非常に辰野は

そういう意味では発信をしてきているんじゃないか。あるいは取り組んでいるんじゃないかっていうような自信を深めたわけですけど、例えばそういう中でこの『信濃毎日新聞』のこの記事の中で先生の感想があって、非常に私自身も読んで感動したわけですけど、女性の先生が小学校3年生を担当した時の気持ちを述べております。こういうふうに言っているんですね。その先生はその「たのめ科を始める前は非常に心配があった」と。「しかし始めてみたら自分自身がその地域の魅力を発見することが面白くて、さまざまな地域の人たちと関わり合うのが楽しくて仕方がない」と。

「こういう実践をとおしてこういった地域の価値を見出したり、地域を愛し、そしてその価値を発信していく。教員も地域の人もそうやって変わっていったらいいなと思っている」 こういう率直なですね先生からのこの発信と言いますか素晴らしい内容で、やっぱりこの教育はやはり行き着くところ人対人の営みでありまして、先生方がいかにやっぱりこの確信を持って子どもに接していくか。自分たちの教育目標に自信を持って接していけるかっていうことはもう非常に重要な部分かと思うわけですけど、そのへんは非常にこの両小野学園の取り組みというのは、そこに今かかり始めてきているということで非常な期待を持っているわけですけども、この種の話はおじゃました時も校長先生からもそんな同じようなですねお話をいただいております、くどいようで先ほども申し上げましたが先生方が非常にやる気である。だから最初はうんと心配があったってね。こんなことやったことないし、どうなることやらと思ったけれどもやってみて非常にそういう意味では、今言われたとおりの楽しい内容であるし、自分たちにとっても有意義だったということで、それは新任の先生にもこうやって伝えている。2、3年経てば先生はガラッと変わっちゃうと思うんですけどもこの教育精神で言いますかそういったのは、継続されていくっていうことで。そういう意味ではですねこの辰野の両小野に学んで、全く確かに同じようにはいかないと思えますけれども東なら東、西なら西、あるいは辰中なら辰中、南なら南、川島なら川島っていうことでそれぞれの地域をバックグラウンドにしてですね、やっぱりこの強力に教育委員会としてはその発信をしていくことがいろんな点を改革していく大きなテコになるではないかっていう点で急いでいただきたいと思っておりますね。そんな点でそういうことでごく近くに実例もありもうそういうことで成功裡に進み始めているわけですから、ぜひこれを町中に保護者あるいは、だけじゃなく町民の皆さん全体にもこの広く何て言うんですかね、広報とか知っていただいて次の教育改革に具体的に

進んでいただきたいと思うわけですが、そんな点では特にですねあんまり、今言われたカリキュラムのこともお聞きしました。非常に難しいけれどもやっぱりそういうことに手を着けていく中で私も議会ですので、ここですのであんまり具体的なことは申し上げない方がいいかと思えますけれども、今話しがありましたように非常に両小野中学の学力というものは驚くべき成果が上がっておりまして驚きました。このようですね成果をやっぱり一刻も早く辰野中学にも中学なんかではやっぱり実践していかなきゃいけないというふうに思っておりますし、そんな点で、何て言うんですかねプログラム、目標と言いますかどのくらいの年月をもってそんなようなことに考えているか再度お伺いしたいと思います。

○教育長

大変、良い紹介をしていただいてうれしかったなと思っております。両小野小学校中学の先生たち本当に最初来た時は心配ですが、やってみて本当に良かったと。今や「地域の人たちの力なしでは教育は考えられない」というような言葉も先生方が言っておるところで、大変良い方向でありがたいなど、こんなように思っているところでもあります。町内の学校の方ですが、何年何箇月というようなことではありますが、それは今のところ私は年限を区切って考えてはおりませんので、いつできるというわけにはちょっと今、考えておりませんが徐々に地域のそれぞれの特徴に合わせながらいければ良いかなとこんなように考えているところでもあります。町内のほかの学校でもですね、幼保と小の関連も大分ついてきている、密に関連が取れるようになってきておりますし、それから小と中の関係も非常に良い関係ができてきて、連携を密にしてやることができるようになってきております。今、終わってしまったんですけれども、2、3年前にですね小中一貫学力向上事業というのを県でやりまして、県内の4つの中学だけに先生って数学の先生を一人ずつ余分に加配してくれて、その先生が中学の所属でありながら小学校へ行って毎日授業をするというような形をやったことが2年ほどあります。その2年間の間にやっぱり辰野中学の学力がどんどん上がってきたというような状況もありますし、で小中の先生方が授業を交換し合いながらそれぞれの理解をするというようなこともやってきております。また、高校との関係もですね、辰高の先生と授業を交換しながらやるというようなこともやっておりまして、相互の理解を深めながらやってるということで、辰野中学の学力も徐々に上がってきておりますし、先ほど両小野と同じように中1ギャップがほとんどなく

なってきた、不登校生が非常に減りました。そういうような良い状況もありますので、これからまた徐々に良さをお互いに認識し合いながら進めてまいりたい、こんなように思っております。以上です。

○根橋（3番）

ぜひ、そんな点で頑張っていたきたいと思えます。では次の質問に移りたいと思えます。社会教育の事業の推進に関して教育委員会と町長部局との連携協和ということで質問をさせていただきます。私はこの春から議会の選出といたしまして社会教育委員を拝命をし、社会教育委員の皆さん10名近くいらっしゃいますけれども、と活動をともし、月1回の会議だとか県、郡で行われる研修会、更には子どもとのふれいあ事業にも参加をしてまいりました。私はこれまで社会教育活動というのは、公民館活動の主な活動というふうに捉えておりましたけれども、今回の活動を通じてこの公民館活動ってというのはその社会教育活動の一部に過ぎず、社会教育の目指すものももっと幅広い教育学習活動でありまして、さまざまな分野に及んでいるということに気付いたわけでありまして、また、今無縁社会というふうに言われる社会状況の下で、この絆づくりというのは今日的課題というふうに以前から強調されておりますけれども、3.11以後は特にまた強く意識されるようになってきている人と人との絆づくり、この活動が実は社会教育の大きな目標なのではないかということにも気付いたわけでありまして、さて、社会教育委員会では今後の町の社会教育が目指すものとして今後の活動目標を策定中でありまして、8月の教育委員会に対してその原案が提案をされているところかと思えます。活動目標は6つの重点取り組み方針ということになっておりますけれども、具体的には豊かな自然環境を育み生かす。2番目は支え合いとやすらぎ。3番目は安心安全で快適な地域を形成する。4番目は活力ある産業と賑わい。5番としては学びあいと育ち。6番は参加と交流。というような大きなテーマを元に更に15項目ぐらいの具体的な目標も立てられております。どれも重要な取り組み内容であります。これらの事業が具体的に進展すれば辰野町民の絆が深まり、活力のあるまちづくりが推進できると確信をしているものであります。この目標に沿った町の事業というのをほかの事業もありますけれども町の事業を見ますと、教育委員会の所属事業は確かに多いわけですがけれども、それ以外に町長部局で実施されている事業もいくつか関連をしております。したがって事業を推進するためには教育委員会と町長部局との連携が不可欠であるというふうに考えます。そこで質問いたしますけれども、この社会

教育関連事業の推進にあたって教育委員会と町長部局との連携はどのような形で現在進めているのか、あるいは今後進めていく計画なのかこの基本方針についてお伺いいたします。

○町 長

それでは質問順位が9番の根橋俊夫議員の質問にお答えを申し上げます。教育という枠で捉えてまいりますといろいろあります。学校教育もあり地域教育もあり、家庭教育があり、そして今ご指摘の社会教育ということであります。特に前半の3つは子どもさんたちに対する教育の連携という意味ですが、社会教育は今度は大人の人たちも子どもも含めて全般でありまして、また広く分野がジャンルも分かれておりますし、それを推進していかなきゃならない。したがって教育委員会だけでなく町長部局との関連も当然していくこととございます。町長部局って言いますと各担当の各課が全部入るわけでありまして、課長以上で検討をするわけでありまして、1つ例として挙げておりますけれども千葉県から今、山村留学でかやぶきの館、そしてまた地域の家庭をお借りしてホームステイ等もして何年か経ってまいります。花見川小学校ほか3校ぐらいが来てくれておるところであります、これ教育委員会であります。やっぱりこの川島小学校の児童、学校ぐるみで交流してくれるわけでありまして産業振興課の担当でもあります。これは絡みて子どもたちが楽しくそこで勉強してもらおう、勉強って言いますか体験してもらおうためにどうしたらいいだろうかということで当然教育委員会と産業振興課が関わっております。人権問題につきましてもこれは当然総務課と強力して職員研修を実施したり、そういった問題点が起こればチェックをしているところでもあります。たくさん、これありそうでもありますので簡単に端折って申し上げてまいります、介護予防事業に対しましてはスポーツ推進委員が出向いてくれておりますし、これ教育委員会の方です。また介護予防の一環として高齢者でもできるスポーツ交流等々は教育委員会の方の関係として出て来ておりますし、保健福祉課が担当して連携をしているところでもあります。また食育問題っていうのが今、最近取り上げられておりますが、これは子どももそうですし社会教育の中でもそうです。社会教育の関わりは家庭教育であり、更にはまた学校教育の中では学校給食であり、栄養指導、地域では生産販売、消費等々につきましても行われておりますし、行政では栄養相談、健康相談まさにこれは教育委員会と町長部局との関わりで成り立っているものであります。ほか、挙げれば切がないわけでありまして、いずれに

しましてもご指摘のように各課教育委員会、各係で更に連携、そしてまた連絡を取り合い強力し合ってより効果的な社会教育が進むように協議を重ねてまいります。なおまた、出前講座等も町長部局の方から出ていくこともありますし、教育委員会の方からも出ることもあるわけでありまして、今後もそういったことも更に必要であろうとこんなふうに思います。いつも中心地へ出て来られる人ばかりとは限りませんので、そういった方も進めます。以上であります。

○根橋（3番）

今の現状についての説明ありまして、更にこれからもいろんな事業が実は当然のことですけれども出てくるかと思えます。それでこれはある意味仕事ですからそれぞれ行政も基本的には縦割りでやっておりますので、それぞれが自分の仕事については全力で取り組んでおられるわけですけれども、大事なことはやはり横の連絡っていう点ではやっぱりその都度、何て言うんですかね事業ごとに連携取るっていうだけじゃなくて、やっぱり恒常的にいわゆる社会教育を全体としてどういうふうに進めていくか。そういった点で、1つの連絡、推進連絡会議みたいなものを庁内に作っていただいていますね、そして日常的にやっぱり社会教育全体がどのように今進んでいるか、こういったことをやはりお互いに町長部局と教育委員会が相互にやはり確認をし合いながら、保管をし合いながらやっぱり進めていくというのが、今言った一般として連携していくっていうことだけじゃなくてですね、体制としてそういうものを作ってやっていくということが、特にトップ町長とそれから教育委員会の教育長とのそういった点でのお互いの連携を前提としたそういう恒常的な連絡会議ですかね。そういうものを作っていくことが大事かと思えますけれども、そのへんについてはいかがでしょうか。

○町長

現状ではそういった生涯学習の種類によりまして、どちらかがやっぱり担当の責任持つようになりますので、主管課が町長部局であったり教育委員会であったりということでもあります。それで各課が協力。で課だけでなく1つの課だけでなくいろんな複数課が強力しなきゃならんことも出てきておるわけでもあります。ふれあいウォーク1つ取りましてみても、これはもう全体で教育委員会と町長部局一緒になってやっていくことでもあります。それで、担当部局を生涯学習の連絡会議というようなものも必要であるだろうって今始めて、始めてと言いますか今回の質問で初めてご

指摘でありますけれども、どの方がうまく機能するか、社会教育を推進に良いのか、検討をさせていただきたいとこんなように思います。

○根橋（3番）

いずれにいたしましても非常に幅広い事業でありまして、そういう1つの何て言うんですか、何でもそうですけれどもこの後も出てきますが、特にトップがそういうことで1つのやっぱり何て言うんですかねテーマで1回まとまってきちっとやってく。そういうことがやはり職員にとっては非常にやりやすい環境になっていくかと思えますので、ぜひそんな点で検討していただいてですね、社会教育っていうものが前進するような形で検討いただきたいと思います。

それでは次に3番目の大きな3番目で一般質問で検討課題とされた課題のその後の進捗状況ということについて質問をしてまいりたいと思います。その最初は除雪体制の拡充強化っていうことでもあります。今年の夏の気象条件についてはこれも昨日もありました。もうこれは本当に今まで想定されないような事態、今ゲリラ豪雨、竜巻などもありまして非常に大きな被害が全国的に多発をしたわけでもあります。この原因はやっぱり一口に言ってやっぱり地球温暖化ではないかっていうふうに言われておりまして、気象庁も異常気象というふうな8月の異常気象ということで結論づけて評価しているわけですがけれども、そんな中では報道ではいわゆる30年に1回っていうのが1つの災害の何て言うんですかね、1つのメルクマールというかそういうことで想定してきたと思えますけれどもこの頻度っていうのが世界的に見れば今年には年に10回にもなっているっていうことで非常にそういう意味では、そういう報道がされております。そこでやはり心配されるのが冬の大雪なんですね。この冬ももう非常な突発的な大雪でいろんなトラブルがあり、私はこの3月議会です、この間の3月議会で除雪対策の拡充強化ということを求めて一般質問もいたしました。いくつかの具体的提案も行いまして、結論は今後どうも見直しをしていかなきゃいけないかなというようなニュアンスの答弁であったかと思えます。この除雪体勢について検討するというか、したというかちょっと分かりませんがそういう時期になっておりますけれども、この冬に向けてですね、この除雪体制今までとはどういう形変えて、どのように見直し具体化されてきているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○町 長

除雪対策でありますけれども、これにつきましては検討会を重ね、また最近で言い

ますか、後で申し上げようと思ったんですが、笹子トンネル事故以来、非常にネクスコが神経質になってちょっとした雪でもすぐ止めて降ろしてしまうということが起こっております。そうすると辰野町でもし高速道路がない場合の交通の流れの153号線だけではもう通用しなくなっている。止めて全部降ろされちゃいますから、そうすると道路もこれだけではとても無理で、今のことは続くようでしたらですね、まあ続くでしょう。もう本当に直轄化、153号線を考えてそして一部バイパス化ぐらいのことを考えながらもう複数車線ぐらいを一気に持ち込まないと駄目だろうと、まずはハード的には考えております。それは国の方は直轄なんたってなかなか受けっこないです。全額、国でやるわけですから。福島県の被災地で僅か1.5キロメートルだけが直轄に認められたというのが去年のことです。なかなかそれは皆直轄にしてもらえばありがたいものですから、するんですけれども153は3桁国道で2級国道であります。2級国道でありますから国が半分、県が半分の負担になりましてどちらかにお金が不都合であればやらないとこういうふうなことになって大変苦慮をしているところであります。1号線から99号線ぐらいの同じような国の直轄の責任を持ってやるような状態の引き込みをしたいと私は考えておりました。それで、現在のとにかく問題につきましてでありますけれども一応この原則的には、通勤通学時間、あるいはバスの通行する時間帯前に一時除雪の完了に努めることを原則としております。なかなかそれができない場合も多いわけではありますが基本的にはそうであります。そして融雪剤の散布につきましてもこれは国県道優先して、また日陰の所、交差点部等々へも凍結懸念される所の夕方、あるいは早朝に散布するように現在はなっておるところであります。これはそのとおり実施を現在しております。また、町の方は県の方へも委託いたしておりまして、やっぱり国県道は県の方で除雪をすることになっております。その委託している道路、国県道です。それにアクセスする道路、近い道路に関しましてはその業者に引き続き町の方からまた委託をしているというようなことでダブル依頼という形でやっているところであります。24年度の今ご指摘の除雪につきましては55路線で46.4キロメートル、13業者が行いまして12月10日から雪が終わるまで大体19日間の出動があったところであります。これを踏まえてどういうふうにするかということをお聞き台になると思います。なおまた直営で、町でもってやっている除雪と排雪する場所もありますので、これは町でやっていることですから特にあえて申し上げませんが、町の職員がやっております。そして、業者も非常に少なくなってまいりましてグレー

ダー等があまりない。で普段、グレーダーっていうのは舗装する時に砂利をこうザーっと均すためのものでありまして、舗装も最初から造るような道路っていうものもあちらこちらあまりありませんので、せいぜいオーバーレイか剥いでもう一回こう舗装をペイブする。ペイブメントっていうことですから、上へかける裏へのものでありまして、なかなかその砂利を均す所が少ない。したがって普段自分で持っているということが少なくなってきました。リース代というような形で業者も入れておりますので、そのリースに対しましては町の方も補助を出しているところでもあります。そんなことも現状も踏まえながらやっているわけでありまして、また非常に限られた台数の今のようなグレーダーとか、ブルドーザーが出る場合もありますけれどもグレーダーが早くていいということですが、オペレーターも限られてきちゃってる。同時にまた夜間深夜早朝といった出動が多いためになかなか作業も難航している。またそれだけの人数も揃えられない。町が期待するほど昔のような状態よりも今減ってきているということでもあります。除雪に苦慮しているような状況であります。それでもう1つは先ほどのような中央道から車降ろされちゃいますと、除雪しているグレーダー自体がこの渋滞に巻き込まれちゃう。グレーダーだから早く通せとか、赤い、黄色いランプは回していますが赤いランプでも点けてって、行っても詰まっちゃてるから動きようがない。ということで大分遅れるという例も出動していながら苦情が出てしまうということも考えられます。考えられますし実際に起こっております。また一方の融雪剤に関しましては昨年度は25キログラム詰めが3,140袋、500キログラム詰めが114袋、合計13万5,500キログラムを融雪に使わせていただきました。融雪剤に関しましては54日間出動をしてもらっております。そんなことでやってはいるんですけども、問題はその特に先ほどのネクスコが1センチメートル降っても降ろしちゃうというような言葉が出るぐらい非常に過敏になっておりまして、止めちゃって下へ降ろすということ。これがリニアが来たような時に中央道がアクセス道として認められるかどうか。1センチメートル積もったらもう止めちゃう。これはアクセスの価値がないということでもあります。そうかって上伊那ではこの辰野近辺が一番雪が降るわけでありまして、ここが一番このネックになる場所でもあります。南へ行けば結構溶けてて、降ったとしても水っぽくなって通していくというような例もあるようでもあります。大雪みたいな特別な時はもう南まで全部積もっちゃいますけれども、普通はそんなところでもあります。それで、除雪に対しましての出動に関しましてはまず、

業者の方で気候その他を気を付けてて自主的に出動することになっております。先ほどの原則で。なおまた町の係りも見てていまして必要と判断すればすぐに指示、要請を行うとこんなことで現在は動いているということでもあります。それで反省がこの間の問題で各所の人たち、警察署もまたいろいろ除雪作業も県も集まって反省会もしたわけでありまして、いろんな意見が出ておりました。これ大事なことですから申し上げておきますけれども、マンホール、下水でどうしても国道でも何でもマンホールがちょっと上へ飛び出したりしててとても掻きにくいってということだから平らにしてくれというような。これは技術的に下げればできることではありますが、そうかってマンホールはそこを止めてしまうわけにもいきませんので今困っているところであります。それから、夜間の気温の低下や高速道路の交通止めの渋滞などで、辰野が先ほど申し上げましたように特殊事情であると、特殊地形であるというふうに判断を願いたいという要請をいたしております。それとまた情報収集に非常に苦労している。前にも根橋議員が指摘したとおりでありまして、ネクスコの方は一切情報を出さないということでもありますから、これではまずいということで、連携して必要箇所には連絡をよこす。例え10分後に例えば今度は交通止めが解除になっても、10分前に聞いても解除になると言わないんですね。ですからあきらめてもうとんでもない所を回って行く人もあるだろうし、あきらめてもう車止めてどっかへ泊まる人も民家へ頼んで泊まるとか公民館へ泊まるっていう人も出てきちゃう。10分なら待ってて行ったのにとこういうこともありますので、それも明かさないうような状況でありますから非常に困っております。このネットワークの構築を図ろうということで意見を調整し、各機関からネクスコほかへも出しているところであります。また、これは一般論でありますけれども、今の子どもたちは私どもはもう雪掻き自分で作って釘打ってやったものですけども、雪の日になれば誰かが掻いてくれる。行政で掻くとこんなような習慣になっておりますけれども、やはり高齢化が進んでなかなか掻く、雪掻き弱者が出てきているわけでありますので、子どもたちもその主要道とかそういうんでなくて、自分の所ぐらひは、まず雪掻きということを勉強させてもらいたい。幼少期から雪掻きを持たせた自然との関わりを知ること。また自分たちでも意識的に雪を掻かないと誰も掻いてくれないんだよという場所もあるんだということを知ってもらうこと。こういった、これも社会教育か社会勉強か分かりませんがしてもらいたい。庭先の除雪ぐらいできるようなふうな方向でもっていってもらわないと、とにかく人が掻いてくれるものな

ら「ちっとも来ないじゃないか」って文句言うだけと、こんなふうな形になってまいりますので、そういった雪掻きの大変さも汗かいて身にしみてもらいたい。また少子高齢化に伴いまして今言いました除雪弱者が増えているので、これに対する対策、名案は今のところないんですが機械化でやっていくよりしょうがないと思いますが、そんなことも出ております。それでLCVとか前にも話が出たんですが、ほたるチャンネルとかそういったところで道路状況を流せる状態に持ち込まなきゃいけない。早くこれを行動で行動的にしていきたいと思ひまして、ライブカメラという手もありますので、これ新たに設置して主要道傾斜地、あるいはまた降雪時の工事現場もありますし、普段雪が降らなくても、また行事等もあつたり御柱とかいろいろありますが事故の渋滞の問題、集中混雑の状態、土砂災害の時も問題等もそういったものも見れるような方向を今考えております。町の光回線を使ってそして、ご自分のパソコンでもあるいは携帯でもそれが読み取れるような方向にしたらどうだろうかということで、お金はかかりますけれどもそんなではない。そんなではないってただか、っちゃそうじゃないですけども、1台のカメラも20、30万円で買えるわけですし、それを発信するまた発信局が大事であります、そんなことも考えております。これ言うと切りないところでありますが、あと課長の方からもお答え申し上げますが、町道で掻く距離を5キロメートル延ばす。昨年より5キロメートル延ばす。これは決定いたしております。そんなことの中で、またご理解いただきたいと思ひます。列車が止まれば列車に乗っている人が止まればそのまま人はそこにいて降ろさないというようなこともありますので、課長の方から名案があればそのへんもお答えをいただければと思ひますが、引き続き課長の方からもう少しお答えいたします。

○建設水道課長

ご質問の今後の対策でございますが、ただ今町長の申したとおりでございます。除雪延長につきましては、区長会、また業者、業者の機動力もありますので、本年度は約5キロメートルぐらいを17区全体の中で区長会で相談いただきました、区の役員会等に諮りまして延長を延ばし、除雪の作業を業者に委託をし、町が施工をしていきたいということで考えております。また、やはり先ほどお話ありましたように除雪弱者という形、そしてまた一人暮らし、そういう方が増えております。こういう問題において地域の協働のまちづくりというような形の中において、区長さんをお願いする中において、除雪等をお願いする。その除雪機を購入という形の中で本年度考えました。

県の元気づくり支援金において除雪機の購入を要望を行いました。本年度は採択になりませんでした。しかしながらその中から県からの指導により、来年度コミュニティー助成事業で除雪機の購入を行ったかどうかというお話をいただいております。これにつきましても区と相談をしながらその計画に沿ってできる区につきましても、道路や公共だけでなく福祉や除雪弱者に使える多目的に利用できるものにしていきたいということで今後考えていきたいなと思っております。それから、除雪機の現在、除雪の機械の購入の補助制度がございます。そういうものもご利用いただきたいと思います。また、それについては区長会を通じてお願いをしているところですので、ご理解をお願いいたします。また、融雪剤の自動散布機、これにつきましても増設につきましてもまた、見直しを図り国道 153 号線の羽場の北側、宮木公園付近等の増設等を県に要望を重ねていきたいということで考えている次第でございます。以上でございます。

○根橋（3番）

いずれにいたしましても今社会構造は変わってですね雪掻きやりたくてもできないという路線も出てきておりました。そういう意味では各区の状況もかなり違ってきておりますので、今答弁いただきましたが、ぜひこれを各区とも十分な協議をしていただいて道路はあくまで公共的なものでいろんな方がね、そこを通るわけで、除雪をされていないと事故も起きたり非常な混乱がくるわけですので、出すお金もきちっと出すものは出す、それからやっぱり町が情報を持っているわけですので、業者の方はやっぱりお願いをするならするという形できちっと体制を作って万全の体制でやっぱり臨んでいていただきたいと思っております。最後の質問につきましても、時間がもうありませんので、触れませんが昨日も代表監査委員さんからの非常に丁寧な財務関係のいわゆる内部統制システムのお話がありました。私もこれについては町の業務全体についての内部統制システムっていうことで、非常にこれは辰野町としては早急にこれを作っていかなきゃいけないという考えでおりますけれども、時間がありませんので、次回ということにさせていただきます。私の質問を終わりたいと思っております。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時50分といたします。

休憩開始	11時	38分
再開時間	11時	50分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席8番、永原良子議員。

【質問順位10番、議席8番、永原 良子 議員】

○永原（8番）

通告にしたがいまして2点について質問していきます。高齢者障がい者支援の充実について、まず質問していきます。高齢者、障がい者が安心して暮らせるように少しでも町としてできることがあったら、そして住み慣れた地域でその人らしい生活ができるように、また介護者の負担の軽減が図れるように質問していきたいと思います。高齢者、障がい者の引きこもり防止、健康づくり及び介護予防や介護者のリフレッシュのほか、通院等による経済的負担軽減を図ることを目的に福祉チケットというものを発行したらどうかと私は考えます。今、町としては高齢者、障がい者支援に灯油券、タクシー、バスの利用の軽減とかいろいろやっていますが、全体的に福祉チケットとしていろいろ使える町内の入浴施設での入浴料、医療機関への通院等のためのタクシー、バス利用料、紙おむつ購入券、理容美容の利用料など福祉チケットという名前で交付する考えはないかお聞きします。

○町 長

質問順位10番、最後でございますが永原良子議員の質問にお答えを申し上げます。最初の質問は福祉チケットの発行ということでありまして、町も各ほかの市町村でもやってるようなことも承知いたしておりまして、検討した方が良いかなという段階に現在きておりまして、どうしてもやらなきゃいけないということではないんですけども、やった方が利便性が上がるとか、利用者がその方が使いやすいとかいうことであれば考えなきゃならない。ただ、それに対しますまた事務の量が増えますが、しかしそのくらいの事務の量は吸収できるぐらいの能力を職員の皆さん持っていますので、考えていかなきゃならんのかなとこんなふうにも思っております。箕輪町あたりでも要介護1から5の方に介護している方へのやすらぎチケットという形で1万5,000円分ぐらいのものが出ておりまして300円券で50枚ということであります。ただ現金と違いましてこれ使わないと損するんですがね、利用者が。よくありますそういうことが、得だつて一所懸命買ってもついに、まあ期限が打ってなければいいんでしょうけども、期日があるも、ついに使わなってしまう。ギフトチケットなんかもそうですね。ありがたい、ありがたいと思ってしまい忘れて忘れちゃって見たらもう

期限切れでというようなこともよくあるようですが、目先の利益としかし実際に使うかどうかの利益も確かめながら、そういうふうなことができるかどうか、これ福祉券だと毎日使っているもんでしょうから、そんなこと使わなってしまうってことはせっかくお買いになっというということも、もったいない話ではありますが、そういうことないと思いますけれども、世の中便利になると意外と変な所に落とし穴があるということも考えながら検討をしてみたいとこんなふうに思います。

○永原（８番）

他の所でもいろいろな施策をしていますけれども、そういう高齢者とかそういう人の福祉チケットを作った場合に何にでも使えるって言い方変ですけども、いろいろ自分の健康、健康を維持していくためにも使えるそういうチケットがあれば、入浴の所にも使えたりして健康増進にもなって介護予防対策にもなるっていうことをちょっとお聞きしています。紙おむつの購入券とか入浴施設の入浴料のみのお金とか、そういうタクシー券、バス券に使えているのでぜひ、辰野でもこれから高齢者も増えますし、そういうことに使うようにしてもらいたいと思います。今、灯油購入券交付事業と福祉タクシー、バスの事業を行っていますけれども、ちょっと使いづらくなって、福祉タクシーなんかのことは耳に入ることがありますので、ぜひ広い範囲で使えるようにそういう範囲も広げて統一して使えるチケットをぜひ進めていてもらいたいと思いますが、今、町長がおっしゃったようにそういう考え少しあるけれど統一していかなきゃいけないかなっていう考えがあるって言ったんですけども、今後どうでしょうかもう一度。

○町 長

最初に答弁したとおりでありますけれども、今度、幅広く使うということは非常に使う方に便利ですから、その人に合わせてやることも大事ですが、今度は事務処理的に今、頭で考えてみますとタクシーに使ったのか、あるいは入浴に使ったのか、統計取る時にですね全部同じ券が来ますので、しっかり間違えないようにこう分類して実際にお金払って使った人、それから券を使った人。間違えないように統計取って何費に使ったかっていうのは、ねえ分類は大変ですよ。しかしそのことも慣れればそんなに難しくはないだろうと思いますので、検討してみるとこういうことでお願いをしたいと思います。課長の方もしあれば。

○保健福祉課長

同じです。

○町 長

同じだって言いますから。検討するということです。

○永原(8番)

ぜひ、ほかでもずっとやってる所もありますので、そういう所を参考にしながら事務が大変だって言うんですけれども、町民にとって使いやすいものをしていくということが町政だと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。次にデイサービス施設での宿泊を利用した場合の助成についてです。介護者または保護者の急病等の緊急時において、要介護高齢者及び障がい者を家庭で介護、または養育することができない場合に高齢者などを通所施設に緊急に宿泊させ、介護者などの負担を軽減する緊急宿泊支援事業っていうものに取り組む考えがないかお聞きします。

○町 長

急にないかって言われましても、もうちょっと説明をいただいた方が住民の皆さん分かりやすいと思いますが、こちらの方は前もって書面いただいておりますので、判断できるわけではありますが、介護保険の人は当然それ使えますが、介護保険なくて高齢者でいて、しかし介護者って言いますか家の人が見れなくなると介護保険適用ではないけれども困るというような場合に緊急入院、入院て言いますか入所ができないかということではありますが、現在はぬくもりの里においてのみ現在やっているわけではありますが、また民間の方でも公的でない方でもスタッフが揃えばやるという所もできておりますので、そういった所に声をかけていただいて。ショートステイをやっている所ならその応用でできるだろうと私は思いますので話をしていきたいとこんなふうに思います。しかし保険適用ではありませんので、実費はいただくと。当然そういうことになってきますけれども、そうやって受けてくれる所があれば一番良いわけですので、これも担当課の方で、というよりも課長の方向何かあるかな、それに対して。いいですかね。そういうことで前向きに検討はしてみたいとこんなふうに思います。

○保健福祉課長

今、町長が答弁したとおりでございますけれども、議員もご承知だとは思いますが

れども、町内には5つほどのですね施設と言いますか事業所が、民間と言いますかNPO法人等々で運営をしておりますけれども、そういったデイサービス施設ではですね一部の事業所ではですね宿泊は行っているのが現状でございます。今、町長申されたとおりですねスタッフがですね、すぐに集まらないというような状況の中でですね、常にできているかっていうとそうでもないような状況であります。今後ですね、デイサービスに付随するですね、サービスとしてですねこの宿泊っていうものですね、やっていただけるようであればですね町としても考えていきたいと思っております。ただですね、設備がですねきちんとしていないような状況でありますとですね、事故等の心配がございますのでそういった申し出があった事業所さんについてはですね、慎重にですね対応させていただきたいというふうに今のところは考えております。以上です。

○永原（8番）

ちょっと私の言い方もちょっと足りなかったんで分かりづらかったと思うんですが、デイサービス、特にデイサービスに通っている方が急に看ている人が冠婚葬祭とかでできなくなった場合とか、もう分かってこの日はちょっとどうしてもっていったショートステイが取れなかった場合に、今デイサービスをやっている事業所でも介護保険外ショートステイっていうサービスを行っている町内でも1件くらいやっている所がありまして、そこも月に1、2件は毎月あるってお聞きします。そうした場合に介護保険外ですので、利用料が1泊6,800円プラス食事代で8,000円近くかかるわけですね。そういった場合にその緊急宿泊の場合にそこに少し町として5,000円くらいでも補助をする事業をぜひ取り組んでもらいたいってことです。新しい事業ですので、町の方としても検討してこういう緊急な時が本当に介護をしたりすると、急に何かがあったっていう時に一番困って、ショートステイも頼んだけどもいっばいで駄目だとか、本当に預かってもらう所がないってことが介護している方としてはとても大変で、そういう所にやっぱり目を向けてそういう所もきちんと町として補っていくっていうか、そういう所も手出ししていくってことが安心して住めるってことの一つでもあると思いますので、ぜひ町としても取り組んでもらいたいと思います。

次に介護者への移動施策の拡充についてです。辰野町では在宅介護者への慰労施策として在宅介護者リフレッシュ事業っていうものを年にやっていると思いますが、そ

のほかに何か介護慰労施策のことが、やっていることがあったらお聞きします。

○町 長

介護者への慰労施策っていうことでまいらないためについていうことで、今言われたようでございましてリフレッシュ事業を行っているということで現在はあります。在宅介護者の場合ですね。今後またそういった介護者の人数等々も調べながら、またほかの方法、このリフレッシュ事業も続けながら何かこう息を抜く、ストレスを緩めてあげる。こんなことがとても大事だと私、長期の場合余計そうでありますので、考えていきたいとこんなふうに思いますが、課長の方で何かあれば名案があれば、ここで自由に出しても良いことになってますので、いいかね。

○保健福祉課長

今町長が申されたことと、それから議員ご指摘のとおり在宅介護者のリフレッシュ事業のみでございます。平成12年に介護保険制度始まって以来ですね、多分記憶では平成15年前後にですね、それまでは介護医療金っていうものがありましたけれども、それがなくなりましていわゆる、現金給付ではなくてですね、いわゆる今やっているようなですねリフレッシュ事業ですとか、違ったサービスに切り替えていこうっていうことで平成14、15年ごろからですねそういったサービスに変えてきたというような記憶があります。ただですねやはり、社会制度が大きく変わってもですね介護者にとってはですね大変な苦勞をしていると思いますので、町長が今申し上げたとおりですね他の方法でですね介護者の慰労に繋がるものがあればですね、考えていきたいというふうに思ってます。以上です。

○永原（8番）

そうですね、本当に高齢化も進んだり介護もいつまで続くかっていうことも結構、介護している方の身としてはあって、たまには息抜きっていうかリフレッシュしたいっていうこともあるので、町として今在宅介護リフレッシュ事業を行っていて介護者からは喜ばれていると思います。その介護リフレッシュ事業の中にはいろいろ旅行とか日帰り旅行とか宿泊旅行には行かないけれども、ショートステイの利用補助も町としては行っていて、とてもありがたく思っているって当事者の方は言うております。先ほど町長がお答えの中に安らぎチケットのことをおっしゃったんですが、私もここで介護者、介護者支援としてこういう安らぎチケットみたいな、箕輪町でやっている、そういうものを何か辰野でもやってもらいたいなって思ってます。お聞きすると9割

近くが申請してリフレッシュできてるってということで、そのチケットは500円券が30枚綴りで温泉施設や理容美容、あとマッサージ、ショートステイなどを利用して、成人用のおむつなどの購入も可能だっということなので地元の業者も多少そういう所を使うので商店の方も助かるしってということをお聞きしました。ぜひこの在宅介護、在宅介護本当に自宅で看てるってということは、息が抜けないっていうか、神経も休まらない、24時間看てるってことは本当に大変なことです、そういうものに支援していくってことも町としてはとても大切なことだと思いますので、取り組んでもらいたいと思います。

次の質問にいきます。若者や子育て世代の支援についてです。子育て中の家庭への支援をより充実するため今、辰野町では中学校3年生まで医療費無料化の対象を拡大してあり、とても歓迎されています。しかし、一旦患者負担分は窓口で支払わなければなりません。医療機関にかかった時、窓口で支払うお金の負担が重いため、ぜひ窓口負担ゼロをお願いしたいという切実な声が聞かれます。町として子どもの医療費の窓口無料化を進める考えはないか、お聞きします。

○町長

ご質問でございませうけれども、今中学3年生までっていうようにおっしゃったようですが、そのように本当にお思いですか。ちょっと町がちょっと宣伝が足りないかね。今18歳までです。

○永原（8番）

すみません。

○町長

別に謝る必要ないですけれども、無料化をさせて頑張っていますので、またご認識でそのようにPRをして、PRっていうか該当者にはそのようにお伝え願いたいとこんなふうに思います。さて、それでご質問の本題の方でありますけれども、窓口の無料化ということではありますが、これ前にもいろいろ検討したことあるんですが、今回もやっているんですけれども、またそれぞれの所で検討もされておりますけれども、これ結局医療機関が町内ばかりでなくて町内外の医療機関の協力ができないんですね。非常に煩雑になる。今でも何保険、何保険でもう煩雑になっちゃって窓口でも大変なようです。辰野ばかりでなくてどこでも。後期高齢なのか、介護、介護は医療じゃないですけれども、社会保険なのか、国保なのかいろんな種類がある。分

類がとても大変なようでありますし、それにもって行って1回無料でしておいてまた町から請求するっていうような形も市町村からということで非常に難しいということでは言われております。しかしどこでもそんな希望が出ておまして、それで福祉医療制度の在り方検討委員会に出されたものでもあります。県と市町村でそんなような話し合いもしたことがあります。しかし現行の償還の方法とか、現在は現物を給付してやっていく窓口の負担を要しない方法、2種類あるわけですがこれに対しまして長所短所が出ておまして、長所としては利用者が利用しやすいということで、これは当たり前前のことで、じゃそれがためにやればどうかと、これが短所になってまいります。医療費の増大に繋がる。招くおそれがある。要するに人手が非常にかかるということです。正確を期さなきゃなりませんし、いろいろ煩雑、複雑になるということ。それからまた国庫負担金の減額調整されている所でもありますけれども、国保財政への直接的な負担増に今度はなってしまうということでもあります。課長の方からもう少し詳しくお話を申し上げたいと思います。やりたいんですが、なかなか難しい。逆に出費が増えてしまう可能性もあるとこんなことでもあります。担当課長からお答えします。

○住民税務課長

ただ今町長の答弁にありましたように窓口の無料化っていうことにつきましては、利用される医療機関全てのやっぱり理解、協力がないとできないっていうのが、これがやっぱり一番大きな課題だろうと思います。先ほど町長申し上げましたように平成14年なんですけれども、福祉医療制度の在り方検討委員会で提言書が出されておりますけれども、その検討の中ではですね、ただ今町長が申し上げました国保国庫負担金の減額調整がされるっていうことで、要はこのような窓口無料化が行われますと、どうしても医療費が増大してしまう。この結果に対してですね、国からの国保財政への負担金が減額されてしまう。ということは、町の国保財政への直接的な負担増になりますので、国保税を値上げせざるを得なくなるというような大きな課題があるわけございまして、それらを検討した結果、この平成14年に当時の多く行われました現物給付方式については好ましくないという結論を得て、平成14年をもちまして県下の市町村全てでこの現物給付方式が廃止をされております。そういう経過を踏まえてですね、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。なお、利用者の方の利便性を図るということの中で、長野県の中では自動給付方式という言い方をしておりますけれど

も、従来領収書を付けて窓口申請をしていただくことによって償還をしていたわけですけれども、この手続きは全て省くようになっております。そのような手続きがあったがためにですね、当時の提言書で言いますと2割ぐらい申請漏れがあるというふうに言われていたわけですけれども、現在この申請手続きは一切不要でございます。医療機関の方から我々の方に通知がございまして、それに基づいて全て給付をしておりますので、そういった点では長野県全体として統一してですねかなり利用者の方の利便性に適う形での制度が行われているという点でご理解いただきたいと思います。なお、窓口での支払いは一旦していただくわけですけれどもその支払いのお金もなかなか難しいというような場合には社会福祉協議会での貸付制度もございまして、国保やあるいは後期高齢者医療において限度額適用認定証の交付という制度がございまして、これによって一定程度までの金額の支払いで済むというような制度もございまして、ここらへんについては今後とも必要があれば広報をしながら、利用者の皆さんにご理解をいただきたいというふうに考えております。

○永原（8番）

窓口無料にするとかかる、医者にかかる人が増えるって言うんですけれども、病院にかかりやすくなって医療費が増えるとかあるんですけれども、病気の重度化を防いだり「これまで我慢していたけれども気楽に受診できるようになったので早めに治療ができた」という声も聞かれます。無料化になった所では。実際に今、経済的にも生活も大変になっている中で、窓口で一旦払うってことは本当に経済的負担があるっていう声が切実に聞かれてくる場合がありますので、ぜひ子どもの医療費の窓口無料化を大変ですけれども進めていく考えも持っていただきたいと思います。実際に仮に子どもの医療費の窓口が無料になったとしても、親はその病院に連れて行ったりする時、仕事を休んで付き添ったり行くまでに交通費がかかったりして窓口負担は無料になっても保護者の負担はやっぱりかかりますので、窓口負担だけでも、窓口無料で受診ができるようにしていくことが子育ての応援にも繋がると思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。次に出産祝い金について質問します。少子化対策及び若者定住化対策として人口増加を図るため、出産時にお祝い金を支給している所もほかでは多々あります。辰野町でも明るい家庭を作るためまた、次世代を担う新生児の健やかな成長を願ってこの出産お祝い金を実施できないか、お聞きします。

○町 長

先ほどの質問の方で逆にちょっとお聞きしたいんですが、窓口無料化になると非常に便利よく早期発見そういういろんなものに繋がっていくというようなことで、良いという話を聞く自治体もあるというんですか、どちらの方でお聞きになったかお知らせをいただきたいと。具体的な市町村までは知らないんですけども、どのへんのお話であったか参考にしたいと思います。次の質問でありますが出産祝い金であります。が県では結構やっている所もありますし、23町村が約半分ぐらいがですねそういうことをやっています。町も今度人口増に向けて今、対策を立てている最中でありまして辰野へ来て家を建ててくれる人に支援金が出せないかとか、あるいはまた大勢産んでもらうために何とかならないかとか。保育料に対しましては第3子、その替わり重なった時であります。が、無料化にするとか今実施しておりますが更にはまた出産に対して祝い金を出したらどうだろうと。お祝いだからお祝いでなくてやっぱり人口対策の問題でっていうことで、やっぱり大勢産んでいただくことを奨励するというような意味であります。よその方を見ても第1子から出している。第2子も第3子が段々厚くなって出ていく。4子以上は3子と同じとかいろいろあるわけですが、それで辰野としてもしやるならばですね、第1子ぐらいは普通に産んでいただいて、第2子ぐらいから例えば祝い金を出し、3子は少し厚くしようと。あまり3子を産んでくれないので、4子になったらもっと厚くするか3子と同じにするかというようなことでちょっと検討にこれは入っていきたいなと思って実はいるところであります。人口対策問題の中で、人口対策問題の中には農地調整区域もありますよね。これちょっといらんことですが、ちょっと早口で話ちゃいますが、農地調整区域は外れないですよ普通では。しかし政策的に国に掛け合っている一定のブロックを住民の皆さんや農家の皆さんと話し合っても外しても良いっていう所あったら宅地造成をびしゃーつとしちゃわないと人口は増えない。こんなことも考えているところでありますのでその一環として、また捉えさせていただきたい。ただ、今子ども手当が国から出ているわけですが、育てやすくなった。そしてまた教育費もっていうけれども、本当に教育の方へ使ってくれているのか。またそうやってお金で貰ったことによって確かにそれは生活はその分だけ良くなりますので、育てやすいということなんですが、それは果たして実感持っているかどうか。またこういった祝い金が更にまた、子どもを大勢産んでもらうことに繋がるかどうかということですね。ということに対

してはまた検証しなきゃならないだろうと思いますが、やってない市町村はそのへんがまだ研究中で分からないところじゃないかと思いますが、やっている所にも聞いてみたりして、本当にそういうことによって産んでくれるとかなれば良いんですが、ただ祝いだっていうことではない。何かの政策の下でやっていると思いますので、調べてみたい。意外と貰ってそれっきりっていうのが多いんじゃないかと思うんですが、今回の場合3子、2子、3子、4子ぐらいを検討してみたいと。こんなふうに思っております。

○永原（8番）

先ほどの窓口無料化の件は長野県はあれですので、群馬県の方でやっているっていうことでお聞きしました。

ぜひ、私もただやれば良いっていうだけじゃなくて、少子化対策、若者定住化対策としてそういう辰野町でもいろんな施策があって、その中の1つとしてそういうものもあるっていうと、若い人もほかではないけど辰野町にはあるんだっていうことで辰野を選ぶ場合もあるんじゃないかと思いますが、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に病時保育の実施についてです。子育て支援の病時保育への取り組みについて質問します。病時保育につきましては以前にも質問してきましたが、女性の社会参加が進む中、親が安心して働き、子どもを産み育てることができるということでぜひ病時保育に取り組んでほしいと願いますが、実施する考えがないかお聞きします。

○町 長

幼児でありますので、なかなか自分でその様態が人に伝えることができない状態の中で管理するということでもありますから、非常に大変難しいことでもあります。病院とも話したことがあるんですが、看護師さんやお医者さんとも。とっても今手が回らない。医師が潤沢にあれば誰か、何かと兼ねて回っていただいて看護師さんも潤沢で手があればそちらの方へもかかる。また子どもですので、保育士さんが1人ぐらい。そのことは何とかできると思うんです。臨時の方でもあるいは経験者でもいいですからそういう時に入ってもらってやると。なかなかそれがうまく受け付けてるところでうまくいかないの、前にも病後時保育のことも検討しましたがけれども今はちょっと受けて、何でもかんでも受けりゃ良いってもんじゃない。受け手が難しい状態にあります。結局こういった親御さんからの要望があることは十分承知いたしております。病気の時

に親が親身になって見てあげることが最も大切だという理屈もまた成り立つわけでありまして、しかし社会の一員としてお母さん方もお父さん方も一緒に合わせて働いているわけでありますので、そちらに迷惑かけるんでなくて病気の時には何とかというようにできれば一番最高であります。新年度からまた上伊那生協に委託していきたいというような方法もあるようでありますので、そのへんもちょっと検討して向こうの条件等も検討してみたいと思いますが、将来的には当町でも病院の方が今のスタッフが揃ってくれば受けていきたい。くどいようですが保育士さんの方の補給はそれに付いてなきやならんもんですから、そのことに対しましては心配なく何とか用意できる。そういうことでありますので、第1段目のご質問にはこのようにお答えをさせていただきます。

○永原（8番）

今町長の答えの中にも辰野では無理ならばって医療生協さんも、っていう話でしたが、私も以前に質問した時にも、辰野はとても人手がないっていうことで大変ならば、委託してやることができないかっていうことで、医療生協さんの方にもお聞きしたり、ほかの市町村にもちょっとお聞きしたらやはり子育てする中で本当に今、共働きが多くて休みづらい。休んで会社に迷惑って言うよりも、そういうことで休むと何回も休んだりするともう「来なくていいよ」って言われてしまうことがあったっていうことです。自分の子どもですので、病気になればしっかり親が看たいってのが本当の親の気持ちだと思うんですけども、そういうふうな環境が整っていない場合が多々あるので、要望しているんですけども、近くに祖父母などがいたり、親戚の人がいたりそういう見て、急な時でも見てくれる人がいる環境にある人はまだ良いんですが、本当に頼る所もなかったり急なことなのでなかなか看れないっていうことで、そういう病時保育、それを本当に切に前から願っている親御さんがいますので、ぜひ町でも医療生協に委託する考えも来年度はあるような、考えがあるので、ぜひこの病時保育ですね、やってって行くように切に願います。次に若者の安定促進事業について質問します。次代を担う子どもたちの成長を支援するとともに、育児や出産に伴う経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりと町の活力増進を目的として若者の定住を促進するために町として今取り組んでいる事業があったらお聞きします。

○町 長

次の質問で若者の定住促進ということでございまして、当然次代を担う皆さん方は大都会、あるいはほかの市町村でなくて辰野でも頑張っ生きて定住してほしいという願いでありまして、これは人口対策プロジェクト推進委員会、庁舎内で課長を中心に係長、公募職員等もして検討中であります。いずれにしましてもこの地元の不動産業者だとか、建設業者、商工会、建築士会、J A、金融機関、観光協会、あるいは移住者自体ですね、N P O法人との構成で立ち上げを現在行っているところでありまして、このことを更に進めていきたいとこんなふうに考えております。課長の方からもしあればお答えをします。

○まちづくり政策課長

辰野町の若者層、また子育て層に対する支援事業であります。先ほどありました医療費の特別給付ということで18歳到達までの間の医療費の関係の免除でありますとか、あとですね母子父子家庭等の18歳未満の入通院の無料化。また保育園の関係でありますけれど、同一世帯から2人以上の児童が同時に保育園、幼稚園に入園している場合は徴収金を2人目の児童は半額、3人目の児童は無料と、免除ということで実施しております。また学童クラブへの補助金等もまた実施しております。また今後、若者世代を含めまして移住定住につきましては、先ほど町長申しました人口対策プロジェクト推進委員会、また辰野町移住定住促進協議会にもかけまして協議をする中で新しい施策等も構築していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○永原（8）

辰野でもいろいろ人口増加、少子化対策、若者の定住に対していろんな支援事業を行っているんですが、定住促進事業の中にできたらその結婚を機に町内の賃貸住宅に入居する場合に40歳以下くらいの若者の夫婦に入居にかかわる家賃等の一部を補助するとか、あと既存住宅に住む場合に安全性や耐久性の問題があつてちょっとリフォームしなければならないっていう場合に、町内の業者を使う場合のみ工事利用の経費の一部を支援するとか、そういう何か辰野の特色として出していって若者の定住の促進に向かうようにぜひやってってもらいたいと思いますが、その部分の考えはどうでしょうか。

○町 長

人口対策プロジェクトチームの中にそういったことも全部包含して検討して組織的に展開していく予定になっておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○永原（８番）

ぜひその中で検討してってもらいたいと思います。次に商工業農業の後継者支援対策についてお聞きします。新たに商工業農業をやり始めたり、後継者になったりした場合に将来にわたり経営を続け自信と誇りを持った経営を確立するために町として支援している事業がありましたらお聞きします。

○町 長

当面は商工会が担当いたしておりますので、後継者育成事業補助金として町から100万円を補助しているところであります。とりあえずはそういうことであります。

○永原（８番）

そのほかに何か大きい意味でそういう頑張る若者、農業に就いたり商業の後継者になったりするのに、支援している事業があったらお聞きします。

○町 長

町の要請を受けまして、また商工会独自の発想もありますが商工会を中心に現在行っているわけでありましたが、辰野高校などから応募いただいて実施したのは未来経営人の事業ということで経営者を養成するための学生を対象にそういったことも応募で実施をしたところであります。また、後継者の育成事業として伊那のハローワーク、昔の職安であります、その指導の下で無料の職業紹介所の承認を受けたとか、それから製造業を中心に人材のマッチングを進めている。合わない所もありますので、マッチする所を進めている成果も出てきております。あと商工会が若手中心に表面処理ですね、いっぱい金属などの表面処理等に対しましての研究会、あるいはまた金属加工グループの事務局になって情報交換してまた若者を集めてそこで、一回体験をしていただくというようなこともやっているところであります。今、商工業でいいですね。商工業ですね。

○永原（８番）

はい。

○町 長

そんなことでありまして、いずれにしましてもキャリアですね。学校教育の中でも

キャリア教育が取り入れられて、実際に世の中でどんなようなことをやっていくのかということもやらないと、1,000人が山へ入って勉強して社会へ降りてきたら全然ちがっちゃったということのないようにしていく。その覚悟を、またそういったことをイメージングする中での学習活動をしていただくということの中で、やっぱり若者に対しましても学校も卒業しておられましても、あるいはまたこれから卒業する人に対しましても実際にいろんな体験ができるような場を与えたりして一番良い所で頑張ってもらいたい。こういうふうなことで定住促進を図っているところであります。以上です。

○永原（8番）

今、いろいろ施策を言っていたんですが、私の一連の質問としては若い人の応援というか、辰野の若者の人口を増やすっていうことで辰野は結婚してすぐには、こんなに良いことがあるよっていうことを発信していくっていうことも大事で、その子育て支援対策とかいろんな支援対策をやっぱりホームページでも、見る時に外からホームページ見た時にぱっと見て分かるように子育て支援対策とか、その今いった若者の定住促進事業とかそういうことがぱっと一覧になって分かるようなこともぜひこれからはやっていってもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9. 散会の時期

9月10日 午後 12時 34分 散会